

(号外) 外閣府  
(原稿作成) 発行内閣府  
(原稿作成) 国立印刷局

## 〔官房報告〕

国家試験

令和七年度情報処理技術者試験合格者  
(経済産業省)

## 〔公 告〕

基本測量関係事項公告 (国土交通省)

〔省 令〕

○閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術  
上の規格を定める省令及び消防法施  
行規則の一部を改正する省令

〔総務七三〕

○動力消防ポンプの技術上の規格を定  
める省令の一部を改正する省令

〔同七四〕

○消防用ホースの技術上の規格を定め  
る省令の一部を改正する省令

〔同七五〕

○消防用ホースに使用する差込式又は  
ねじ式の結合金具及び消防用吸管に  
使用するねじ式の結合金具の技術上  
の規格を定める省令の一部を改正す  
る省令 (同七六)○北海道開発局組織規則の一部を改正  
する省令 (国土交通八五)

## 〔法規的告示〕

○蓄電池設備の基準及び昭和五十年消  
防法告示第十四号の一部を改正する  
件 (消防庁六)

三	三	六	五	八	一	四	五
地 方 公 共 團 體	教 育 職 員 免 許 狀 失 効、 行 旅 死 亡 人 關 係	令 和 六 年 度 文 部 科 學 省 共 濟 組 合 の 決 算、 企 業 年 金 基 金 解 散・ 清 算 人 就 任	裁 判 所	諸 事 項	〔公 告〕	基 本 測 量 關 係 事 項 公 告 (國 土 交 通 省)	令 和 七 年 度 情 報 處 理 技 術 者 試 驗 合 格 者 (經 濟 產 業 省)
會 社 其 他	會 社 決 算 公 告	破 產、 免 責、 再 生 關 係					
六	七	八	九	十	十一	十二	十三

## 〔省 令〕

○総務省令第七十三号

消防法 (昭和二十三年法律第百八十六号) 第二十二条の二第二項及び消防法施行令 (昭和三十六年政令第三十七号) 第十二条第二項の規定に基づき、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三十日

総務大臣 村上誠一郎

閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令及び消防法施行規則の一部を改正する省令

**第一条** 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和四十年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、

## 〔ワックスヘッドの強度試験〕

第五条の二 ワックスによるコーティングを施したヘッド（第一号において「ワックスヘッド」という。）は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 ワックスヘッドを次の表の上欄に掲げる標示温度の区分に応じ同表下欄に掲げる試験温度に九十日間放置した後、ワックスに割れ、剥がれ又は流動が生じないこと。

標示温度の区分	試験温度
五十七度以上七十八度以下	三十八度
七十九度以上百二十度以下	六十六度
百二一度以上百六十二度以下	百七度
百六十三度以上二百三度以下	百四十九度
二百四度以上三百五十九度以下	百九十一度
二百六十度以上三百二度以下	二百四十六度

二 前号の試験後、第十二条の規定に適合すること。

三 金属又はガラス製で蓋のない円筒容器に、五十ミリリットルのワックス試験片を置き、第一号の表の上欄に掲げる標示温度の区分に応じ同表下欄に掲げる試験温度で加熱器に九十日間放置し、七日ごとに二時間から四時間放冷した場合、ワックスに割れ又は剥がれが生じないこと。

四 前号の試験後、当該試験片の質量は試験前の質量の五パーセントを超えて減少しないこと。

## 〔振動試験〕

第九条 ヘッドは、全振幅五ミリメートルで毎分千五百回の振動を三時間加えた後、部品が離脱することなく、かつ、二・五メガパスカルの圧力を五分間加えても漏水しないものでなければならない。

## 〔作動試験〕

第十一条 ヘッドを液槽内に入れ、当該ヘッドの標示温度より十度低い温度から温度一度毎分以内の割合で温度上昇させた場合にヘッドの作動する温度の実測値は、その標示温度の九十七パーセントから百三パーセントまで（グラスバルブを使用しているヘッドにあつては、九十五パーセントから百十五パーセントまで）の範囲内でなければならない。

2 ハンマー付ヘッドを液槽内に入れ、当該ハンドルのカバーの標示温度より十度低い温度から温度一度毎分以内の割合で温度上昇させた場合にハンドルが作動する温度及びカバーの離脱する温度の実測値は、当該ハンドル及びカバーのそれぞれの標示温度の九十七パーセントから百三パーセントまで（グラスバルブを使用しているヘッドにあつては、九十五パーセントから百十五パーセントまで）の範囲内でなければならない。この場合において、カバーに接点を有するものにあつては、離脱時に信号を発するものでなければならない。

〔新設〕

3 2

〔同上〕

## 〔振動試験〕

第九条 ヘッドは、全振幅五ミリメートルで毎分千五百回の振動を三時間加えた後、二・五メガパスカルの圧力を五分間加えても漏水しないものでなければならない。

第十一条 ヘッドを液槽内に入れ、当該ヘッドの標示温度より十度低い温度から温度一度毎分以内の割合で温度上昇させた場合にヘッドの作動する温度の実測値は、その標示温度の九十七パーセントから百三パーセントまで（グラスバルブを使用しているヘッドにあつては、九十五パーセントから百十五パーセントまで）の範囲内でなければならない。

## 〔新設〕

4 3

〔略〕

(感度試験)

表下欄に掲げる試験条件で水平気流に投入した場合において、次の式により算出される時間以内で作動するものでなければならない。

〔表略〕

$$t = 2 \times \log_e \left( 1 + \frac{\theta - \theta_r}{\delta} \right)$$

$$t = 2 \times \log_e \left( 1 + \frac{\theta - \theta_r}{\delta} \right)$$

$$t \quad \text{作動時間 (秒)}$$

$$\tau \quad \text{時定数 (秒)} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{一種のものにあつては五十 (有効散水半径 (以下「r」という。) 二・八のものにあつては四十)、二種のものにあつては二百五十} \\ \hline \end{array}$$

$$\theta \quad \text{ヘッドの標示温度 (度)}$$

$$\theta_r \quad \text{投入前のヘッドの温度 (度)}$$

$$\delta \quad \text{気流温度と標示温度との差 (度)}$$

カバー付ヘッドにあつては、前項の試験を行つた場合、カバーはヘッドの作動より早く離脱し、カバーに接点を有するものにあつては、離脱した旨の信号を発するものでなければならない。

(散水分布試験)

〔第十四条〕 ヘッドの散水分布は、○・一メガパスカルから一メガパスカルまでの範囲の放水圧力

で放水した場合、次の各号に適合するものでなければならない。

一 標準型ヘッド (小区画型ヘッドを除く。) は、別図二に示す散水分布試験装置を使用して各採水ますへの散水量を測定した場合において、次のイ及びロに適合するものであること。

一 標準型ヘッド (小区画型ヘッドを除く。) は、別図二に示す散水分布試験装置を使用して各採水ますへの散水量を測定した場合において、ヘッドの軸心を中心とする同心円上の各採水ますへの散水量の平均値の分布曲線が別図三 (有効散水半径 (以下「r」という。) 二・三のものに限る。) 又は別図四 (r二・六のものに限る。) に示す散水分布曲線より上にあり、全放水量の六十パーセント以上がヘッドの軸心を中心とする半径三百センチメートル (r二・三のものに限る。) 又は半径三百三十センチメートル (r二・六のものに限る。) の範囲内に散水しがつ、同心円上の各採水ますの採水量の差が少ないものであること。

〔新設〕

〔新設〕

〔第十四条〕 〔同上〕

(散水分布試験)

〔新設〕

$$\theta \quad \text{ヘッドの標示温度 (度)}$$

$$\theta_r \quad \text{投入前のヘッドの温度 (度)}$$

$$\delta \quad \text{気流温度と標示温度との差 (度)}$$

$$t \quad \text{作動時間 (秒)}$$

$$\tau \quad \text{時定数 (秒)} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{一種にあつては五十、二種にあつては二百五十} \\ \hline \end{array}$$

〔感度試験〕

〔第十二条〕 〔同上〕

(感度試験)

イ ヘッドの軸心を中心とする同心円上の各採水ますの採水量の平均値の分布曲線が、r二・三のものにあつては別図三に、r二・六のものにあつては別図四に、r二・八のものにあつては別図四の二に示す散水分布曲線より上にあること。

ロ 全放水量の六十パーセント以上が、r二・三のものにあつてはヘッドの軸心を中心とする半径 (以下このロにおいて「半径」という。) 三百センチメートル、r二・六のものにあつては半径三百三十センチメートル、r二・八のものにあつては半径三百六十センチメートルの範囲内に散水し、かつ、同心円上の各採水ますの採水量の差が少ないものであること。

〔二・三 略〕

〔二・三 同上〕

(表示)

**第十五条** ヘッドには、次の各号に掲げる事項を、その見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

〔一・二 略〕

〔三 標示温度〕

(表示)

〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔三 標示温度及び次の表の標示温度の区分による色別〕

標示温度の区分						
六十度未満						
六十一度以上百二十一度未満						
百二十二度以上二百六十二度未満						
二百六十一度以上						

〔四・五 同上〕

六 r二・六のものにあつては、「三・六」

七 小区画型ヘッド（水道連結型ヘッドを除く。）のものにあつては、「小」又は「S」及び流量定数K

定数K

八 水道連結型ヘッドのものにあつては、「W」、流量定数K及び○・○五メガパスカル又は放水量が毎分三十リットルとなる放水圧力のうちいずれか大きい値

2 ヘッドには、前項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる標示温度の区分に応じ同表下欄に掲げる色別をその見やすい箇所及び作動後においても確認できる箇所に容易に消えないよう表示しなければならない。ただし、作動後においても識別できる方法で標示温度が表示されているものにあつては、この限りでない。

六十度未満

標示温度の区分						
六十度未満						
六十一度以上七十五度未満						
七十五度以上百二十一度未満						
百二十二度以上二百六十二度未満						
二百六十一度以上						

〔新設〕

六 r二・六のものにあつては、「三・六」

七 小区画型ヘッド（水道連結型ヘッドを除く。）のものにあつては、「小」又は「S」及び流量

定数K

八 水道連結型ヘッドのものにあつては、「W」、流量定数K及び○・○五メガパスカル又は放水量が毎分三十リットルとなる放水圧力のうちいずれか大きい値

カバーには、標示温度をその見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

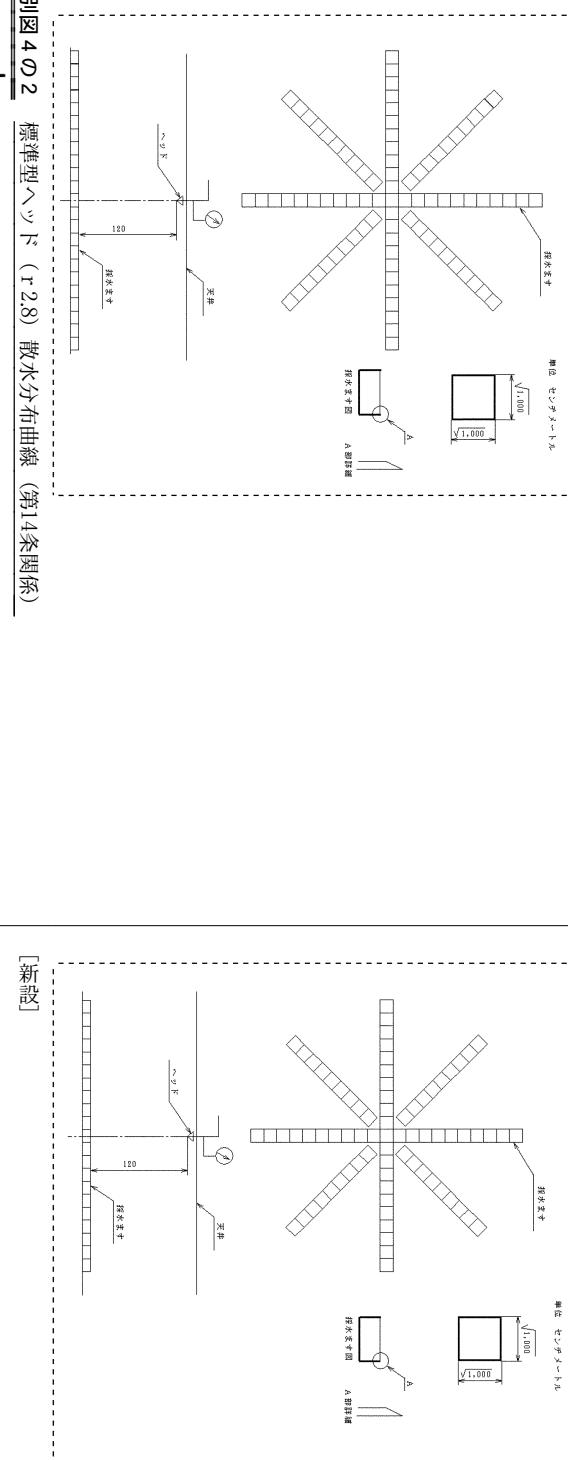
〔新設〕

別図2 標準型ヘッド及び小区画型ヘッド散水分布試験装置 (第14条関係)

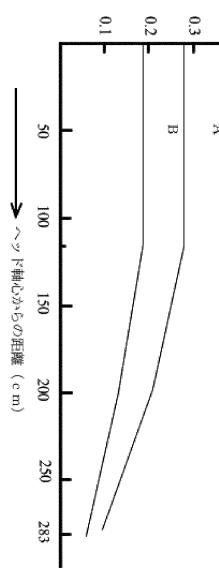
消防法規

別図2 標準型ヘッド及び小区画型ヘッド散水分布試験装置 (第14条関係)

消防法規



別図4の2 標準型ヘッド (r 2.8) 散水分布曲線 (第14条関係)



表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線 (上線を含む) は注記である。

(消防法施行規則の一部改正)

**第一条** 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を「」に順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分の「」に改める。

改	正	後
(標準型ヘッド等)	(標準型ヘッド等)	

**第十三条の二** 令第十二条第二項第二号イの規定により、同号イの表の下欄に定める距離となるよう設ける総務省令で定める種別のスプリンクラーヘッドは、同条第一項第二号から第四号まで及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物又はその部分(令別表第一丁項に掲げる

防火対象物の舞台部に限る。)に設けるものにあつては開放型スプリンクラーヘッドとし、同条第一項第八号に掲げる防火対象物又は同項第三号、第四号及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物若しくはその部分(令別表第一(一)項に掲げる防火対象物の舞台部を除く。)に設けるものにあつては閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッド(閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和四十年自治省令第二号)第二条第一号に規定する標準型ヘッド(同条第一号の二に規定する小区画型ヘッドを除く。)のうち、同令第十二条の感度の種別(次項、次条第一項及び第十三条の六第一項において「感度種別」という。)が一種であるもの又は同令第十四条第一項第一号の有効散水半径(以下「有効散水半径」という。)が二・三であるものに限る。以下この条、第十三条の五、第十三条の六及び第三十条の三において同じ。)とする。

2 令第十二条第二項第二号イの表の火災を早期に感知し、かつ、広範囲に散水することができるもの又は同令第十四条第一項第一号の有効散水半径(次項、第三項及び第十三条の五第三項において「有効散水半径」という。)が二・三であるものに限る。以下この条、第十三条の五、

3 令第十二条第二項第二号イの表の火災を早期に感知し、かつ、広範囲に散水することができるもの又は同令第十四条第一項第一号の有効散水半径(以下「高感度型ヘッド」という。)とする。

〔ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等〕

第十三条の五 「略」

〔2～6 略〕

7 令第十二条第一項第六号の防火対象物には、前項に規定するスプリンクラーヘッドのうち、標準型ヘッドにあつては次に定めるところにより、放水型ヘッド等にあつては前条第三項の規定の例により、設けなければならない。

一 「略」

二 スプリンクラーヘッドは、天井又は天井裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める距離となるように設けること。

防火対象物の部分 厨房その他火気を使用する設備又は器具を設置する部分	水 平 距 離
一・七メートル(高感度型ヘッドにあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離(同項中Xの値は、○・七五とする。)以下)	
〔略〕	〔略〕

〔8・9 略〕  
(スプリンクラー設備の水源の水量等)

第十三条の六 令第十二条第二項第四号の水量は、防火対象物の用途、構造若しくは規模又はスプリンクラー設備の種別に応じ、次に定めるところにより、算出するものとする。

一 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドを用いる場合は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数(乾式又は予作動式の流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備にあつては、当該下欄

防火対象物の舞台部に限る。)に設けるものにあつては開放型スプリンクラーヘッドとし、同条第一項第八号に掲げる防火対象物又は同項第三号、第四号及び第十号から第十二号までに掲げる防火対象物若しくはその部分(令別表第一(一)項に掲げる防火対象物の舞台部を除く。)に設けるものにあつては閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッド(閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和四十年自治省令第二号)第二条第一号に規定する標準型ヘッド(同条第一号の二に規定する小区画型ヘッドを除く。)のうち、同令第十二条の感度の種別(次項、次条第一項及び第十三条の六第一項において「感度種別」という。)が一種であるもの又は同令第十四条第一項第一号の有効散水半径(次項、第三項及び第十三条の五第三項において「有効散水半径」という。)が二・三であるものに限る。以下この条、第十三条の五、

2 令第十二条第二項第二号イの表の火災を早期に感知し、かつ、広範囲に散水することができるもの又は同令第十四条第一項第一号の有効散水半径(以下「高感度型ヘッド」という。)とする。

〔ラック式倉庫等に設けるスプリンクラーヘッド等〕

第十三条の五 「同上」

〔2～6 同上〕

7 「同上」

一 「同上」  
二 「同上」

防火対象物の部分 〔同上〕	水 平 距 離
一・七メートル(高感度型ヘッド(令第十二条第二号イの表に規定する高感度型ヘッドをいう。以下この条及び第十三条の六において同じ。)にあつては、第十三条の二第三項の規定の例により算出した距離(同項中Xの値は、○・七五とする。)以下)	
〔同上〕	〔同上〕

〔8・9 同上〕  
(スプリンクラー設備の水源の水量等)

第十三条の六 「同上」

一 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッドを用いる場合は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数(乾式又は予作動式の流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備にあつては、当該下欄

に定める個数に一・五を乗じて得た個数。以下この号において同じ。以上であるときにつては当該同表の下欄に定める個数、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数に満たないときにつては当該設置個数に、それぞれ一・六立方メートル(ラック式倉庫のうち、等級がⅢ又はⅣのものであつて第十三条の五第五項第四号の規定により水平遮蔽板が設けられているものにあつては二・二八立方メートル、その他のものにあつては三・四二立方メートル)を乗じて得た量とすること。

に定める個数に一・五を乗じて得た個数。以下この号において同じ。以上であるときにつては当該同表の下欄に定める個数、スプリンクラーヘッドの設置個数が同表の下欄に定める個数に満たないときにつては当該設置個数に、それぞれ一・六立方メートル(ラック式倉庫のうち、等級がⅢ又はⅣのものであつて第十三条の五第五項第四号の規定により水平遮へい板が設けられているものにあつては一・二八立方メートル、その他のものにあつては三・四三立方メートル)を乗じて得た量とすること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附  
則

2 1 この省令は、公布の日から施行する。この省令の施行の際、現に型式承認を

○總務省令第七十四号  
消防法  
(昭和二十三年)

令和七年七月三十日

この省令の施行の際、現に型式承認を受けている閉鎖型スプリンクラーヘッドに係る型式承認は、改正後の閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。  
**総務省令第七十四号**  
消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の三第一項の規定に基づき、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

総務大臣 村上誠一郎

動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令  
動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和六十一年自治省令第二十四号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、これを加える。

		改	正	後
〔略〕 部品	〔略〕 材 料	〔用語の意義〕 〔第一条〕 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 動力消防ポンプ ポンプ、ポンプ駆動用の内燃機関(電動機又はこれらと同等以上の性能を有する機関)その他の必要な機械器具から構成される消防の用に供するポンプ設備をいう。	〔第二条〕 〔同上〕 一 動力消防ポンプ ポンプ、ポンプ駆動用の内燃機関(電動機又はこれらと同等以上の性能を有する機関(以下「機関」という。)その他の必要な機械器具から構成される消防の用に供するポンプ設備をいう。	〔二、六 略〕 〔一般構造及び機能〕
〔略〕 〔材料〕	〔略〕 〔材料〕	〔第三条〕 動力消防ポンプの一般構造及び機能は、次の各号に適合するものでなければならない。 〔一、三 略〕 〔四、八 略〕 〔三、二〕 充電部のうち、外部から容易に人が触れるおそれのある部分は、十分に保護されなければならないこと。 〔九〕 可搬消防ポンプ(大容量泡放水砲用可搬消防ポンプを除く。)の乾燥質量(燃料、潤滑油、冷却水その他の液体及び電動機駆動用の蓄電池を全て取り除いた場合の総質量をいう。)は、百五十キログラム以下であること。	〔四、八 同上〕 〔一、三 同上〕 〔新設〕 〔二、六 同上〕 〔一般構造及び機能〕	〔第三条〕 〔同上〕 〔二、三 同上〕 〔新設〕 〔二、六 同上〕 〔用語の意義〕

〔同上〕 部品	〔同上〕 材 料	〔第四条〕 〔同上〕 〔材料〕	〔第十一条 同上〕 〔新設〕
〔略〕 内燃機関及び電動機を併用するものにあつては、内燃機関又は電動機への切替えに際して、その機能に有害な影響を及ぼすおそれがないこと。	〔略〕 〔十一 内燃機関及び電動機を併用するものにあつては、内燃機関又は電動機への切替えに際して、その機能に有害な影響を及ぼすおそれがないこと。〕	〔略〕 〔十一 内燃機関及び電動機を併用するものにあつては、内燃機関又は電動機への切替えに際して、その機能に有害な影響を及ぼすおそれがないこと。〕	〔略〕 〔十一 内燃機関及び電動機を併用するものにあつては、内燃機関又は電動機への切替えに際して、その機能に有害な影響を及ぼすおそれがないこと。〕

ポンプの級別	乾燥質量(キログラム)
A-1	百五十以下
B-1	百以下
B-2	百以下
C-1	百以下
C-2	百以下
D-1	二十五以下
D-2	十五以下



(消防ポンプ自動車の機関)

**第九条** 消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の内燃機関は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 冷却装置は、次に掲げるところによること。

イ 水冷式の冷却装置は、次によること。

(1) 冷却水の漏出により気化器及び電気装置が濡れない構造であること。

(2) (3) 略

〔口 略〕

〔二・七 略〕

八 内燃機関の回転速度を制限する装置（以下「ガバナ」という。）が設けられていること。

九 内燃機関の回転速度を調節する装置（以下「スロットル」という。）がポンプの圧力計測装置を監視しながら操作できる位置に設けられていること。

十 内燃機関の騒音により消防活動に支障が生じないよう消音装置が設けられていること。

2 〔消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の電動機について〕 前項各号（第一号イ(1)、第二号から第七号まで及び第十号を除く。）を準用するほか、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 水冷式の冷却装置は、冷却水の漏出により電気装置が濡れない構造であること。

二 電動機駆動用の蓄電池は、次に掲げるところによること。

イ 蓄電池の充電の残量を指示できる指示計が設けられていること。

ロ 蓄電池の容量は、第二十一条に規定する規格放水性能で一時間以上の連續放水運転ができる容量であること。

ハ 蓄電池の温度を使用温度範囲に調整する機能を有するものにあつては、周囲の環境により機能に支障が生じないものであり、かつ、電動機の作動を妨げないものであること。

三 電動機駆動用以外の用途に用いる蓄電池にあつては、当該用途に用いるために十分な容量を有するものであること。

四 電動機駆動用及びそれ以外の双方の用途に用いる蓄電池にあつては、第二号ロ及び前号に規定する容量を合計した容量を有するものであること。

3 〔消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の機関のうち、内燃機関及び電動機を併用するものについては〕 第一項第三号ニ及び前項第二号ロの規定は、適用しない。この場合において、内燃機関の燃料タンク及び電動機の蓄電池の容量については、当該内燃機関及び当該電動機を併用することにより、第二十一条に規定する規格放水性能で一時間以上の連續放水運転ができるものでなければならない。

（可搬消防ポンプの機関）

**第三十三条** 可搬消防ポンプの内燃機関は、第九条第一項各号（第一号イ(2)及び(3)、第二号ロ、第三号ハ及びニ及び二並びに第六号を除く。）に適合するほか、次の各号に適合するものでなければならない。

2 〔可搬消防ポンプの電動機は、第九条第二項（第二号ロ、第三号及び第四号を除く。）の規定に適合するほか、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、この場合において第九条第二項中「前項各号（第一号イ(1)、第二号から第七号まで及び第十号を除く。）」とあるのは「前項各号（第一号イ、第二号から第七号まで及び第十号を除く。）」と読み替えるものとする。〕

一 電動機駆動用の蓄電池の容量は、第二十一条に規定する規格放水性能で三十分間以上の連続放水運転ができる量であること。

(消防ポンプ自動車の機関)

**第九条** 消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の機関は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 〔同上〕

イ 〔同上〕

(1) 冷却水の漏出により気化器及び電気装置がぬれない構造であること。

(2) (3) 〔同上〕

〔口 同上〕

〔二・七 同上〕

八 機関の回転速度を制限する装置（以下「ガバナ」という。）が設けられていること。

九 機関の回転速度を調節する装置（以下「スロットル」という。）がポンプの圧力計測装置を監視しながら操作できる位置に設けられていること。

十 機関の騒音により消防活動に支障が生じないように消音装置が設けられていること。

2 〔新設〕

八 機関の回転速度を制限する装置（以下「ガバナ」という。）が設けられていること。

九 機関の回転速度を調節する装置（以下「スロットル」という。）がポンプの圧力計測装置を監視しながら操作できる位置に設けられていること。

十 機関の騒音により消防活動に支障が生じないように消音装置が設けられていること。

二 電動機駆動用以外の用途に用いる蓄電池にあつては、当該用途に用いるために十分な容量を有するものであること。

三 電動機駆動用及びそれ以外の双方の用途に用いる蓄電池にあつては、前二号に規定する容量を合計した容量を有するものであること。

3|| 可搬消防ポンプの機関のうち、内燃機関及び電動機を併用するものについては、第一項第二号ハ及び前項第一号の規定は、適用しない。この場合において、内燃機関の燃料タンク及び電動機の蓄電池の容量については、当該内燃機関及び当該電動機を併用することにより、第二十一条に規定する規格放水性能で三十分間以上の連續放水運転ができるものでなければならない。

(大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車の機関)

第十七条 大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の内燃機関は、第九条第一項各号（第一号イ(3)(ii)及び第三号ニを除く。）に適合するほか、次の各号に適合するものでなければならない。

2|| 「一・二 略」

2|| 大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の電動機は、次の各号に定めるところによる。

一 当該電動機については、第九条第二項各号（第二号口を除く。）の規定を準用する。この場合において、第九条第二項中「前項各号（第一号イ(1)、第二号から第七号まで及び第十号を除く。）」とあるのは、「前項各号（第一号イ(1)及び(3)(ii)、第二号から第七号まで並びに第十号を除く。）」と読み替えるものとする。

二 蓄電池の容量は、第三十一条第一項に規定する放水性能で二時間以上連續放水運転ができる量でなければならない。

3|| 大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の機関のうち、内燃機関及び電動機を併用するものについては、第一項第二号及び前項第二号の規定については、適用しない。この場合において、第一項第二号及び前項第二号に規定する燃料タンク及び蓄電池の容量については、内燃機関及び電動機を併用することにより、第三十一条に規定する放水性能で二時間以上の連續放水運転ができるものでなければならない。

(ポンプの放水性能試験)

第二十一条 略

〔2 略〕

3 ポンプの効率（第一項第一号の状態において、水動力をポンプの軸動力で除した値をいう。以下以下この項において同じ。）は、消防ポンプ自動車のポンプにあつては六十五パーセント以上、可搬消防ポンプのポンプにあつては五十五パーセント以上（ポンプの級別がD-1級又はD-2級の二級のポンプにあつては、二十五パーセント以上）とする。ただし、特殊な構造を有するポンプであつて、そのポンプ効率を見やすい箇所に容易に消えないように表示しているものにあつては、この限りでない。

(連続放水試験)

第二十二条 略

〔2 略〕

〔新設〕

第十七条 大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車のポンプ駆動用の機関は、第九条各号（第一号イ(3)(ii)及び第三号ニを除く。）に適合するほか、次の各号に適合するものでなければならない。

2|| 「一・二 同上」

〔新設〕

(大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車の機関)

〔2 同上〕

〔2 同上〕

〔2 同上〕

〔2 同上〕

〔2 同上〕

〔2 同上〕

3 ポンプの効率（第一項の状態において、水動力をポンプの軸動力で除した値をいう。以下この項において同じ。）は、消防ポンプ自動車のポンプにあつては六十五パーセント以上、可搬消防ポンプのポンプにあつては五十五パーセント以上（ポンプの級別がD-1級又はD-2級の二級のポンプにあつては、二十五パーセント以上）とする。ただし、特殊な構造を有するポンプであつて、そのポンプ効率を見やすい箇所に容易に消えないように表示しているものにあつては、この限りでない。

(連続放水試験)

第二十二条 同上

〔2 同上〕

3 内燃機関の各気筒圧縮圧力の最大差は、連続放水運転の直後に、次の各号に掲げる動力消防ポンプの種類に応じ、当該各号に定めるところにより機関を回転させた場合（ガソリンを燃料とする機関にあつては、スロットルを最大限度の位置にした状態で回転させた場合）において、当該気筒圧縮圧力の平均値の二十分の一以内でなければならぬ。

機関の各気筒圧縮圧力の最大差は、連続放水運転の直後に、次の各号に掲げる動力消防ポンプの種類に応じ、当該各号に定めるところにより機関を回転させた場合（ガソリンを燃料とする機関にあつては、スロットルを最大限度の位置にした状態で回転させた場合）において、当該気筒圧縮圧力の平均値の二十パーセント以内でなければならない。

4 略

電動機にあつては、連続放水運転中における電動機、冷却装置その他必要な機械器具の温度

〔新設〕

第二項第二号から第四号及び第六号の規定は、電動機については、適用しない。

**第二十五条** 真空ポンプには次の各号に適合するものでなければならぬ  
一、ポンプの一の吸入口と当該吸入口と同様の標準吸管を取付け当該吸

一  
二  
三

態において、定格回転速度で真空ポンプの回転を開始したときから三十秒以内に当該外端における空気圧が回転を開始した時点の大気圧からその八十四パーセント（ポンプの級別がD—I級及びD—II級のポンプにあつては、四十二パーセント）を減じた値に達し、かつ、真空ポンプを停止したときから三十秒間における真空漏れが一・三キロパスカル以下であること。

〔二・三略〕

四 ポンプの一の吸入口に当説吸水口と同様の標準吸管を取り付け当説吸管の外端を塞いた状態において、真空ポンプを定格回転速度で回転させ、空気圧が回転を開始した時点の大気圧からその八十四パーセント（ポンプの級別がD-1級及びD-2級のポンプにあつては、四十二パーセント）を減じた値に達したときから引き続き五分間回転させた場合において、構造又は機能に異常を生じないものであること。

内燃機関の運転中において、当該機関の性能を J I S D 一〇一（自動車用エンジン出力試験方法）のネット軸出力試験方法により測定した場合、当該機関の出力及び回転速度の減衰が認められないこと。

二 内燃機関の運転中ににおいて、当該機関の振動及び当該音品より発する音が安定した状態にあり、かつ、当該各機関の各部分の温度が第二十二条第二項（同項第五号を除く。）に定める温度以下であること。

三 内燃機関の運転に支障をもたらすような部品の摩耗、損傷、炭素付着等が生じず、かつ、当該運転後に部品（点火プラグを除く。）の交換をする必要がないこと。

前項の場合において、内燃機関に補助冷却器が設けられている場合の冷却水量は、次に掲げる算式により算出された数値以下とする。

[算式 略]  
[算式の符号 略]

〔算式の符号 同左〕

（真空ポンプの機能試験）  
**第二十五条** 「同上」

状態において、真空ポンプを定格回転速度で回転を開始したときから三十秒以内に当該外端における空気圧が回転を開始した時点の大気圧の八十四パーセント（ポンプの級別がD-1級及びD-2級のポンプにあつては、四十二パーセント）に達し、かつ、真空ポンプを停止しこきから三十秒間これらする真空漏れが一・三キロペックレ以下であることを。

〔一・三 同上〕

四 ボンプの一の吸水口に当該吸水口と同径の標準吸管を取り付け当該吸管の外端をふさいだ状態において、真空ボンプを定格回転速度で回転させ、空気圧が回転を開始した時点の大気圧の八十四パーセント（ボンプの級別がD-一級及びD-二級のボンプにあつては、四十二パーセント）に達したときから引き続き五分間回転させた場合において、構造又は機能に異常を生じないものであること。

**第二十七条 機関** 第二十二条に定める連続放水試験により性能を確認することができないものに限る。以下この項及び次項において同じ。は、全負荷状態（全負荷状態にすることができる構造のものにあつては、気化器のガス弁開度又はスロットルの位置を許容最大限度にした状態）で八時間連続して運転を行つた場合において、次の各号に適合するものでなければならぬ。

機関の運転中ににおいて、当該機関の性能をJIS D 1001(自動車用エンジン出力試験方法)のネット軸出力試験方法により測定した場合、当該機関の出力及び回転速度の減衰が認められないこと。

二 機関の運転中ににおいて当該機関の振動及び当該音より発する音が安定した状態にあつて、當該各機関の各部分の温度が第二十二条第一項（同項第五号を除く。）に定める温度以下であること。

三 機関の運転に支障をもたらすような部品の摩耗、損傷、炭素付着等が生じず、かつ、當該運転後に部品（点火プラグを除く。）の交換をする必要がないこと。

前項の場合において、機関に補助冷却器が設けられている場合の冷却水量は、次に掲げる算式により算出された数値以下とする。

3

電動機(第二十二条に定める連続放水試験により性能を確認することができないものに限る。以下この項において同じ。)は全負荷状態(全負荷状態にすることができない構造のものにあつては、スロットルの位置を許容最大限度にした状態)で八時間連続して運転を行つた場合において、次の各号に適合するものでなければならない。

一 電動機の運転中において、当該機関の性能を電動機と制御装置とを組み合わせた状態により出力を測定した場合、当該機関の出力及び回転速度の減衰が認められないこと。

二 電動機の運転中において、当該機関の振動及び当該部品より発する音が安定した状態にあり、かつ、電動機、冷却装置その他必要な機械器具等の温度の上昇により、機能に異常を生じないものでなければならない。

三 電動機の運転に支障をもたらすような部品の摩耗、損傷等が生じず、かつ、当該運転後に部品の交換をする必要がないこと。

(機関の低温始動試験)

第二十八条 内燃機関は、当該機関の温度が摂氏零下二十度の状態において、始動操作を開始してから四十五秒以内に始動するものでなければならない。

2 前項の場合において、消防ポンプ自動車の内燃機関の装備はJIS D 1001(自動車用エンジン出力試験方法)の附属装置装備条件Bによるものであり、かつ、当該機関の回転速度はJIS D 1021(自動車始動試験方法)により始動電動機で機関を回転させたときの回転速度の八十五パーセントでなければならない。

3 電動機は、当該機関及び電動機駆動用の蓄電池の温度が使用温度範囲の下限値の状態において、設計された時間以内に始動するものでなければならない。

(連続放水試験)

第三十二条 [略]

〔2 略〕

3 大容量泡放水砲用動力消防ポンプの内燃機関の各気筒圧縮圧力の最大差は、連続大容量放水運転の直後に、始動操作により機関を回転させた場合(ガソリンを燃料とする機関にあつては、スロットルを最大限度の位置にした状態で回転させた場合)において、当該気筒圧縮圧力の平均値の二十パーセント以内でなければならない。

〔4 略〕

5 大容量泡放水砲用動力消防ポンプの電動機は、連続放水運転中における第三十二条第二項第一号及び第五号に掲げる部分の温度は当該各号に定める温度以下で、かつ、電動機、冷却装置その他必要な機械器具の温度の上昇により、機能に異常を生じないものでなければならない。

(真空ポンプの機能試験)

第三十四条 大容量泡放水砲用動力消防ポンプの真空ポンプは、次の各号に適合するものでなければならない。

一 ポンプの全ての吸水口に当該吸水口と同径の標準大容量吸管を取り付け当該吸管の外端を塞いだ状態において、定格回転速度で真空ポンプの回転を開始したときから設計された時間内に当該外端における空気圧が回転を開始した時点の大気圧からその八十四パーセントを減じた値に達し、かつ、真空ポンプを停止したときから三十秒間における真空漏れが一・三キロパスカル以下であること。

〔二・三 略〕

〔新設〕

第二十八条 機関は、当該機関の温度が摂氏零下二十度の状態において、始動操作を開始してから四十五秒以内に始動するものでなければならない。

2 前項の場合において、消防ポンプ自動車の機関の装備はJIS D 1001(自動車用エンジン出力試験方法)の附属装置装備条件Bによるものであり、かつ、当該機関の回転速度はJIS D 1021(自動車始動試験方法)により始動電動機で機関を回転させたときの回転速度の八十五パーセントでなければならない。

〔新設〕

(機関の低温始動試験)

第三十二条 [同上]

〔2 同上〕

3 大容量泡放水砲用動力消防ポンプの機関の各気筒圧縮圧力の最大差は、連続大容量放水運転の直後に、始動操作により機関を回転させた場合(ガソリンを燃料とする機関にあつては、スロットルを最大限度の位置にした状態で回転させた場合)において、当該気筒圧縮圧力の平均値の二十パーセント以内でなければならない。

〔4 同上〕

〔新設〕

一 ポンプのすべての吸水口に当該吸水口と同径の標準大容量吸管を取り付け当該吸管の外端をふさいだ状態において、真空ポンプを定格回転速度で回転を開始したときから設計された時間内に当該外端における空気圧が回転を開始した時点の大気圧の八十四パーセントに達し、かつ、真空ポンプを停止したときから三十秒間における真空漏れが一・三キロパスカル以下であること。

〔二・三 同上〕

四 ポンプの全ての吸水口に当該吸水口と同径の標準大容量吸管を取り付け当該吸管の外端を塞いだ状態において、真空ポンプを定格回転速度で回転させ、空気圧が回転を開始した時点の大気圧からその八十四パーセントを減じた値に達したときから引き続き五分間回転させた場合において、構造又は機能に異常を生じないものであること。

別表 (第二十一条関係)

〔表略〕

別図 (第二1条、第31条関係) 〔図略〕

備考

表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

- 2 1 この省令の施行の日前に消防法第二十一条の十六の四第一項の規定により総務大臣に届出を行つた動力消防ポンプについては、改正後の動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の規格に適合する動力消防ポンプとみなす。

○総務省令第七十五号

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十一条の十六の二第一項の規定に基づき、消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令

令和七年七月三十日

総務大臣

消防用ホースの技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

消防用ホースの技術上の規格を定める省令(平成二十二年総務省令第二十二号)の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

総務大臣

村上誠一郎

消防用ホースの技術上の規格を定める省令(平成二十二年総務省令第二十二号)の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

消防用ホースの技術上の規格を定める省令(平成二十二年総務省令第二十二号)の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

総務大臣

村上誠一郎

改

正

後

改

正

前

目次

〔第一章～第三章 略〕

第四章 大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホース (第三十三条～第三十六条)  
〔第五章・第六章 略〕

附則

(用語の意義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 消防水ホース 平ホース、保形ホース、大量送水用ホース、大容量泡放水砲用ホース及び濡れホースをいう。

二 平ホース 消防の用に供するホース(ジャケットにゴム又は合成樹脂の内張りを施したものに限り、保形ホース及び濡れホースを除く。第三号の二及び第四号において同じ。)であつて、大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホース以外のものをいう。

三 保形ホース 消防の用に供するホースであつて、ホースの断面が常時円形に保たれるもの

をいう。

三の二 大量送水用ホース 消防の用に供するホースであつて、大量の水等を送水するため

に使用する呼び径(設計された内径(単位 ミリメートル)をいう。第四条第二項及び第五条

第一項において同じ)が百五十を超えるものをいう。

四 大容量泡放水砲用ホース 消防の用に供するホースであつて、石油コンビナート等災害防

止法施行令(昭和五十一年政令第二十九号)第十三条第三項に規定する大容量泡放水砲用防災資機材等としての用途にのみ用いられるものをいう。

五 濡れホース 消防の用に供するホースであつて、水流によりホース全体が均一に濡れるもの

をいう。

〔六～八 略〕

九 ダブルジャケット 平ホース、大量送水用ホース又は大容量泡放水砲用ホースを外とうで被覆した構造のものをいう。

〔六～八 同上〕

九 ダブルジャケット 平ホース又は大容量泡放水砲用ホースを外とうで被覆した構造のものをいう。

別表

(第十六条関係) 〔同上〕 〔同左〕

別図

(第二0条、第30条関係) 〔同上〕 〔同左〕

四 ポンプのすべての吸水口に当該吸水口と同径の標準大容量吸管を取り付け当該吸管の外端をふさいだ状態において、真空ポンプを定格回転速度で回転させ、空気圧が回転を開始した時点の大気圧の八十四パーセントに達したときから引き続き五分間回転させた場合において、構造又は機能に異常を生じないものであること。

別表 (第十六条関係)

〔同上〕

別図 (第二0条、第30条関係) 〔同上〕

(消防用ホースの構造)

**第三条** 消防用ホースの構造は、次に定めるところによらなければならない。

〔一～五 略〕

六、縦色線又は縦線を有していること。ただし、保形ホース、大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホースにあつては、縦色線又は縦線を有しないものとすることができる。

(内径)

**第四条** 消防用ホース（大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホースを除く。）は、その呼称に応じ、次の表に掲げる内径を有するものでなければならない。

(表略)

2 大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホースの内径は、当該大量送水用ホース又は大容量泡放水砲用ホースの呼び径の範囲内のものでなければならない。

(表示)

**第五条** 消防用ホースは、次の各号に掲げる事項を、その見やすい箇所に容易に消えないように表示するものでなければならない。

〔一～四 略〕

五、平ホース、保形ホース及び濡れホースにあつては、呼称

五、平ホース、保形ホース及び濡れホース（単位 メートル）及び第十条ただし書又は第二十二条ただし書が適用されるものにあつては、その用途

〔六 略〕

七、設計破断圧が使用圧の三倍未満の平ホース、保形ホース、大量送水用ホース及び濡れホースにあつては、「設計破断圧」という文字及び設計破断圧

〔八・九 略〕

九、平ホースにあつては、次に掲げる事項

〔イ 大量送水用ホースを除く。〕

〔ロ 口呼び径〕

ハ、送水中に機器の操作で急激に圧力を変化させてはならない旨

〔十・十一 略〕

〔2 略〕

(ゴム及び合成樹脂の品質)

**第十九条** 〔略〕

2 保形ホースの内張り及び被覆に使用されている合成樹脂は、第七条第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号、第三号及び第四号の規定に適合するものでなければならない。この場合において、第七条第三項第三号中「第十二条の試験（ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。）」とあるのは、「第二十四条の試験（最小曲げ半径を内円の半径とする円形に保形ホースを曲げた状態で行うものを除く。）」と読み替えるものとする。

**第四章** 大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホース

(長さ)

第三十三条 大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホースの長さ（単位 メートル）は、乾燥させた状態で、表示された長さからその長さの百十パーセントの長さまでのものでなければならない。

(消防用ホースの構造)

**第三条** 〔同上〕

〔一～五 同上〕

六、縦色線又は縦線を有していること。ただし、保形ホース及び大容量泡放水砲用ホースについては、縦色線又は縦線を有しないものとすることができる。

(内径)

**第四条** 消防用ホース（大容量泡放水砲用ホースを除く。）は、その呼称に応じ、次の表に掲げる内径を有するものでなければならない。

(表示)

2 大容量泡放水砲用ホースの内径は、当該大容量泡放水砲用ホースに表示された呼び径（大容量泡放水砲用ホースの設計された内径（単位 ミリメートル）をいう。以下同じ。）からその呼び径の百三バーセントの内径までの範囲内のものでなければならない。

(表示)

**第五条** 〔同上〕

〔一～四 同上〕

五、呼称（大容量泡放水砲用ホースを除く。）、長さ（単位 メートル）及び第十条ただし書又は第二十二条ただし書が適用されるものにあつては、その用途

〔新設〕

六、〔六 同上〕 「設計破断圧」という文字及び設計破断圧（設計破断圧が使用圧の三倍以上の平ホース、保形ホース及び濡れホース並びに大容量泡放水砲用ホースを除く。）

〔八・九 同上〕

七、〔六 同上〕 「設計破断圧」という文字及び設計破断圧（設計破断圧が使用圧の三倍以上の平ホース、保形ホース及び濡れホース並びに大容量泡放水砲用ホースを除く。）

〔新設〕

八、〔十・十一 同上〕

〔2 同上〕

(ゴム及び合成樹脂の品質)

**第十九条** 〔同上〕

2 保形ホースの内張り及び被覆に使用されている合成樹脂は、第七条第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号、第三号及び第四号の規定に適合するものでなければならない。この場合において、第七条第三項第三号中「第十二条の試験（ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。）」とあるのは、「第二十四条の試験（最小曲げ半径を内円の半径とする円形に保形ホースを曲げた状態で行うものを除く。）」と読み替えるものとする。

**第四章** 大容量泡放水砲用ホース

(長さ)

第三十三条 大容量泡放水砲用ホースの長さ（単位 メートル）は、乾燥させた状態で、表示された長さからその長さの百十パーセントの長さまでのものでなければならない。

## (耐圧試験)

**第三十四条** 大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホースは、まっすぐにした状態で使用圧の二・〇倍（ジャケット二・〇倍（ジャケットの劣化等を防ぐための処置がされているものにあつては、一・五倍）の水圧を五分間加えた場合水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ、噴水、漏水等を生じてはならない。

（よじれ）

**第三十五条** 大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホースのよじれは、右方向のものであり、かつ、使用圧を加えた場合におけるホースのよじれが、使用上支障のない範囲内でなければならぬ。

（準用）

**第三十六条** 第七条から第九条まで、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、大量送水用ホースについて準用する。

**3** 前二項の場合において、第七条第三項第二号中「長さ三十センチメートルの部分」とあるのは、「一部分」と、「第十二条の試験（ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。）」とあるのは、「第三十四条の試験」と、同項第三号中「第十二条の試験（ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。）」とあるのは、「第三十四条の試験」と、第十六条中「使用圧一・三以下」とあるのは、「その他」と読み替えるものとする。

**2** 第七条から第九条まで、第十四条及び第十六条の規定は、大容量泡放水砲用ホースについて準用する。

**第三十六条** 第七条から第九条まで、第十四条及び第十六条の規定は、大容量泡放水砲用ホースについて準用する。この場合において、第七条第三項第二号中「長さ三十センチメートルの部分」とあるのは、「一部分」と、「第十二条の試験（ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。）」とあるのは、「第三十四条の試験」と、同項第三号中「第十二条の試験（ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。）」とあるのは、「第三十四条の試験」と、第十六条中「使用圧一・三以下」とあるのは、「その他」と読み替えるものとする。

**第三十六条** 第七条から第九条まで、第十四条及び第十六条の規定は、大容量泡放水砲用ホースについて準用する。この場合において、第七条第三項第二号中「長さ三十センチメートルの部分」とあるのは、「一部分」と、「第十二条の試験（ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。）」とあるのは、「第三十四条の試験」と、同項第三号中「第十二条の試験（ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。）」とあるのは、「第三十四条の試験」と、第十六条中「使用圧一・三以下」とあるのは、「その他」と読み替えるものとする。

〔新設〕

**第三十九条** 〔同上〕

〔品質〕

〔新設〕

〔一 略〕

**第三十九条** 撥れホースの内張りに使用されているゴムは、第七条第二項の規定及び次の各号に適合するものでなければならない。

〔一 略〕

二 ホースの長さ三メートルの部分を折り畳んだ状態でJIS K 六二五九一の静的オゾン劣化試験の方法に基づいて、次の表に掲げる試験条件により試験を行つた後において、第四十五条の規定に適合するものであること。

項目	試験条件
〔略〕	〔略〕

オゾン濃度の測定方法  
JIS K 六二五九一に示す測定方法C三(定電流電解法)  
による。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の日前に消防法第二十一条の十六の四第一項の規定により総務大臣に届出を行つた消防用ホースについては、改正後の消防用ホースの技術上の規格を定める省令の規格に適合する消防用ホースとみなす。

## (耐圧試験)

**第三十四条** 大容量泡放水砲用ホースは、まっすぐにした状態で使用圧の二・〇倍（ジャケットの劣化等を防ぐための処置がされているものにあつては、一・五倍）の水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ、噴水、漏水等を生じてはならない。

（よじれ）

**第三十五条** 大容量泡放水砲用ホースのよじれは、右方向のものであり、かつ、使用圧を加えた場合におけるホースのよじれが、使用上支障のない範囲内でなければならぬ。

（準用）

**第三十六条** 第七条から第九条まで、第十四条及び第十六条の規定は、大容量泡放水砲用ホースについて準用する。

**第三十六条** 第七条から第九条まで、第十四条及び第十六条の規定は、大容量泡放水砲用ホースについて準用する。この場合において、第七条第三項第二号中「長さ三十センチメートルの部分」とあるのは、「一部分」と、「第十二条の試験（ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。）」とあるのは、「第三十四条の試験」と、同項第三号中「第十二条の試験（ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。）」とあるのは、「第三十四条の試験」と、第十六条中「使用圧一・三以下」とあるのは、「その他」と読み替えるものとする。

項目	試験条件
〔同上〕	〔同上〕

JIS K 六二五九に示す定電流電解法による。

○総務省令第七十六号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十二条の三第一項の規定に基づき、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三十日

消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

目次	改	正	後
----	---	---	---

目次	改	正	前
----	---	---	---

〔第一章・第二章 略〕

第三章 大量送水用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用差込式結合金具（第二十一条・第二十二条）

〔第二十三条〕

第四章 大量送水用ねじり式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具（第二十三条・第二十七条）

〔第五章 略〕

第五章 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具（第二十三条・第二十七条）

〔第二十七条〕

第六章 大容量泡放水砲用差込式結合金具（第二十一条・第二十二条）

〔第二十三条〕

第七章 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具（第二十三条・第二十七条）

〔第二十七条〕

第八章 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具（第二十三条・第二十七条）

〔第二十七条〕

第九章 大容量泡放水砲用差込式結合金具（第二十一条・第二十二条）

〔第二十三条〕

第十章 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具（第二十三条・第二十七条）

〔第二十七条〕

第十一章 大容量泡放水砲用差込式結合金具（第二十一条・第二十二条）

〔第二十三条〕

第十二章 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具（第二十三条・第二十七条）

〔第二十七条〕

第十三章 大容量泡放水砲用差込式結合金具（第二十一条・第二十二条）

〔第二十三条〕

第十四章 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具（第二十三条・第二十七条）

〔第二十七条〕

第十五章 大容量泡放水砲用差込式結合金具（第二十一条・第二十二条）

〔第二十三条〕

第十六章 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具（第二十三条・第二十七条）

〔第二十七条〕

第十七章 大容量泡放水砲用差込式結合金具（第二十一条・第二十二条）

〔第二十三条〕

第十八章 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具（第二十三条・第二十七条）

〔第二十七条〕

第十九章 大容量泡放水砲用差込式結合金具（第二十一条・第二十二条）

〔第二十三条〕

目次	改	正	前
----	---	---	---

〔第一章・第二章 同上〕

第三章 大容量泡放水砲用差込式結合金具（第二十一条・第二十二条）

〔第二十三条〕

第四章 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具（第二十三条・第二十七条）

〔第二十七条〕

第五章 同上

〔第二十七条〕

第六章 同上

〔第二十七条〕

第七章 同上

〔第二十七条〕

第八章 同上

〔第二十七条〕

第九章 同上

〔第二十七条〕

第十章 同上

〔第二十七条〕

第十一章 同上

〔第二十七条〕

第十二章 同上

〔第二十七条〕

第十三章 同上

〔第二十七条〕

第十四章 同上

〔第二十七条〕

第十五章 同上

〔第二十七条〕

第十六章 同上

〔第二十七条〕

第十七章 同上

〔第二十七条〕

第十八章 同上

〔第二十七条〕

第十九章 同上

〔第二十七条〕

第二十章 同上

〔第二十七条〕

第二十一章 同上

〔第二十七条〕

第二十二章 同上

〔第二十七条〕

第二十三章 同上

〔第二十七条〕

第二十四章 同上

〔第二十七条〕

第二十五章 同上

〔第二十七条〕

第二十六章 同上

〔第二十七条〕

第二十七章 同上

〔第二十七条〕

第二十八章 同上

〔第二十七条〕

第二十九章 同上

〔第二十七条〕

第三十章 同上

〔第二十七条〕

第三十一章 同上

〔第二十七条〕

第三十二章 同上

〔第二十七条〕

第三十三章 同上

〔第二十七条〕

第三十四章 同上

〔第二十七条〕

第三十五章 同上

〔第二十七条〕

第三十六章 同上

〔第二十七条〕

第三十七章 同上

〔第二十七条〕

第三十八章 同上

〔第二十七条〕

第三十九章 同上

〔第二十七条〕

第四十章 同上

〔第二十七条〕

第四十一章 同上

〔第二十七条〕

第四十二章 同上

〔第二十七条〕

第四十三章 同上

〔第二十七条〕

第四十四章 同上

〔第二十七条〕

第四十五章 同上

〔第二十七条〕

第四十六章 同上

〔第二十七条〕

第四十七章 同上

〔第二十七条〕

第四十八章 同上

〔第二十七条〕

第四十九章 同上

〔第二十七条〕

第五十章 同上

〔第二十七条〕

第五十一章 同上

〔第二十七条〕

第五十二章 同上

〔第二十七条〕

第五十三章 同上

〔第二十七条〕

第五十四章 同上

〔第二十七条〕

第五十五章 同上

〔第二十七条〕

第五十六章 同上

〔第二十七条〕

第五十七章 同上

〔第二十七条〕

第五十八章 同上

〔第二十七条〕

第五十九章 同上

〔第二十七条〕

第六十章 同上

〔第二十七条〕

第六十一章 同上

〔第二十七条〕

第六十二章 同上

〔第二十七条〕

第六十三章 同上

〔第二十七条〕

第六十四章 同上

〔第二十七条〕

第六十五章 同上

〔第二十七条〕

第六十六章 同上

〔第二十七条〕

第六十七章 同上

〔第二十七条〕

第六十八章 同上

〔第二十七条〕

第六十九章 同上

〔第二十七条〕

第七十章 同上

〔第二十七条〕

第七十一章 同上

〔第二十七条〕

第七十二章 同上

〔第二十七条〕

第七十三章 同上

〔第二十七条〕

第七十四章 同上

〔第二十七条〕

第七十五章 同上

〔第二十七条〕

第七十六章 同上

〔第二十七条〕

第七十七章 同上

〔第二十七条〕

第七十八章 同上

〔第二十七条〕

第七十九章 同上

〔第二十七条〕

第八十章 同上

〔第二十七条〕

第八十一章 同上

〔第二十七条〕

第八十二章 同上

〔第二十七条〕

第八十三章 同上

〔第二十七条〕

第八十四章 同上

〔第二十七条〕

第八十五章 同上

〔第二十七条〕

第八十六章 同上

〔第二十七条〕

第八十七章 同上

〔第二十七条〕

第八十八章 同上

〔第二十七条〕

第八十九章 同上

〔第二十七条〕

第九十章 同上

〔第二十七条〕

第九十一章 同上

〔第二十七条〕

第九十二章 同上

〔第二十七条〕

第九十三章 同上

〔第二十七条〕

第九十四章 同上

〔第二十七条〕

第九十五章 同上

〔第二十七条〕

第九十六章 同上

〔第二十七条〕

第九十七章 同上

〔第二十七条〕

第九十八章 同上

〔第二十七条〕

第九十九章 同上

〔第二十七条〕

第一百章 同上

〔第二十七条〕

第一百一章 同上

〔第二十七条〕

第一百二章 同上

〔第二十七条〕

第一百三章 同上

〔第二十七条〕

第一百四章 同上

〔第二十七条〕

第一百五章 同上

〔第二十七条〕

第一百六章 同上

〔第二十七条〕

第一百七章 同上

〔第二十七条〕

第一百八章 同上

〔第二十七条〕

第一百九章 同上

〔第二十七条〕

第一百十章 同上

〔第二十七条〕

第一百十一章 同上

〔第二十七条〕

第一百十二章 同上

〔第二十七条〕

第一百十三章 同上

〔第二十七条〕

第一百十四章 同上

〔第二十七条〕

第一百十五章 同上

〔第二十七条〕

第一百十六章 同上

〔第二十七条〕

第一百十七章 同上

〔第二十七条〕

第一百十八章 同上

〔第二十七条〕

第一百十九章 同上

〔第二十七条〕

第一百二十章 同上

〔第二十七条〕

第一百二十一章 同上

〔第二十七条〕

第一百二十二章 同上

〔第二十七条〕

**第三条** 消防用結合金具（大量送水用差込式結合金具、大容量泡放水砲用差込式結合金具、大量送水用ねじり式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具を除く。以下この章において同じ。）は、次のとおり区分する。

[表三]

**第五条** 消防用結合金具の部品又は部分で、次の表の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ同一表の下欄に掲げるもの又は産業標準化法（昭和二十四年法律第二百八十五号）第二十条第一項に定める日本産業規格（以下「JIS」という。）Z二三四一で定める方法により採取した四号試験片（つめばねにあつては五号試験片とする。）を用いてJIS Z二三四一により試験を行つた場合、引張り強さ及び伸びが同表の下欄に掲げるものと同等以上の強度を有するものでなければならぬ。

[下]

**第五条** 消防用結合金具の部品又は部分で、次の表の上欄に掲げるものの用いる材料は、それぞれ同表の下欄に掲げるもの又は産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項に定める日本産業規格（以下「JIS」という。）Z一二二〇一で定める方法により採取した四号試験片（つめバネにあつては五号試験片とする。）を用いてJIS Z一二二四一により試験を行つた場合、引張り強さ及び伸びが同表の下欄に掲げるものと同等以上の強度を有するものでなければならない。

2 消防用結合金具に用いるバッキンの材料は、次の表の上欄に掲げる項目に応じ同表の中欄に掲げる測定方法により測定した値が、同表の下欄に掲げる範囲内又はこれと同等以上の性能を有するものでなければならない。この場合において、耐油性及び耐老化性における試験温度及び試験時間は、それぞれ撰氏百度及び七十時間とする。

**第三条** 消防用結合金具（大容量泡放水砲用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具を除く。以下この章において同じ。）は、次のとおり区分する。

硬さ	J I S K 六二五三一一	三十五以上四十五以下 (差込式結合)
J I S K 六二五三一二	金具)	七十五以上八十五以下 (ねじ式結合)
J I S K 六二五三一三	金具)	七十五以上八十五以下 (ねじ式結合)
J I S K 六二五三一四	金具)	七十五以上八十五以下 (ねじ式結合)
耐老化性	〔略〕	〔略〕
硬さ変化	〔略〕	〔略〕
J I S K 六二五七	〔略〕	〔略〕
	プラス十五以内	

**第三章 大量送水用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用差込式結合金具**

(表示)

**第二十一条** 大量送水用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用差込式結合金具には、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。

〔一～三 略〕

四 装着する大量送水用ホース又は大容量ホースの呼び径 (ホース規格省令第二条第三号の二に規定する呼び径をいう。)

五 装着する大量送水用差込式結合金具にあつては、次に掲げる事項

イ 大量送水用差込式結合金具である旨の表示

ロ 大量送水用ホースのジャケット (ホース規格省令第二条第八号に規定するジャケットをいう。次号ロ、第二十六条第五号の二ロ及び第六号ハにおいて同じ。) の劣化を防ぐための処置がされている大量送水用ホースのみを装着するものにあつては、その旨の表示

六 大容量泡放水砲用差込式結合金具にあつては、次に掲げる事項

イ 大容量泡放水砲用差込式結合金具である旨の表示

ロ 大容量ホースのジャケットの劣化を防ぐための処置がされている大容量ホースのみを装着するものにあつては、その旨の表示

〔削る〕

(準用)

**第二十二条** 第四条、第五条、第七条 (第一号を除く。) 、第八条 (第一号及び第七号を除く。)

第十二条第一項及び第二項、第十三条、第十五条、第十六条第二項並びに第十七条から第二十条までの規定は、大量送水用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用差込式結合金具について準用する。この場合において、第五条第二項中「同表の下欄に掲げる範囲内」とあるのは「設計された範囲内」と、第十二条第一項及び第二項中「二倍」とあるのは「二倍 (第二十一条第七号の二ロ又は第六号ロ) の表示をするものにあつては、一・五倍」と、第十五条中「千回」とあるのは「百回」と、第十八条中「千回」とあるのは「百回」とあるのは「千回」と読み替えるものとする。

**第四章 大量送水用ねじり式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具**

(構造)

〔同上〕	J I S K 六二五三	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	プラス十五	

**第三章 大容量泡放水砲用差込式結合金具**

(表示)

**第二十一条** 大容量泡放水砲用差込式結合金具には、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。

〔一～三 同上〕

四 装着する大容量ホースの呼び径 (ホース規格省令第四条第二項に規定する呼び径をいう。)

五 同上

[新設]

六 大容量泡放水砲用差込式結合金具である旨の表示

[新設]

七 大容量ホースのジャケット (ホース規格省令第二条第八号に規定するジャケットをいう。)

第十二条第一項及び第二項、第十三条、第十五条、第十六条第一項並びに第十七条から第二十条までの規定は、大容量泡放水砲用差込式結合金具について準用する。この場合において、第十二条第一項及び第二項中「二倍」とあるのは「二倍 (第二十一条第七号の表示をするものにあつては、一・五倍)」と、第十五条中「千回」とあるのは「百回」と、第十八条中「千回」とあるのは「百回」と読み替えるものとする。

**第四章 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具**

(構造)

**第二十四条** 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具の構造は、第四条各号に定めるもののほか、次四条各号に定めるものほか、次に定めるところによらなければならない。

〔一～五 略〕

**第二十四条** 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具の構造は、第四条各号に定めるものほか、次に定めるところによらなければならない。

〔一～五 同上〕

(材質)

**第二十五条** 大量送水用ねじり式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具の主要な部品及び部分に用いる材料は、次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。

〔一・二 略〕

三 J I S H 五一二〇 (銅及び銅合金鑄物)  
四 J I S H 五一二一 (銅合金連続鑄造鑄物)

〔五・六 略〕

七 J I S Z 二二四一 (銅及び銅合金鑄物)

2 第五条第二項の規定は、大量送水用ねじり式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具にパッキンを用いる場合にあつては、当該パッキンの材料について準用する。この場合において、同項中「同表の下欄に掲げる範囲内」とあるのは「設計された範囲内」と読み替えるものとする。

(表示)

**第二十六条** 大量送水用ねじり式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具には、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。

〔一・二・三 略〕

四 装着する大量送水用ホース、大容量ホース又は大容量吸管の呼び径 (ホース規格省令第二条第三号の二又は吸管規格省令第二条第三号に規定する呼び径をいう。)

〔五・六 略〕

五の二 大量送水用ねじり式結合金具にあつては、次に掲げる事項

六 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具にあつては、次に掲げる事項

口 大量送水用ホースのジャケットの劣化を防ぐための処置がされている大量送水用ホースのみを装着するものにあつては、その旨の表示

ハ 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具にあつては、「吸」の文字  
大容量吸管用のものにあつては、「吸」の文字  
着するものにあつては、その旨の表示

(準用)

**第二十七条** 第十二条第一項及び第二項、第十三条、第十五条、第十六条第一項、及び第十七条から第二十条までの規定は、大量送水用ねじり式結合金具について準用する。

2 第十二条から第二十条までの規定は、大容量泡放水砲用ねじり式結合金具について、準用する。

(材質)

**第二十五条** 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具の主要な部品及び部分に用いる材料は、次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。

〔一・二 同上〕

三 J I S H 五一二〇 (青銅鑄物及びシルジン青銅鑄物)  
四 J I S H 五一二一 (青銅連続鑄物及びシルジン青銅連続鑄物)

〔五・六 同上〕

七 J I S Z 二二〇一 (銅及び銅合金鑄物)

2 第五条第二項の規定は、大容量泡放水砲用ねじり式結合金具にパッキンを用いる場合にあつては、当該パッキンの材料について準用する。

(表示)

**第二十六条** 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具には、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。

〔一・二・三 同上〕

四 装着する大容量ホース又は大容量吸管の呼び径 (ホース規格省令第四条第二項又は吸管規格省令第二条第三号に規定する呼び径をいう。)

〔五・六 同上〕

〔新設〕

六 大容量吸管用のものにあつては、「吸」の文字

七 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具である旨の表示  
八 大容量ホースのジャケットの劣化を防ぐための処置がされている大容量ホースのみを装着するものにあつては、その旨の表示

(準用)

**第二十七条** 第十二条から第二十条までの規定は、大容量泡放水砲用ねじり式結合金具について準用する。この場合において、第十二条第一項及び第二項中「二倍」とあるのは「二倍(第二十六条第八号の表示をするものにあつては、一・五倍)」と、第十五条中「千回」とあるのは「百回」と、第十八条中「千回」とあるのは「千回」と読み替えるものとする。

〔新設〕



(空港・防災課の所掌事務)

**第六十六条** 空港・防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 港湾及び航路の保全に関する事務（促進区域内海域の保全に関するものに限る。）のうち、船舶の運用に関すること。

三 (略)

(港湾保安管理官)

**第六十七条の三** (略)

2 港湾保安管理官は、命を受けて、第六十六条第二号から第七号までに掲げる事務のうち重要な事項に関する事務を処理する。

(開発建設部の名称、位置及び管轄区域)

**第九十二条** 開発建設部の名称、位置及び管轄区域は、別表第一のとおりとする。ただし、促進区域内海域に関する事務を分掌する開発建設部の名称及び管轄する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第五項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域をいう。以下同じ。）は、別表第二のとおりとする。**別表第一** (第九十二条関係) (略)

名称	北海道松前沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
函館開発建設部	北海道檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

この省令は、令和七年七月三十日から施行する。

## 法規的告示

### ○消防庁告示第六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ハニ及び平成十六年消防庁告示第九号（消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）第二の規定に基づき、蓄電池設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第二号）及び昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を次のように改正する。

令和七年七月三十日

第一条 蓄電池設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

第一 趣旨	改 正 後	第一 〔同上〕	改 正 前
この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ハニに規定する蓄電池設備の構造及び性能の基準を定めるものとする。		この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ハニに規定する蓄電池設備の構造及び性能の基準を定めるものとする。	
第一 構造及び性能 〔一 略〕		第二 〔同上〕	

(空港・防災課の所掌事務)

**第六十六条** 空港・防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 港湾保安管理官

(新設)

**第六十七条の三** (略)

2 港湾保安管理官は、命を受けて、第六十六条第二号から第六号までに掲げる事務のうち重要な事項に関する事務を処理する。

(開発建設部の名称、位置及び管轄区域)

**第九十二条** 開発建設部の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。**別表** (第九十二条関係) (略)  
(新設)

消防庁長官 大沢 博
------------



- (3) 充電装置  
〔ア～サ 略〕

(4) 逆変換装置  
〔ア～キ 略〕

(5) 直交変換装置

(3) 充電装置 (ナトリウム・硫黄電池及びレドックスフロー電池を除く。)  
〔ア～サ 同左〕

(4) 逆変換装置 (ナトリウム・硫黄電池及びレドックスフロー電池を除く。)  
〔ア～キ 同左〕

(5) 直交変換装置 (ナトリウム・硫黄電池及びレドックスフロー電池に限る。)

備考　表中の「」の記載は注記である。

附則

○国土交通省告示第七百七十一号  
この告示は、公布の日から施行する。  
農林省告示第百三十一号  
農林省告示第百三十一号

横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月三十日  
構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件等の一部を改正する告示

(構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件の一部改正)

第一條 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件（昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改  
正  
後

構造而力上主要な部分である柱及び横架材（間柱 小はりその他これらに類するものを除く）に使用する集成材その他の木材は、次の各号のいずれかに該当すること。

一 集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）に規定する構造用集

成材又は化粧ぱり構造用集成柱の規格に適合するものであること。  
二 単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）に規定する構造用単

板積層材の規格に適合するものであること。

三 平成十三年国土交通省告示第千二十四号第三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が基準  
金額の改定を旨として長崎県へうる。二。

四 強度の数値を指定した第3成材であること  
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第三十七条第二号の規定による国土交通大臣

の認定を受け、かつ、平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二第三号の規定に基づき、

国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定した木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料であること。

五 製材の日本農林規格（令和七年農林水産省告示第百九十五号）に規定する目視等級区分構

造用製材又は機械等級区分構造用製材の規格に適合するもののうち、含水率の基準が十五パーセント以下（次回又は二回弱する接合にて場合に依つては、当該接合の重頭）。

ハセニ日以下（次のイ又は口に掲げる場合とした場合はあつてそれぞれ次のイ又は口に定める数値以下）のものであること。

# イ・ロ (略)

六 平成十二年建設省告示第千四百五十二号第六号の規定に基づき、国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材のうち、含水率の基準が十五パーセント以下（前号イ又はロに掲げる接合とした場合にあっては、当該接合の種類に応じてそれぞれ同号イ又はロに定める数値以下）のものであること。

構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ぼりその他これらに類するものを除く。）を使用する集成材その他の木材は、次のいずれかに適合すること。

一 集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）第五条に規定する構造用集成材の規格及び第六条に規定する化粧ぱり構造用集成柱の規格

二 単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）第一部四、二に規定する構造用単板積層材の規格

三 平成十三年国土交通省告示第千二十四号第三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が基準強度の数値を指定した集成材

四 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条规定による国土交通大臣の認定を受け、かつ、平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第一、第三号の規定に基づき、国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定した木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料

五 製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）第三部に規定する目視等級区分構造用製材の規格又は同告示第四部に規定する機械等級区分構造用製材の規格のうち、含水率の基準が十五パーセント以下（次のイ又はロに掲げる接合とした場合にあつては、当該接合の種類に応じてそれぞれ次のイ又はロに定める数値以下）のもの

イ、ロ （略）

六 平成十二年建設省告示第千四百五十二号第六号の規定に基づき、国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材のうち、含水率の基準が十五パーセント以下（前号イ又はロに掲げる接合とした場合には、当該接合の種類に応じてそれぞれ同号イ又はロに定める数値以下）のもの

下）のもの

改 正 前

(準耐火構造の構造方法を定める件の一部改正)

第二条 準耐火構造の構造方法を定める件(平成十二年建設省告示第千三百五十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

## 改 正 後

第五 屋根の構造方法は、次に定めるもの(第一号ハからホまで及び第二号ハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。

一 令第百七条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根(軒裏を除く。)の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イヽホ (略)

ヘ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板(それぞれ集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千百五十二号)、単板積層材の日本農林規格(平成二十年農林水産省告示第七百一号)又は直交集成板の日本農林規格(平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号)に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下同じ。)を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(1) (3) (略)

## 二 (略)

(建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格(平成十二年建設省告示第千三百五十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

## 改 正 後

## 別表第一(品質基準及びその測定方法等)

建築材料の区分 (略)	品 質 基 準 (イ)	測 定 方 法 等 (ロ)	(は)
----------------	----------------	------------------	-----

第一第十号に掲げる建築材料

一 寸法及び曲がりの基準値が定められること。ただし、湾曲部を有する形状に成形した木質接着成形軸材料の曲がりの基準値についてはこの限りでない。

二 曲がりの測定は、製材の日本農林規格(令和七年農林水産省告示第百九十五号)第二部箇条四に規定する測定方法によつて行うこと。

## 改 正 前

(建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格(平成十二年建設省告示第千三百五十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

## 改 正 前

## 別表第二(品質基準及びその測定方法等)

建築材料の区分 (略)	品 質 基 準 (イ)	測 定 方 法 等 (ロ)	(は)
----------------	----------------	------------------	-----

第一第十号に掲げる建築材料

一 寸法及び曲がりの基準値が定められること。ただし、湾曲部を有する形状に成形した木質接着成形軸材料の曲がりの基準値についてはこの限りでない。

二 曲がりの測定は、製材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千八十三号)第一部箇条六に規定する測定方法によつて行うこと。

第五 屋根の構造方法は、次に定めるもの(第一号ハからホまで及び第二号ハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。

一 令第百七条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根(軒裏を除く。)の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イヽホ (略)

ヘ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板(それぞれ集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千百五十二号)第二条、単板積層材の日本農林規格(平成二十一年農林水産省告示第七百一号)第一部箇条三又は直交集成板の日本農林規格(平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号)第一部箇条三に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下同じ。)を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(1) (3) (略)

## 二 (略)

## 改 正 後

(木材の基準強度 $F_c$ 、 $F_t$ 、 $F_b$ 及び $F_s$ を定める件の一部改正)

第四条 木材の基準強度 $F_c$ 、 $F_t$ 、 $F_b$ 及び $F_s$ を定める件 (平成十二年建設省告示第千四百五十二号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

建築基準法施行令第八十九条第一項に規定する木材の基準強度 $F_c$ 、 $F_t$ 、 $F_b$ 及び $F_s$ は、次の各号に掲げる木材の種類及び品質に応じて、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。

一 製材の日本農林規格 (令和七年農林水産省告示第百九十五号) に適合する構造用製材 (ただし、円柱類にあってはすぎ、からまつ及びひのきに限る) の目視等級区分によるもの。その樹種、区分及び等級に応じてそれぞれ次の表の数値とする。ただし、たる木、根太その他荷重を分散して負担する目的で並列して設けた部材 (以下「並列材」という) にあっては、曲げに対する基準強度 $F_b$ の数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材をはる場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

(表 略)

二・六 (略)

(特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部改正)

第五条 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件 (平成十三年国土交通省告示第千二十四号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

第二 基準強度

一 第一第一号イ(3)に規定する木材のめりこみに対する基準強度 $F_{cv}$ は、次に掲げる木材の種類に応じて、それぞれ次に掲げるものとする。

イ 製材の日本農林規格 (令和七年農林水産省告示第百九十五号) に適合する構造用製材 (ただし、円柱類にあってはすぎ、からまつ及びひのきに限る) の目視等級区分若しくは機械等級区分によるもの又は無等級材 (日本農林規格に定められていない木材をいう)。その樹種に応じてそれぞれ次の表一に掲げる数値

口 (略)

表一・表二 (略)

二 第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度 $F_c$ 、 $F_t$ 、 $F_b$ 及び $F_s$ 並びに同号口(3)に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度 $F_{cv}$ は、それぞれ次に掲げるものとする。

イ 第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度は、圧縮、引張り及び曲げの基準強度については集成材の日本農林規格 (平成十九年農林水産省告示第千百五十二号。以下「集成材規格」という) に規定する構造用集成材の規格に適合する対称異等級構成集成材、特定対称異等級構成集成材、非対称異等級構成集成材及び同一等級構成集成材並びに集成材規格に規定する化粧ぱり構造用集成柱の規格に適合する化粧ぱり構造用集成柱並びに単板積層材の日本農林規格 (平成二十年農林水産省告示第七百一号。以下「単板積層材規格」という) に規定する構造用単板積層材の規格に適合するA種構造用単板積層材及びB種構造用単板積層材の区分に応じて次の表一から表七までに掲げる数値と、せん断基準強度については次の表八から表十までに掲げる数値とする。

建築基準法施行令第八十九条第一項に規定する木材の基準強度 $F_c$ 、 $F_t$ 、 $F_b$ 及び $F_s$ は、次の各号に掲げる木材の種類及び品質に応じて、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。

一 製材の日本農林規格 (平成十九年農林水産省告示第千八十三号) に適合する構造用製材 (ただし、円柱類にあってはすぎ、からまつ及びひのきに限る) の目視等級区分によるもの。その樹種、区分及び等級に応じてそれぞれ次の表の数値とする。ただし、たる木、根太その他荷重を分散して負担する目的で並列して設けた部材 (以下「並列材」という) にあっては、曲げに対する基準強度 $F_b$ の数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材をはる場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

(表 略)

二・六 (略)

第三 基準強度

一 第一第一号イ(3)に規定する木材のめりこみに対する基準強度 $F_{cv}$ は、次に掲げる木材の種類に応じて、それぞれ次に掲げるものとする。

イ 製材の日本農林規格 (平成十九年農林水産省告示第千八十三号) に適合する構造用製材 (ただし、円柱類にあってはすぎ、からまつ及びひのきに限る) の目視等級区分若しくは機械等級区分によるもの又は無等級材 (日本農林規格に定められていない木材をいう)。その樹種に応じてそれぞれ次の表一に掲げる数値

口 (略)

表一・表二 (略)

二 第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度 $F_c$ 、 $F_t$ 、 $F_b$ 及び $F_s$ 並びに同号口(3)に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度 $F_{cv}$ は、それぞれ次に掲げるものとする。

イ 第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度は、圧縮、引張り及び曲げの基準強度については集成材の日本農林規格 (平成十九年農林水産省告示第千百五十二号。以下「集成材規格」という) に規定する構造用集成材の規格に適合する対称異等級構成集成材、特定対称異等級構成集成材、非対称異等級構成集成材、同一等級構成集成材及び集成材規格に規定する化粧ぱり構造用集成柱の規格に適合する化粧ぱり構造用集成柱並びに単板積層材の日本農林規格 (平成二十年農林水産省告示第七百一号。以下「単板積層材規格」という) に規定する構造用単板積層材の規格に適合するA種構造用単板積層材及びB種構造用単板積層材の区分に応じて次の表一から表七までに掲げる数値と、せん断基準強度については次の表八から表十までに掲げる数値とする。

表一 対称異等級構成集成材（特定対称異等級構成集成材を除く。）の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

強度等級	基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	
	F <sub>c</sub>	F <sub>t</sub>
（略）		
この表において、強度等級は、集成材規格第一部表十八に規定する強度等級を表すものとする。以下表三において同じ。		

表一 特定対象異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

この表において、強度等級は、集成材規格第一部表十八（等級が異なるひき板で構成された内層特殊構成集成材にあっては表三十二）に規定する強度等級を表すものとする。

表一 対称異等級構成集成材（特定対称異等級構成集成材を除く。）の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

強度等級	基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	
	F <sub>c</sub>	F <sub>t</sub>
（略）		
この表において、強度等級は、集成材規格第五条表十七（等級が異なるひき板で構成された内層特殊構成集成材にあっては表三十）に規定する強度等級を表すものとする。		

表二 特定対象異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

この表において、強度等級は、集成材規格第五条表十七（等級が異なるひき板で構成された内層特殊構成集成材にあっては表三十）に規定する強度等級を表すものとする。

表三 非対称異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

		强度等級	
		基準強度 (単位)	
(略)	F <sub>c</sub>	F <sub>t</sub>	F <sub>b</sub>
		强度等級	積層方向 (それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長 (単位) ミリメートル) が対応する集成材規格第一部表十九の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする)
		表四 同一等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度 (トン)	幅方向
		F <sub>c</sub>	F <sub>t</sub>
		F <sub>b</sub>	F <sub>b</sub>
		F <sub>b</sub> (それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長 (単位) ミリメートル) が対応する集成材規格第一部表二十八の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。)	幅方向

表三 非対称異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

强度等級		F <sub>c</sub>	F <sub>t</sub>	F <sub>b</sub>	基準強度 (単位) 一平方ミリメートルにつきニュートン)
(略)		ひき板の積層数		强度等級	表四 同一等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度 (トン)
					F <sub>b</sub> (それぞれ の数値に、集成 材の厚さ方向 の辺長 (単位 ミリメートル) が対応 する集成材規格第 五条表十八の左欄 の区分に応じて、 同表右欄に掲げる 数値を乗じたもの とする。)
					F <sub>t</sub> (等級が同 じひき板で構 成された内層 特殊構成集成 材にあつては 表三十三) の 左欄の区分に 応じて、同表 右欄に掲げる 数値を乗じた ものとする。)
					F <sub>c</sub> (等級が 数値に、集成 材の厚さ方向 の辺長 (単位 ミリメートル) が対応 する集成材規格第 五条表二十の左欄 の区分に応じて、 同表右欄に掲げる 数値を乗じたもの とする。)

第六条 桁組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

表五・表十 (略)  
表一・表二 (略)  
三九 (略)

第二 材料				
一 構造耐力上主要な部分に使用する構造部材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。				
(六)	(五)	(四)	(三)・(二)	(一) 構造部材の種類
筋かい	(略)	壁のたて枠	(略)	(一) 土台、端根太、側根 太、まぐさ、たるき 及びむなき

(三)に掲げる規格 (二)に掲げる規格 (一)に掲げる規格を除く。) 及び集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材に係るものをお除く。) 又は構組壁工法構造用等規格に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格

(三)に掲げる規格 (集成材規格第五条に規定する非対称異等級構成集成材に係るものをお除く。) 又は製材の日本農林規格 (令和七年農林水産省告示第百九十五号。以下「製材規格」という。) に規定する下地用製材の板類の一級

第二 材料				
一 構造耐力上主要な部分に使用する構造部材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。				
(六)	(五)	(四)	(三)・(二)	(一) 構造部材の種類
筋かい	(略)	壁のたて枠	(略)	(一) 土台、端根太、側根 太、まぐさ、たるき 及びむなき

(三)に掲げる規格 (集成材規格第五条に規定する非対称異等級構成集成材に係るものをお除く。) 又は構組壁工法構造用等規格に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格

(三)に掲げる規格 (集成材規格第五条に規定する非対称異等級構成集成材に係るものをお除く。) 又は構組壁工法構造用等規格に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格

水産省告示第千八十三号) に規定する下地用製材の板類の一級

表五・表十 (略)  
表一・表二 (略)  
三九 (略)

表五・表十 (略)  
表一・表二 (略)  
三九 (略)

二 構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格（構造耐力に係る規定に限る。）に適合するものとしなければならない。

構造部材の種類	材料の種類	規格	(略)	(略)
屋外に面する部分 (防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く)に用いる壁材又は湿潤状態となるおそれのある部分(常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く)に用いる	(略)	製材	製材規格に規定する下地用製材の板類の一	

**第七条** 丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定め、丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的其の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる相

		構造部材の種類	
		材料の種類	規格
		級	製材規格に規定する下地用製材の板類の一
(略)	壁材	製材	(略)
(略)	壁材又は湿潤状態となるおそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。）に用いる	(略)	(略)

構造耐力上主要な部分に使用する丸太材等の樹種は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号）表D、一の樹種又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）第一部表十四の樹種としなければならない。

二・三（略）

第二 材料  
一 構造耐力上主要な部分に使用する丸太材等の樹種は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号）表D、一の樹種又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）第一部表十四の樹種としなければならない。  
二・三 (略)

2 第一  
(略)  
前項及び第七項の「避難時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構造をいう。  
一 耐力壁 次に掲げる基準

第一 (略)  
2 前項及び第七項の「避難時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構造をいう。

イ 耐力壁 次に掲げる基準

(1) 自重又は積載荷重 (令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重) を支える部分の全部又は一部に木材を用いた建築物 (以下この項において「木造建築物」という。) の耐力壁 (その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。) にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

成十九年農林水産省告示第千五百五十二号)、単板積層材の日本農林規格 (平成二十年農林水産省告示第七百一号) 又は直交集成板の日本農林規格 (平成二十五年農林水産省告示)

自重又は積載荷重（令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重）を支える部分の全部又は一部に木材を用いた建築物（以下この項において「木造建築物」という）の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告

改正前

第一 前項及び第七項の「避難時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構造をいう。

イ 一 耐力壁 次に掲げる基準

自重又は積載荷重（令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重）を支える部分の全部又は一部に木材を用いた建築物（以下この項において「木造建築物」という。）の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) 構造用集成材 構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）第二条又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年

一部改正  
件(平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号)の一部を次のように改正する  
る規定の傍線を付した部分のように改める。

第二 材料  
構造耐力上主要な部分に使用する丸太材等の樹種は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用で継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号）表D. 一の樹種又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号）第五条表十二の樹種としなければならない。

二・三 (略)

定める件の一部改正  
準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百十一号）の一部を次のように改正する。  
定の傍線を付した部分のように改める。

構造部材の種類	材料の種類	規格	(略)						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
壁材	壁材	壁材	壁材	壁材	壁材	壁材	壁材	壁材	壁材

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板(それぞれ集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千百五十二号)、単板積層材の日本農林規格(平成二十年農林水産省告示第七百一号)又は直交集成板の日本農林規格(平成二十五年農林水産省告示第百二号))

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板(それぞれ集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千百五十二号)、第二条、単板積層材の日本農林規格(平成二十年農林水産省告示第七百一号)、第二条又は直交集成板の日本農林規格(平成二十五年

示第三千七十九号に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下この項において同じ。)を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分(以下この項において「取合い等の部分」という。)が、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造(以下この項において「炎侵入防止構造」という。)であること。

農林水産省告示第三千七十九号|第二条第二項に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下この項において同じ。)を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分(以下この項において「取合い等の部分」という。)が、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造(以下この項において「炎侵入防止構造」という。)であること。

（建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件の一部改正）

第九条 建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

### 改 正 後

第一 (略)  
2 前項及び第七項の「火災時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構造をいう。

一 耐力壁 次に掲げる基準

イ 自重又は積載荷重（令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重）を支える部分の全部又は一部に木材を用いた建築物（以下この項及び第八項から第十項までにおいて「木造建築物」という。）の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）又は直交集成板の日本農林規格（平成三十五年農林水産省告示第三千七十九号）に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下この項及び第八項から第十項までにおいて同じ。）を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下この項及び第八項から第十項までにおいて「取合い等の部分」という。）が、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止する構造（以下この項及び第八項から第十項までにおいて「炎侵入防止構造」という。）であること。

### 改 正 前

第一 (略)  
2 前項及び第七項の「火災時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構造をいう。

一 耐力壁 次に掲げる基準

イ 自重又は積載荷重（令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重）を支える部分の全部又は一部に木材を用いた建築物（以下この項及び第八項から第十項までにおいて「木造建築物」という。）の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十九年農林水産省告示第七百一号）第二条又は直交集成板の日本農林規格（平成三十五年農林水産省告示第三千七十九号）第二条第二項に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下この項及び第八項から第十項までにおいて同じ。）を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下この項及び第八項から第十項までにおいて「取合い等の部分」という。）が、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止する構造（以下この項及び第八項から第十項までにおいて「炎侵入防止構造」という。）であること。

3 14 (略)	二 六 (略)	口 (略)	(2) (略)	3 8 (略)
3 14 (略)	二 六 (略)	口 (略)	(2) (略)	3 8 (略)
3 14 (略)	二 六 (略)	口 (略)	(2) (略)	3 8 (略)

(一時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件の一部改正)

**第十一条** 一時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第百九十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

## 改正後

## 改正前

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの(第一号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニに定める構造方法にあっては、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分(以下「取合い等の部分」という。)を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。

一 令第百十二条第二項第一号及び第二号に定める基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

## イヽ二 (略)

ホ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板(それぞれ集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千百五十二号)、単板積層材の日本農林規格(平成二十年農林水産省告示第七百一号)又は直交集成板の日本農林規格(平成二十一年農林水産省告示第三千七十九号)に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下同じ。)を

使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(1) (3) (略)

## 二ヽ四 (略)

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの(第一号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニに定める構造方法にあっては、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分(以下「取合い等の部分」という。)を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。

一 令第百十二条第二項第一号及び第二号に定める基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

## イヽ二 (略)

ホ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板(それぞれ集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千百五十二号)第二条、単板積層材の日本農林規格(平成二十一年農林水産省告示第七百一号)第一部箇条三又は直交集成板の日本農林規格(平成二十一年農林水産省告示第三千七十九号)箇条三に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下同じ。)を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(1) (3) (略)

## 二ヽ四 (略)

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの(第一号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニに定める構造方法にあっては、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分(以下「取合い等の部分」という。)を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。

一 令第百十二条第二項第一号及び第二号に定める基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

## イヽ二 (略)

ホ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板(それぞれ集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千百五十二号)第二条、単板積層材の日本農林規格(平成二十一年農林水産省告示第七百一号)第一部箇条三又は直交集成板の日本農林規格(平成二十一年農林水産省告示第三千七十九号)箇条三に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下同じ。)を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(1) (3) (略)

## 二ヽ四 (略)

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの(第一号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニに定める構造方法に定める技術的基準等を定める件(一部改正)の一部を次のように改正する。

一 令和七年国土交通省告示第二百五十号)の一部を次のように改正する。

## 二ヽ四 (略)

## 改正前

## 第二 材料

第一 (略)

二 木質接着複合パネル以外の材料であつて構造耐力上主要な部分に使用するものは、次のイからトまでに掲げる構造部材の区分に応じ、当該イからトまでに定める材料としなければならない。ただし、第四第二号に掲げる床版であつてその材料が平成十三年国土交通省告示第三千五百四十号第二に定める技術的基準に適合するもの並びに第七第四号に掲げる小屋組及び屋根版であつてそれらの材料が同告示第二に定める技術的基準に適合するものにあつては、この限りでない。

イ 土台、柱、結合材(壁パネル(木質接着複合パネルを壁として使用する場合における当該木質接着複合パネルをいう。以下同じ。)又はまぐさと結合し、水平力及び鉛直力を負担する鉛直部材をいう。以下同じ。)、胴差、まぐさ及び桁 次の(1)から(9)までのいずれかに掲げる材料又はこれらと同等以上の品質を有する材料

(1) (2) (略)

(3) 製材の日本農林規格(令和七年農林水産省告示第百九十五号)に規定する甲種構造材の一級又は二級に適合する材料

(4) (9) (略)

ロヽト (略)

三 (略)

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの(第一号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニに定める構造方法に定める技術的基準等を定める件(一部改正)の一部を次のように改正する。

一 令和七年国土交通省告示第二百五十号)の一部を次のように改正する。

## 二ヽ四 (略)

## 改正前

## 第二 材料

第一 (略)

二 木質接着複合パネル以外の材料であつて構造耐力上主要な部分に使用するものは、次のイからトまでに掲げる構造部材の区分に応じ、当該イからトまでに定める材料としなければならない。ただし、第四第二号に掲げる床版であつてその材料が平成十三年国土交通省告示第三千五百四十号第二に定める技術的基準に適合するもの並びに第七第四号に掲げる小屋組及び屋根版であつてそれらの材料が同告示第二に定める技術的基準に適合するものにあつては、この限りでない。

イ 土台、柱、結合材(壁パネル(木質接着複合パネルを壁として使用する場合における当該木質接着複合パネルをいう。以下同じ。)又はまぐさと結合し、水平力及び鉛直力を負担する鉛直部材をいう。以下同じ。)、胴差、まぐさ及び桁 次の(1)から(9)までのいずれかに掲げる材料又はこれらと同等以上の品質を有する材料

(1) (2) (略)

(3) 製材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千八十三号)に規定する甲種構造材の一級又は二級に適合する材料

(4) (9) (略)

ロヽト (略)

三 (略)

# 官 庁 報 告

## 國試驗

## 令和7年度情報処理技術者試験合格者

令和7年度情報処理技術者試験（6月実施分）のうち、ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験及び基本情報技術者試験の合格者を令和7年7月14日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

令和7年7月30日

経済産業大臣 武藤 容治

## ITパスポート試験に係るもの

IP24061RZZ IP24061TQJ IP240623E4 IP240628TE IP24062PC1 IP24062VT1 IP24063J71 IP24063U5P IP24063YE8 IP24064TNX IP24064XNM IP24065BW IP240661CY IP24066G2W IP24066QG7 IP24067CR1 IP24067FXR IP24067J2F IP24067V9U  
IP24068CQ5 IP24068WSW IP24069WEJ IP24069YRJ IP2406A9PQ IP2406AM1M IP2406APU9 IP2406B794 IP2406B88G IP2406DVB7 IP2406DFRE5 IP2406G3PP IP2406GVN9 IP2406H96J IP2406N24A IP2406Q9PZ IP2406R4N5 IP2406RRS8 IP2406RYX4  
IP2406S5Q9 IP2406SR9F IP2406U21F IP2406V6HRL IP2406VHT6 IP2406WRE4 IP2406X4CH IP2406Z2A8 IP2406Z633 IP240715N2 IP24071NNF IP24072NEG IP24072PNB IP24072S2B IP24073AF1 IP24073VBE IP24073X7V IP240744H3  
IP24074EV2 IP24074WEJ IP24076GW1 IP24076R3M IP24076R47 IP24077EV IP24077EEV IP24077QQM IP24077ZB8 IP24078JF2 IP24078V3D IP24079M5T IP2407B3GR IP2407CZM7 IP2407D9U7 IP2407B5P IP2407F3N8 IP2407G6HP IP2407G6B7E  
IP2407GN2 IP2407H6Z4 IP2407JF9N IP2407M8RW IP2407N87E IP2407NBF8 IP2407PDXH1 IP2407Q1SD IP2407Q47H IP2407QEJ2 IP2407UW8D IP2407WX3 IP2407X7Y7 IP24081ZVM IP24084HFS IP24084QT7 IP24084W6D IP24085GNH IP24086QXU IP24087AXH  
IP24087CGG IP24087GUX IP24088JCD IP24089RWE IP2408A5XQ IP2408F34F IP2408G2UJ IP2408V8QJ IP2408Y9MZ IP24093TJ1 IP24096ER4 IP240989B8 IP24098C9C IP24098HQB IP24099AW7 IP2409CPS1 IP2409DUP8 IP2409E5Q2  
IP2409F3UH IP2409F6NF IP2409G7VF IP2409GPN7 IP2409HF19 IP2409H3AP IP2409M81N IP2409M94F IP2409M9T2Q IP2409N6ZG IP2409VRC8 IP2409YMT1 IP24102QGS IP24102WSE IP24103XFS3 IP24105EUS8 IP24105NGY IP24105WQA IP241072BTP IP24107AHQ  
IP24107HAR IP2410B6BP IP2410D1RC IP2410E33T IP2410F1BP IP2410H3J5 IP2410H8HP IP2410M5W3 IP2410N1Z2 IP2410R0Q2 IP2410T76Z IP2410V5F5 IP2410W8TS IP2410WAB3 IP2410Y3UA IP24112HGP IP24113X7W IP24114R2X IP24114S9B  
IP241151AG IP241153D1 IP24115W8S IP241164MV IP24116AWR IP24116THG IP241173JE IP24117H4A IP24119NBC IP2411AM3C IP2411BP2F IP2411C2SP IP2411E321 IP2411E8H8 IP2411G4EQ4 IP2411M3UA IP2411V46 IP2411P76 IP2411R2NP IP2411S4G9  
IP2411SZF5 IP2411UNB8 IP2411X1A2 IP2411X4WU IP2411X568 IP2411XM2Q IP2411Z512 IP2411Z82R IP2411ZJ8T IP241211JJ IP241216PS IP24121U4G IP24121ZB6 IP2412224C IP24123CJZ IP24123MH5 IP24123QED IP24123W6A IP24124N8N  
IP24124NTN IP2412584D IP24126NDY IP24126R6P IP24126S1X IP24127AX3 IP24127NJ9 IP24127QW3 IP24128DCS IP24128DZ2 IP24128VQE IP2412958B IP24129A76 IP24129CS2 IP24129F5Y IP24129SU7 IP24129YNG IP2412A1C4 IP2412C11F IP2412C395  
IP2412D1WY IP2412DYZ5 IP2412E4DY IP2412E95J IP2412E6F8 IP2412J97G IP2412M8QN IP2412N4E3 IP2412NWS2 IP2412P6SD IP2412P9E5 IP2412P6D2 IP2412SG4B IP2412TME9 IP2412U4SY IP2412V71F IP2412X9PH IP2412XY14 IP2412Y1C1 IP2412Y8W8  
IP25011S1T IP25011U5D IP25011Y65 IP250120F3 IP25012BSP IP25012QSD IP25012V8Z IP25013ZSG IP25014V4E IP25014Y4N IP250155DZ IP250158UW IP25015P3A IP25015ZSJ IP25016F24 IP25016WTS IP25016ZSH  
IP25018D5D IP25018JP7 IP25018YSM IP2501957B IP25019A9FD IP2501Q8X8 IP2501B36R IP2501B3UJ IP2501B1V6 IP2501C19P IP2501D6W9 IP2501E1U2 IP2501E3UN IP2501E93R IP2501E9FN IP2501F7R4 IP2501HJ87 IP2501H9QH IP2501H5X6  
IP2501J3Y2 IP2501M91G IP2501MN9H IP2501NSF5 IP2501NW5W IP2501P2F1 IP2501P4ZV IP2501PGZ1 IP2501PQY2 IP2501PU5H IP2501PV6N IP2501PQX4Z IP2501Q115 IP2501Q36T IP2501S77T IP2501T539 IP2501U475 IP2501U74Z IP2501U9Q4 IP2501U2C2W  
IP2501U7T6 IP2501Y7EM IP2501YU51 IP2501Z3D8 IP2501ZEV6 IP250216JP IP250218UN IP25021CZR IP25021W99 IP25022BRU IP25022R84 IP25022SSR IP25022W1H IP250239CV IP25023NAN IP25023ZYY IP250241RG IP250243DT IP250245ZE IP25024AXH  
IP25024C9X IP25024F8Y IP25024H8Y IP25024MWT IP25024RHW IP25024THS IP25025FAB IP25025N5T IP25025NXM IP25025SYC IP25025WA4 IP25025Z42 IP25025ZJ6 IP250261CT IP250264GQ IP250266CY IP25026G3X IP25026UWU IP25027X8Y IP25027B7P  
IP25027E4U IP25027F5PZ IP25027JU9 IP25027YRR IP25028H1G IP25028X3VZ IP25028464 IP250288HD IP250289AIPD IP25028G7T IP25028SFXZ IP25028TE4 IP250296R7 IP25029B9Y IP25029J7E IP2502A1TB IP2502B4A5 IP2502BCE7 IP2502B8FQ  
IP2502BS1V IP2502CU19 IP2502CV2Y IP2502D9PB IP2502DDEV7 IP2502DQG8 IP2502F5RN IP2502F678 IP2502F87P IP2502FD5Y IP2502FFU8 IP2502FP7G IP2502FP8Z IP2502FR87 IP2502G3CQ IP2502G693 IP2502GMH5 IP2502GNX6 IP2502H7C7 IP2502J56  
IP2502JZ6 IP2502M2E1 IP2502M35V IP2502MN1P IP2502N4AN IP2502N4P7 IP2502NP3Q IP2502P34V IP2502PPA1 IP2502PR86 IP2502PT7C IP2502PX62 IP2502Q4U3 IP2502Q6TR IP2502R4TH IP2502R6XU IP2502RZ28 IP2502S8YQ IP2502S7XH IP2502TP16  
IP2502T7Z6 IP2502U9DT IP2502UPV7 IP2502U9YR IP2502U549 IP2502W4G IP2502X5W5 IP2502X8RZ IP2502XJ3C IP2502Y3QW IP2502YD7E IP2502Z3FU IP2502Z779 IP250311TH IP250311ZT IP250314RZ IP25031A25 IP25031AHU IP25031ACP IP25031CE6  
IP25031EAN IP25031F4H IP25031FTT IP25031G8P IP25031H4G IP25031J8P IP25031JWE IP25031NFT IP25031SS9 IP25031U6E IP25031U5P IP25031VJG IP25031XH7 IP25031YF IP25031YUZ IP25031Z3F IP250321RXP IP250322NE  
IP2503238Z IP2503274C IP2503276P IP250328CE IP250329FA IP25032A9P IP25032A9QF IP25032B64 IP25032E5Y IP25032P2WZ IP25032S5M IP250323TDU IP25032T69U IP25032U3BS IP25032V5M IP25032VW7 IP25032WV  
IP25032YCS IP25032YJD IP25032YMH IP25032YSR IP250332S8 IP250333P3 IP250333Q6 IP250334C8 IP250334NH IP250336ER IP250337AG IP25033B3H IP25033BZV IP25033GWA IP25033HJZ IP25033J9R IP25033MW2 IP25033NW5 IP25033PAS3 IP25033R3E  
IP25033RT1 IP25033RTA IP2503374J IP25033U8V IP25033W6X IP25033XTJ IP25033ZFP IP2503411W IP250341G7 IP250341JJ IP250342WM IP250343V5 IP250344BX IP250347CR IP250347P4 IP250347RW IP250348YH IP250349HT IP250349Z6 IP25034AEF  
IP25034B5A IP25034C92 IP25034CRP IP25034DP5 IP25034EDX IP25034EV3 IP25034GHE IP25034JUH IP25034M4U IP25034MAD IP25034N8G IP25034PMQ IP25034QU2 IP25034QV4 IP25034T9V IP25034TMV IP25034U6Q IP25034XXV IP25034Y8  
IP25034YXW IP25034Z3D IP25034ZC5 IP250354RU IP2503555M IP25035AJG IP25035B4H IP25035C5BT IP25035FQY IP25035GEV IP25035H2A IP25035M8N IP25035QV7 IP25035QV7Y IP25035R1B IP25035R6W IP25035WSV  
IP25035T9B IP25035V8W IP25035XV2 IP25035XP1 IP250362F8 IP250363G4C IP2503636F7 IP2503637N IP2503637XZ IP25036387Y IP25036395M IP2503646T IP2503657F IP25036FQF IP25036GR7 IP25036H16 IP25036H2X IP25036H6P  
IP25036M58 IP25036Q6V IP25036QXZ IP25036Q6P IP25036S2H IP25036T17 IP25036UNF IP25036WQY IP25036XG6 IP25036YVJ IP250371UQ IP250376C1 IP250377F3 IP250378CC IP2503791P IP25037A7C IP25037B9S IP25037D8U  
IP25037E2R IP25037EFT IP25037F2T IP25037J3Y IP25037MUD IP25037SRX IP25037TD7 IP25037U5M IP25037VZH IP25037WQS IP2503835U IP25038388Y IP2503889H IP2503898W IP2503899Z IP2503899Y  
IP25038D67 IP25038E1M IP25038E9R IP25038F2G IP25038FBM IP25038G2X IP25038H8G IP25038HRR IP25038JQH IP25038MHS IP25038NNH IP25038PH7 IP25038RTD IP25038R8Q IP25038S18 IP25038S9D IP25038SPH  
IP25038UD4 IP25038VPP IP25038W1V IP250391R9F IP2503944BZ IP250396WZ IP250397J8Z IP2503987T IP250398D3 IP250398E1F IP25039893U IP250398P4 IP2503997G IP25039EDP IP25039EMW IP25039GZ  
IP25039MN2 IP25039NC2 IP25039NUY IP25039PMC IP25039SSQG IP25039TAH IP25039VW9 IP25039X47 IP25039X5A IP25039YEP IP25039YB6 IP25039Y2M IP25039YXZ IP25039ZBB IP25039ZFF IP2503A1Y4 IP2503A2V5  
IP2503A61X IP2503A69S IP2503A6E1 IP2503A7B3 IP2503A8GR IP2503A8N2 IP2503A8T2 IP2503A8H9 IP2503A8W7 IP2503A9Z7V IP2503B27P IP2503B32C IP2503B3D3N IP2503B61C IP2503B6GUP IP2503B74H IP2503B854  
IP2503C3H2 IP2503C41G IP2503C6EA IP2503C6RA IP2503C8B2 IP2503C8D2F IP2503C9G2 IP2503C9G6 IP2503CNU6 IP2503C9Q6 IP2503C9Y7 IP2503D14B IP2503D1N7 IP2503D4B7 IP2503D5M7 IP2503DCW1  
IP2503DF5B IP2503D6G24 IP2503D7V7 IP2503D8U8 IP2503D9U1 IP2503DX5S IP2503E1B3 IP2503E4P6 IP2503E5H4 IP2503E6A3 IP2503E7C7M IP2503E88S IP2503E95Y IP2503E9T9  
IP2503E9V1 IP2503F1W IP2503F3A5F IP2503F43W IP2503F57N IP2503F6B5 IP2503F7XF IP2503F6W IP2503F9XW IP2503G68P IP2503G68W IP2503G953 IP2503G963 IP2503G98  
IP2503H4NF IP2503H7X4 IP2503H81M IP2503H8BQ2 IP2503H9F48 IP2503H9Q6A IP2503HSZ3 IP2503HVM4 IP2503J4H5 IP2503J4PE IP2503J6EH IP2503J8ZC IP2503J9E2 IP2503JCA3 IP2503JCH5  
IP2503M54G IP2503M52W IP2503M6G8 IP2503M7G7A IP2503M8U7 IP2503M9U1 IP2503N13T IP2503N2D9 IP2503N3R8 IP2503N4CN IP2503N7CN IP2503N9W IP2503NFW IP2503NP2A IP2503NP4F  
IP2503P25T IP2503P23D IP2503P59J IP2503P5R9V IP2503P5VZ IP2503P6GC IP2503P9J7 IP2503P9Y1 IP2503P9Y4 IP2503P9X8 IP2503P9V5 IP2503P9X6 IP2503P9X7  
IP2503Q52X IP2503Q49X IP2503Q82E IP2503Q9C5V IP2503Q9P2 IP2503Q9Y1 IP2503R176 IP2503R6MD IP2503R88T IP2503R9D9H IP2503R96B IP2503R95P5 IP2503S1XW IP2503S3ZG  
IP2503S7V7 IP2503S87ZN IP2503S88E IP2503S88H IP2503S8X5 IP2503S8P4 IP2503S8W6 IP2503T1QR IP2503T69J IP2503T664 IP2503T74Z IP2503U4XK





















情報セキュリティマネジメント試験に係るもの





基本情報技術者試験に係るもの

FE2506000G FE2506003E FE25060010 FE2506002B FE25060105	FE250601SH FE250601UH FE250602AY FE250602AM FE250603AN	FE250603E7 FE250603RT FE2506042M FE250604B1 FE250604H0	FE2506040B FE25060577 FE250605NF FE25060519 FE25060664
FE2506061W FE250606P0 FE250606PQ FE25060741 FE2506076M	FE250607D9 FE250607Y9 FE250608ES FE250608SM FE250608VN	FE250609P1 FE250609IA FE250609SB FE25060A2K FE25060AAY	FE2506040C FE25060A0Q FE25060B62 FE25060BKV FE25060B3
FE250608NH FE250608Z FE25060C4B FE250600CA FE250600CV	FE25060C1Y FE25060D4U FE25060D9M FE25060D1T	FE25060E3R FE25060E5E7 FE25060E5I FE25060E5P	FE25060F8Y FE25060FT5 FE25060FV0 FE25060F79 FE25060G17
FE250603BS FE250606AV1 FE250606CX1	FE250601Y9 FE2506017B FE250601F1S FE250601H5	FE2506011Q FE25060112P FE2506011JF	FE2506011Q FE25060112P FE250601H5
FE250601K5 FE250610P5 FE250611JF	FE250611M0 FE250611UJ FE250611UP	FE250612P5 FE250612AJ FE250612FC	FE250612P5 FE250612AJ FE250612FC
FE2506115H FE250611WQ FE250611CN	FE2506117Y FE2506117U FE2506118P	FE2506120Z FE2506119P2 FE2506119B5	FE2506119P2 FE2506119B5
FE250611BRJ FE250611U3 FE250611BZ	FE250611C0M FE250611C1H	FE250611C4 FE250611C9U	FE250611C4 FE250611C9U
FE2506115F FE250611FB FE250611FNW	FE250611F00 FE250611FR5	FE250611F9N FE250611F9Y	FE250611F00 FE250611FR5
FE250611M FE250611XN FE250611Y1	FE250611JQZ FE250611K0Q	FE250611X1P FE250611X25	FE250611X1P FE250611X25
FE25061139 FE2506110P FE25061106	FE250611M0 FE2506110P4	FE250611P0 FE250611P1K	FE250611M0 FE2506110P4
FE250611S1Q FE250611SW FE250611T4P	FE250611V8Q FE2506118P0	FE250611W1P FE250611W1U	FE250611V8Q FE250611W1P
FE250611XK FE250611MT FE250611V3	FE250611ZAZ FE250611ZC2	FE250611ZC FE250611ZKX	FE250611ZAZ FE250611ZC2
FE2506121T FE25061234K FE25061234V	FE25061234K7 FE25061234X	FE25061247V FE2506124F5	FE25061247V FE2506124F5
FE2506125G5 FE2506128KU FE2506129Q4	FE2506128K4 FE2506129XG	FE2506125SQ FE2506125XG	FE2506125G5 FE2506128KU
FE2506128NC FE250612920 FE250612921	FE250612920 FE250612921	FE25061277C FE25061277H	FE2506128NC FE250612920
FE2506129X FE250612HRE FE250612HTR	FE250612HTR FE250612L12	FE2506129P FE2506129T	FE2506129X FE250612HRE
FE250612H0 FE250621NTL FE250621VWK	FE250612H0 FE250621VW	FE250612H1P FE250612H2P	FE250612H0 FE250621NTL
FE25061215L FE25061217P FE250612710	FE250612710 FE25061271Q	FE25061272P FE25061273K	FE25061215L FE25061217P
FE2506125G9 FE250612921 FE250612922	FE250612921 FE250612922	FE25061277C FE25061277H	FE2506125G9 FE250612921
FE25061291 FE25061292T FE2506130B	FE25061291 FE2506130B	FE25061277C FE25061277H	FE25061291 FE25061292T
FE250613B9 FE250613C9 FE250613D2M	FE250613C9 FE250613D2M	FE25061277C FE25061277H	FE250613B9 FE250613C9
FE250613F9 FE250613H FE250613L2P	FE250613H FE250613L2P	FE25061277C FE25061277H	FE250613F9 FE250613H
FE250613H5 FE250613H9 FE250613L5R	FE250613H5 FE250613L5R	FE25061277C FE25061277H	FE250613H5 FE250613H9
FE250613Y8 FE250613Y9 FE250613YU	FE250613Y8 FE250613YU	FE25061277C FE25061277H	FE250613Y8 FE250613YU
FE250613Y9 FE250613YU FE250613YV	FE250613Y9 FE250613YU	FE25061277C FE25061277H	FE250613Y9 FE250613YU
FE250613YU FE250613YV FE250613YW	FE250613YU FE250613YV	FE25061277C FE25061277H	FE250613YU FE250613YV
FE250613YV FE250613YW FE250613YX	FE250613YV FE250613YW	FE25061277C FE25061277H	FE250613YV FE250613YX
FE250613YX FE250613YX FE250613YX	FE250613YX FE250613YX	FE25061277C FE25061277H	FE250613YX FE250613YX
FE2506143H FE2506144Q FE2506144QY	FE2506143H FE2506144Q	FE25061277C FE25061277H	FE2506143H FE2506144Q
FE2506143W FE2506143Y FE2506143YU	FE2506143W FE2506143Y	FE25061277C FE25061277H	FE2506143W FE2506143Y
FE2506143Y FE2506143YU FE2506143YV	FE2506143Y FE2506143YU	FE25061277C FE25061277H	FE2506143Y FE2506143YU
FE2506143YU FE2506143YV FE2506143YX	FE2506143YU FE2506143YV	FE25061277C FE25061277H	FE2506143YU FE2506143YV
FE2506143YX FE2506143YX FE2506143YX	FE2506143YX FE2506143YX	FE25061277C FE25061277H	FE2506143YX FE2506143YX
FE2506144H FE2506144P FE2506144P0	FE2506144H FE2506144P	FE25061277C FE25061277H	FE2506144H FE2506144P
FE2506144P FE2506144P0 FE2506144P1	FE2506144P FE2506144P0	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P FE2506144P0
FE2506144P0 FE2506144P1 FE2506144P2	FE2506144P0 FE2506144P1	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P0 FE2506144P1
FE2506144P1 FE2506144P2 FE2506144P3	FE2506144P1 FE2506144P2	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P1 FE2506144P2
FE2506144P2 FE2506144P3 FE2506144P4	FE2506144P2 FE2506144P3	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P2 FE2506144P3
FE2506144P3 FE2506144P4 FE2506144P5	FE2506144P3 FE2506144P4	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P3 FE2506144P4
FE2506144P4 FE2506144P5 FE2506144P6	FE2506144P4 FE2506144P5	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P4 FE2506144P5
FE2506144P5 FE2506144P6 FE2506144P7	FE2506144P5 FE2506144P6	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P5 FE2506144P6
FE2506144P6 FE2506144P7 FE2506144P8	FE2506144P6 FE2506144P7	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P6 FE2506144P7
FE2506144P7 FE2506144P8 FE2506144P9	FE2506144P7 FE2506144P8	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P7 FE2506144P8
FE2506144P8 FE2506144P9 FE2506144P10	FE2506144P8 FE2506144P9	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P8 FE2506144P9
FE2506144P9 FE2506144P10 FE2506144P11	FE2506144P9 FE2506144P10	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P9 FE2506144P10
FE2506144P10 FE2506144P11 FE2506144P12	FE2506144P10 FE2506144P11	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P10 FE2506144P11
FE2506144P11 FE2506144P12 FE2506144P13	FE2506144P11 FE2506144P12	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P11 FE2506144P12
FE2506144P12 FE2506144P13 FE2506144P14	FE2506144P12 FE2506144P13	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P12 FE2506144P13
FE2506144P13 FE2506144P14 FE2506144P15	FE2506144P13 FE2506144P14	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P13 FE2506144P14
FE2506144P14 FE2506144P15 FE2506144P16	FE2506144P14 FE2506144P15	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P14 FE2506144P15
FE2506144P15 FE2506144P16 FE2506144P17	FE2506144P15 FE2506144P16	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P15 FE2506144P16
FE2506144P16 FE2506144P17 FE2506144P18	FE2506144P16 FE2506144P17	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P16 FE2506144P17
FE2506144P17 FE2506144P18 FE2506144P19	FE2506144P17 FE2506144P18	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P17 FE2506144P18
FE2506144P18 FE2506144P19 FE2506144P20	FE2506144P18 FE2506144P19	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P18 FE2506144P19
FE2506144P19 FE2506144P20 FE2506144P21	FE2506144P19 FE2506144P20	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P19 FE2506144P20
FE2506144P20 FE2506144P21 FE2506144P22	FE2506144P20 FE2506144P21	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P20 FE2506144P21
FE2506144P21 FE2506144P22 FE2506144P23	FE2506144P21 FE2506144P22	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P21 FE2506144P22
FE2506144P22 FE2506144P23 FE2506144P24	FE2506144P22 FE2506144P23	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P22 FE2506144P23
FE2506144P23 FE2506144P24 FE2506144P25	FE2506144P23 FE2506144P24	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P23 FE2506144P24
FE2506144P24 FE2506144P25 FE2506144P26	FE2506144P24 FE2506144P25	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P24 FE2506144P25
FE2506144P25 FE2506144P26 FE2506144P27	FE2506144P25 FE2506144P26	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P25 FE2506144P26
FE2506144P26 FE2506144P27 FE2506144P28	FE2506144P26 FE2506144P27	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P26 FE2506144P27
FE2506144P27 FE2506144P28 FE2506144P29	FE2506144P27 FE2506144P28	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P27 FE2506144P28
FE2506144P28 FE2506144P29 FE2506144P30	FE2506144P28 FE2506144P29	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P28 FE2506144P29
FE2506144P29 FE2506144P30 FE2506144P31	FE2506144P29 FE2506144P30	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P29 FE2506144P30
FE2506144P30 FE2506144P31 FE2506144P32	FE2506144P30 FE2506144P31	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P30 FE2506144P31
FE2506144P31 FE2506144P32 FE2506144P33	FE2506144P31 FE2506144P32	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P31 FE2506144P32
FE2506144P32 FE2506144P33 FE2506144P34	FE2506144P32 FE2506144P33	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P32 FE2506144P33
FE2506144P33 FE2506144P34 FE2506144P35	FE2506144P33 FE2506144P34	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P33 FE2506144P34
FE2506144P34 FE2506144P35 FE2506144P36	FE2506144P34 FE2506144P35	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P34 FE2506144P35
FE2506144P35 FE2506144P36 FE2506144P37	FE2506144P35 FE2506144P36	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P35 FE2506144P36
FE2506144P36 FE2506144P37 FE2506144P38	FE2506144P36 FE2506144P37	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P36 FE2506144P37
FE2506144P37 FE2506144P38 FE2506144P39	FE2506144P37 FE2506144P38	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P37 FE2506144P38
FE2506144P38 FE2506144P39 FE2506144P40	FE2506144P38 FE2506144P39	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P38 FE2506144P39
FE2506144P39 FE2506144P40 FE2506144P41	FE2506144P39 FE2506144P40	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P39 FE2506144P40
FE2506144P40 FE2506144P41 FE2506144P42	FE2506144P40 FE2506144P41	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P40 FE2506144P41
FE2506144P41 FE2506144P42 FE2506144P43	FE2506144P41 FE2506144P42	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P41 FE2506144P42
FE2506144P42 FE2506144P43 FE2506144P44	FE2506144P42 FE2506144P43	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P42 FE2506144P43
FE2506144P43 FE2506144P44 FE2506144P45	FE2506144P43 FE2506144P44	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P43 FE2506144P44
FE2506144P44 FE2506144P45 FE2506144P46	FE2506144P44 FE2506144P45	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P44 FE2506144P45
FE2506144P45 FE2506144P46 FE2506144P47	FE2506144P45 FE2506144P46	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P45 FE2506144P46
FE2506144P46 FE2506144P47 FE2506144P48	FE2506144P46 FE2506144P47	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P46 FE2506144P47
FE2506144P47 FE2506144P48 FE2506144P49	FE2506144P47 FE2506144P48	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P47 FE2506144P48
FE2506144P48 FE2506144P49 FE2506144P50	FE2506144P48 FE2506144P49	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P48 FE2506144P49
FE2506144P49 FE2506144P50 FE2506144P51	FE2506144P49 FE2506144P50	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P49 FE2506144P50
FE2506144P50 FE2506144P51 FE2506144P52	FE2506144P50 FE2506144P51	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P50 FE2506144P51
FE2506144P51 FE2506144P52 FE2506144P53	FE2506144P51 FE2506144P52	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P51 FE2506144P52
FE2506144P52 FE2506144P53 FE2506144P54	FE2506144P52 FE2506144P53	FE25061277C FE25061277H	FE2506144P52 FE2506144P53
FE2506144P53 FE2506144P54 FE2506144P55	FE2506144P53 FE2506144P54	FE25061277C FE25061277H</td	









```

FE2506YMF53 FE2506YMF54 FE2506YMAS FE2506YMSY FE2506YMX FE2506YNOF FE2506YNP FE2506YNC5 FE2506YNW FE2506YQ020 FE2506YQ020 FE2506YQ052 FE2506YQSW FE2506YPJF FE2506YPXP FE2506YQ1X FE2506YQE1 FE2506YR2Z FE2506YR5C FE2506YRCR
FE2506YRPE FE2506YRUX FE2506YSSB FE2506YSD1 FE2506YSF9 FE2506YSNK FE2506YSQ6 FE2506YT51 FE2506YT5Q FE2506YT80 FE2506YTHW FE2506YU1Z FE2506YU6B FE2506YUFC FE2506YUYT8 FE2506YV30 FE2506YVIC FE2506YVSY FE2506YW2G FE2506YW48
FE2506YWVM FE2506YX44 FE2506YX90 FE2506YXAG FE2506YXN1 FE2506YJY7 FE2506YYHQ FE2506YYHW FE2506YYKS FE2506YZZ1 FE2506YZ8H FE2506YZAG FE2506Z05C FE2506Z0C2 FE2506Z0F0R FE2506Z0G9 FE2506Z0GR FE2506Z0LF FE2506Z1Y2A FE2506Z20C FE2506Z251FE2506Z1EE FE2506Z1T6 FE2506Z237 FE2506Z2Q0Z FE2506Z352 FE2506Z335P FE2506Z3K3H FE2506Z44U FE2506Z4M8 FE2506Z4P5 FE2506Z541 FE2506Z564 FE2506Z590 FE2506Z5C2K FE2506Z5C5P FE2506Z5CU FE2506Z5R0 FE2506Z5RT FE2506Z5QV2 FE2506Z67C
FE2506Z68Y FE2506Z697 FE2506Z76C FE2506Z7S7 FE2506Z83K FE2506Z80U FE2506Z8P5 FE2506Z8S2 FE2506Z9C8 FE2506Z9H3 FE2506Z9SV FE2506ZACF FE2506ZAPQ FE2506ZB0Y FE2506ZBL0 FE2506ZB5Y FE2506ZB7Y FE2506ZC6B FE2506ZD1S FE2506ZD8Z
FE2506ZDD2 FE2506ZD01 FE2506ZESY FE2506ZEZE FE2506ZF75 FE2506ZFQS FE2506ZGHZ FE2506ZGR1 FE2506ZGT3 FE2506ZGX4 FE2506ZH4F FE2506ZH73 FE2506ZHYZ FE2506ZIKT FE2506Z1ION FE2506ZJ1T FE2506ZJMY FE2506ZJQ0 FE2506ZJSM FE2506ZK6S
FE2506ZKHZ FE2506ZKOT FE2506ZLFS FE2506ZL05 FE2506ZMIR FE2506ZM9E FE2506ZMIP FE2506ZMVJ FE2506ZMZA FE2506ZMZW FE2506ZN08 FE2506ZNHO FE2506ZNQ1 FE2506ZNTL FE2506ZOK5 FE2506Z0OC FE2506Z0T5 FE2506ZP1Z FE2506ZPEF FE2506ZPF1
FE2506ZPZJ FE2506ZQ4T FE2506ZQLB FE2506ZSFY FE2506ZSQB FE2506ZSU1 FE2506ZTDU FE2506ZU01 FE2506ZUC0 FE2506ZUTY FE2506ZV7L FE2506ZVD3 FE2506ZVHD FE2506ZVLO FE2506ZVNU FE2506ZVOX FE2506ZVSI FE2506ZWQ1 FE2506ZXTU FE2506ZY6S
FE2506ZY7L FE2506ZYD FE2506ZG01 FE2506ZHVH

```

## 基本測量關係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年7月30日

国土交通大臣 中野 洋昌

種類 地図情報レベル 実施時期 区域 摘要  
点群データ 500 令和7年 東北地区 令和7年4月  
(令和7年4月実施標高改定対応済)

備考 刊行日 令和7年7月31日

新たに基本測量の測量成果を得た区域は、国土地理院ホームページ  
(<https://www.gsi.go.jp/gazochosa/tengun.html>)において供する。

"	立牛
"	八戸東部
"	八戸
"	十和田
"	階上岳
"	三戸
"	田子
"	久慈
"	陸中大野
"	一戸
"	淨法寺
"	陸中野田
"	陸中閼
"	葛巻
"	荒屋
"	岩泉
"	門
"	薮川
"	沼宮内
"	盛岡
"	日詰
"	花巻
"	中之条
"	草津
"	須坂
"	坂城
"	伊那
"	木曾福島
"	御嶽山
"	萩原
"	下呂
"	金山
"	美濃加茂
"	竹波
"	冠島
"	網野
"	西津



## 公 告

## 細 告 報

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

## 令和 7 年 (フ) 第 9 6 3 号

千葉市中央区市場町 6 番地 8 クリスタルスクエア 1 NOHANA 051 号

債務者 日本エコ一検査株式会社

代表者代表取締役 押尾 武志

- 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 11 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大島 繁幸
- 4 破産債権の届出期間 令和 7 年 8 月 12 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 7 年 10 月 1 日午後 1 時 40 分

千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係  
令和 7 年 (フ) 第 10 8 5 号

千葉市中央区鶴沢町 5 番 7 号

債務者 有限会社スペースデザイン

代表者取締役 大関 泉

- 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 11 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 濱木 昭宏
- 4 破産債権の届出期間 令和 7 年 8 月 12 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 7 年 10 月 7 日午前 11 時

千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係  
令和 7 年 (フ) 第 10 7 6 号

千葉県船橋市旭町 1 丁目 15 番 21 号

債務者 株式会社アキテック

代表者代表取締役 田中 昭人

- 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 14 日午前 10 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 隆文

- 4 破産債権の届出期間 令和 7 年 8 月 13 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 7 年 10 月 6 日午後 3 時

千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係

## 令和 7 年 (フ) 第 4 3 6 2 号

東京都板橋区小茂根 1 丁目 25 番 22-401 号

債務者 有限会社ちさき建築構造設計

代表者代表取締役 菅木 將弘

- 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 16 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川口祐佳里
- 4 破産債権の届出期間 令和 7 年 8 月 13 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 7 年 10 月 10 日午前 11 時

東京地方裁判所民事第 20 部

## 令和 7 年 (フ) 第 4 4 7 3 号

東京都東村山市野口町 1-23-23

債務者 有限会社ベストキャリーサービス

代表者代表取締役 大森 直人

- 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 16 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森田 岳史
- 4 破産債権の届出期間 令和 7 年 8 月 13 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 7 年 10 月 9 日午前 10 時

東京地方裁判所民事第 20 部

## 令和 7 年 (フ) 第 4 4 7 5 号

埼玉県久喜市桜田 2 丁目 133-10、商業登記簿上の本店所在地東京都北区志茂 3 丁目 8 番 5 号

債務者 東邦工業株式会社

代表者代表取締役 芦野 嘉明

- 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 16 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松澤 邦典
- 4 破産債権の届出期間 令和 7 年 8 月 13 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 7 年 10 月 9 日午後 2 時

東京地方裁判所民事第 20 部

## 令和 7 年 (フ) 第 4 5 2 1 号

東京都足立区栗原 2 丁目 8 番 2-203 号

債務者 合同会社 n a r i a

代表者代表社員 赤間 文哉

- 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 16 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 海野 卓也
- 4 破産債権の届出期間 令和 7 年 8 月 13 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 7 年 10 月 16 日午前 11 時

東京地方裁判所民事第 20 部

## 令和 7 年 (フ) 第 4 5 3 1 号

東京都千代田区神田富山町 26 番地

債務者 有限会社北清米店

代表者代表取締役 北清 友則

- 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 16 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 亀井 孝衛
- 4 破産債権の届出期間 令和 7 年 8 月 13 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 7 年 10 月 10 日午前 10 時 30 分

東京地方裁判所民事第 20 部

## 令和 7 年 (フ) 第 4 5 3 3 号

東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-14-3 ワイズテラス 1001

債務者 株式会社スタジオ・ビー

代表者代表取締役 橋本 洋子

- 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 16 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 久保 武士
- 4 破産債権の届出期間 令和 7 年 8 月 13 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 7 年 10 月 9 日午前 11 時

東京地方裁判所民事第 20 部

## 令和 7 年 (フ) 第 4 5 3 5 号

東京都目黒区大橋 2-24-3 中村ビル 7 階、商業登記簿上の本店所在地東京都中野区新井 1 丁目 16 番 14 号 C I C A D A N A K A N O 203

債務者 Drama Base 株式会社

代表者代表取締役 渡邊 一眞

東京地方裁判所民事第 20 部

- 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 16 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 川上 邦久

4 破産債権の届出期間 令和 7 年 8 月 13 日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 7 年 10 月 16 日午前 11 時

東京地方裁判所民事第 20 部

## 令和 7 年 (フ) 第 4 5 7 6 号

東京都足立区鹿浜 5 丁目 5 番 22 号

債務者 株式会社トリプル

代表者代表取締役 鈴木 高明

- 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 16 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 蟹江鬼太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和 7 年 8 月 13 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 7 年 10 月 10 日午前 10 時 30 分

東京地方裁判所民事第 20 部

## 令和 7 年 (フ) 第 4 5 7 7 号

東京都府中市若松町 4 丁目 14 番地の 2

債務者 株式会社 S O N E D A S H

代表者代表取締役 曽根 孝志

- 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 16 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 貴裕
- 4 破産債権の届出期間 令和 7 年 8 月 13 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 7 年 10 月 10 日午前 10 時 30 分

東京地方裁判所民事第 20 部

## 令和 7 年 (フ) 第 4 5 7 9 号

東京都港区海岸 1-2-3 汐留芝離宮ビルディング 21 階

債務者 シーテンジャパン株式会社

代表者代表取締役 西田 良平

- 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 16 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岸本 悠
- 4 破産債権の届出期間 令和 7 年 8 月 13 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 7 年 10 月 16 日午前 10 時

東京地方裁判所民事第 20 部

令和7年(フ)第4581号  
東京都新宿区四谷3丁目11-1 アローズビル5階  
債務者 株式会社Healthy Body  
代表者代表取締役 山浦 昭弥  
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 中越 琢人  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4582号  
東京都新宿区四谷3-11-1 アローズビル5階  
債務者 一般社団法人Healthy Body運動指導士協会  
代表者代表理事 山浦 昭弥  
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 中越 琢人  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4604号  
東京都新宿区高田馬場3丁目2番14号  
債務者 ホワイトベース株式会社  
代表者代表取締役 加賀屋新吾  
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 佐藤 顯子  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4607号  
東京都板橋区常盤台4丁目31番2号 D・B上板橋5階  
債務者 株式会社グラビティー  
代表者代表取締役 岩永 健

1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 大沼 竜也  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4633号  
東京都世田谷区松原1丁目29番7号 M2M ATSUBARA101  
債務者 株式会社AIR PLANT  
代表者代表取締役 橋本勇一郎  
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 北原 尚  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4673号  
東京都江戸川区北小岩2丁目13番9号  
債務者 株式会社マン東京  
代表者代表取締役 植村 弘明  
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 関谷健太郎  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4679号  
東京都中央区銀座8-18-4 東銀座ビル3階、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区四谷4丁目3番地 エクシーナ四谷802  
債務者 有限会社マグラー・デザイン・スタジオ  
代表者代表取締役 井上 靖  
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 佐野みゆき  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4681号  
東京都墨田区東山3丁目1番4号 ニューリバー東山1階  
債務者 株式会社Gloria  
代表者代表取締役 藤田 栄子  
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 金 侑里香  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4704号

東京都中央区日本橋兜町9番5号 兜町平和ダイヤビル  
債務者 株式会社Fair Leader  
代表者代表取締役 野崎 刚輝  
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 柿山 佑人  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4709号

東京都板橋区小豆沢2丁目8番10号  
債務者 株式会社ウォーク  
代表者代表取締役 町田 芳男  
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 片山 史英  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4701号  
東京都台東区下谷2-12-8 フィリップ下谷403、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市戸塚区上矢部町2648番地3 ヒルズ島台205号  
債務者 合同会社ランティ  
代表者代表社員 岡本 沙織  
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 梶谷 陽

4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4710号

東京都三鷹市井の頭1-2-12、商業登記簿上の本店所在地北九州市小倉北区木町1丁目7番8号  
債務者 有限会社善山  
代表者代表取締役 新井 光薰

1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 梶谷 陽

4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4728号 東京都世田谷区下馬2丁目6番16号 SHI MOUMATE R RACE 304 債務者 ヒトキカク株式会社 代表者代表取締役 矢部 正 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 片桐 大 4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前11時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 赤野 達朗 4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 末次 弘明 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午後1時15分 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第4730号 東京都港区芝3丁目6番13号 債務者 モンテツソーリ星と光株式会社 代表者代表取締役 東條 倫子 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 六角 麻由 4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岸本 悠 4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 文屋 秀俊 4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石原 重仁 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午前11時15分 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第4732号 東京都渋谷区広尾2丁目9番39号 債務者 株式会社サニースポット 代表者代表取締役 上田 大貴 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 細川 大輔 4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野村 雅弘 4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高遠あゆ子 4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 東端 克博 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午後2時30分 静岡地方裁判所下田支部
令和7年(フ)第4734号 東京都渋谷区代官山町20番23号 債務者 デジタルシンセシスラボラトリ株式会社 代表者代表取締役 岡村 瑞恵(川原瑞恵) 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 優依	1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上総 秀一 4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今井 丈雄 4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前10時 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 越智 康昭 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前10時20分 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第4744号 東京都中野区南台5-8-12 債務者 株式会社新時代 代表者代表取締役 奥窪 康時	東京地方裁判所民事第20部	東京都町田市大蔵町256番地の6 債務者 有限会社加藤工務店 代表者取締役 加藤 熱	東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第4744号 東京都中野区南台5-8-12 債務者 株式会社新時代 代表者代表取締役 奥窪 康時	東京地方裁判所民事第20部	東京都墨田区両国4丁目8番1号 債務者 株式会社Victory ONE 代表者代表取締役 林 良彦	東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1024号 千葉県浦安市高洲8-1-C527 債務者 株式会社アップリーチ 代表者代表取締役 原 康則	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今井 丈雄 4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前10時 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 篠田 勝宣 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午後2時30分 静岡地方裁判所下田支部	令和7年(フ)第1469号 愛知県春日井市大手町2丁目152番地 債務者 株式会社マルミエンジニアリング 代表者代表取締役 篠田 勝宣
令和7年(フ)第1126号 東京都町田市大蔵町256番地の6 債務者 有限会社加藤工務店 代表者取締役 加藤 熱	東京都町田市大蔵町256番地の6 債務者 有限会社加藤工務店 代表者取締役 加藤 熱	1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 越智 康昭 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前10時20分 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第1126号 東京都町田市大蔵町256番地の6 債務者 有限会社加藤工務店 代表者取締役 加藤 熱

令和7年(フ)第4773号 埼玉県さいたま市見沼区大字蓮沼739番地1 債務者 株式会社ピーエスフードサービス 代表者代表取締役 小川 淳 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上野 保 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午後3時 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午前10時 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 札幌地方裁判所民事第4部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第24号 香川県三豊市三野町下高瀬2136番地の2 債務者 有限会社朝日亭 代表者代表取締役 関 正幸 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安藤 修二 4 破産債権の届出期間 令和7年8月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前10時 高松地方裁判所観音寺支部	1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 島田 直樹 4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午前10時 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第33号 静岡県掛川市掛川475番地の1 債務者 有限会社ヤマキ 代表者代表取締役 戸塚 理彦 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩田 直也 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午後1時30分 高松地方裁判所観音寺支部	1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩田 直也 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午後1時30分 静岡地方裁判所掛川支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第212号 盛岡市中央通1丁目6番25号 債務者 株式会社平和タクシー 代表者代表取締役 國枝 康彦 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 日高 拓郎 4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午後2時 盛岡地方裁判所第2民事部	1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北澤 龍也 4 破産債権の届出期間 令和7年10月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月12日午後1時30分 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第556号 千葉市中央区大森町477番地の3 債務者 株式会社石川建設 代表者代表取締役 石川 公之 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 島田 直樹	破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間 令和7年(フ)第961号 札幌市豊平区豊平3条3丁目1番28-512号 債務者 高橋 加奈	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第187号 静岡県三島市多呂151番地の7 MKコーポ203 債務者 荒木 光利 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第207号 静岡県御殿場市新橋1055番地の6 債務者 嶋田 浩幸 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年(フ)第758号 京都市上京区衣棚通寺之内下る木下突抜町393番地2 フレグランス新町 307、前住所京都市西京区大枝北福西町4丁目1番地1 3棟301号 債務者 川村 誠 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第32号 京都府亀岡市篠町馬堀向端24番地2 ヘルメス山田101号 債務者 郡司 正樹 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 京都地方裁判所園部支部破産係	令和7年(フ)第446号 堺市中区平井244番地1 ザーナプローテⅠ 201号 債務者 橋口 聰 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 京都地方裁判所園部支部破産係
令和7年(フ)第118号 愛知県一宮市浅井町河端字柳下22番地3 債務者 田中 紗希(旧姓黒川) 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年(フ)第763号 京都市中京区西ノ京銅駄町58番地 オレンジハイツ太田 201号、前住所京都市右京区西京極西池田町13番地5 西京極駅前団地906 債務者 村瀬 勝 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第18号 京都府舞鶴市字行永1600番地9-1棟107号 債務者 山本 明美 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 京都地方裁判所園部支部破産係	令和7年(フ)第477号 堺市北区中百舌鳥町6丁998番地3 中百舌鳥公園団地5号棟341号室 債務者 阪本 紗子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第138号 愛知県一宮市木曾川町門間字大坪24番地1 グリーンソシア1E号 債務者 加藤 啓子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年(フ)第772号 京都府宇治市横島町本屋敷40番地の1 グリーンタウン横島1棟106号 債務者 川嶋 孝昭 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第19号 京都府舞鶴市溝尻町32番地3、前住所大阪府摂津市別府2丁目31番1-205号 債務者 片山亜希子(旧姓加藤) 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 京都地方裁判所舞鶴支部破産係	令和7年(フ)第493号 大阪府松原市天美東7丁目71番地(301号) 債務者 杉原 幸代 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第691号 京都市左京区聖護院山王町16番地 コーポサンプラザ 308号 債務者 古路 桂子	令和7年(フ)第29号 京都府船井郡京丹波町三ノ宮繩手75番地 町営住宅三ノ宮団地4号棟 債務者 中野 実	令和7年(フ)第25号 京都府福知山市駅南町2丁目204番地 ティアラチャエリー103号 債務者 松田 穎亮 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第494号 堺市堺区香ヶ丘町2丁9番10-211号 債務者 竹内 大二 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第502号**  
大阪府大阪狭山市池尻北2丁目6番9号  
(202号)  
債務者 佐々木瑛未(旧姓毛利)  
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係  
**令和7年(フ)第504号**  
大阪府富田林市平町1丁目4231番地1、営業所大阪市中央区島之内2-14-21 おおきにビル1F 株式会社BeautyOne内  
債務者 ピアス純子  
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係  
**令和7年(フ)第531号**  
大阪府河内長野市千代田南町2番18-306号  
債務者 面谷慶一郎  
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係  
**令和7年(フ)第534号**  
堺市南区庭代台3丁13番3-507号  
債務者 平田 岳夫  
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係  
**令和7年(フ)第540号**  
堺市中区辻之133番地13  
債務者 久津輪志穂

1 決定年月日時 令和7年7月15日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで  
奈良地方裁判所葛城支部破産係  
**令和7年(フ)第9号**  
長崎県五島市池田町2番7-103号 シティライフ杉、旧住所長崎県五島市下大津町601番地2  
債務者 中村 陽菜  
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係  
**令和7年(フ)第554号**  
堺市南区三原台3丁40番4-301号  
債務者 片岡 広美  
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係  
**令和7年(フ)第558号**  
大阪府富田林市東板持町2丁目5番12号  
債務者 高橋 元気  
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係  
**令和7年(フ)第158号**  
奈良県橿原市見瀬町30番地 メゾンS T703号  
債務者 安田 久美  
1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで  
奈良地方裁判所葛城支部破産係  
**令和7年(フ)第171号**  
奈良県高市郡高取町大字丹生谷1085番地  
債務者 栗本 洋子  
1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで  
奈良地方裁判所葛城支部破産係  
**令和7年(フ)第174号**  
北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線239番地359  
債務者 新居 綾香  
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで  
釧路地方裁判所民事部  
**令和7年(フ)第1号**  
北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線239番地359  
債務者 新居 綾香  
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで  
釧路地方裁判所民事部  
**令和7年(フ)第100号**  
北海道帯広市西17条南5丁目4番地53  
債務者 武藤みゆき(旧姓西川)  
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで  
釧路地方裁判所帯広支部破産係  
**令和7年(フ)第47号**  
北海道白老郡白老町日の出町4丁目41番地  
日の出団地1棟104号、前住所北海道沙流郡  
日高町富川駒丘76番地の1  
債務者 川畠 貞徳  
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで  
長崎地方裁判所五島支部  
**令和7年(フ)第47号**  
北海道白老郡白老町日の出町4丁目41番地  
日の出団地1棟104号、前住所北海道沙流郡  
日高町富川駒丘76番地の1  
債務者 川畠 貞徳  
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後2時  
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで  
釧路地方裁判所帯広支部破産係  
**令和7年(フ)第46号**  
秋田県横手市大雄字樋脇79番地  
債務者 小松田和広  
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時  
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで  
釧路地方裁判所横手支部  
**令和7年(フ)第215号**  
静岡県裾野市茶畑123番地の1 フォレスト107  
債務者 望月 昭広  
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時  
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで  
秋田地方裁判所横手支部  
**令和7年(フ)第133号**  
釧路市昭和南6丁目43番1号  
債務者 板谷 幸江  
1 決定年月日時 令和7年7月16日午前11時  
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで  
札幌地方裁判所室蘭支部破産係  
**令和7年(フ)第133号**  
釧路市昭和南6丁目43番1号  
債務者 板谷 幸江  
1 決定年月日時 令和7年7月16日午前11時  
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第153号	岩手県奥州市水沢字見分森16番地 養護老人ホーム寿水荘、旧住所岩手県金石市松原町3丁目5番22号 県営松原アパート2号棟304号室 債務者 若林 幸子 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第189号	香川県高松市屋島西町2474番地8 幸ハイツ103 債務者 高橋ゆかり 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第223号	香川県高松市新田町甲1328番地11 債務者 斎藤 節子 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第40号	岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根北荒巻23番地 アミティ金ヶ崎B-202号室 債務者 松井 知也(旧姓阿部) 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 盛岡地方裁判所水沢支部

令和7年(フ)第49号	岩手県奥州市水沢字見分森16番地 養護老人ホーム寿水荘、旧住所岩手県金石市松原町3丁目5番22号 県営松原アパート2号棟304号室 債務者 若林 幸子 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第50号	岩手県奥州市胆沢小山字二枚橋83番地12 債務者 吉富 幸恵 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 盛岡地方裁判所水沢支部
令和7年(フ)第51号	岩手県奥州市水沢字赤土田15番地2 赤土田住宅2号棟 1-4号 債務者 福山 停子 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 盛岡地方裁判所水沢支部
令和7年(フ)第266号	大阪府東大阪市長田西2丁目3番14号 カーサセレノⅡ 605、前住所兵庫県尼崎市南塚口町8丁目3番1号 ステラハウス2 102号 債務者 川原 暢之 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2693号	大阪市西成区天下茶屋東2丁目9番16号 債務者 高木 敏彦 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2694号	大阪市西成区天下茶屋東2丁目9番16号 債務者 高木 昭子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2781号	大阪市中央区安堂寺町1丁目3番18号 メゾンルージュ谷町402 債務者 大宮司幸江 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2837号	大阪府高槻市土橋町1番41-101号、前住所大阪府三島郡島本町若山台2丁目1番15-404号 債務者 山縣 哲也 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3024号	大阪府枚方市茄子作3丁目30番20号 債務者 橋本 英一 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3032号	奈良県橿原市西池尻町29番地の90、前住所奈良県北葛城郡上牧町大字上牧540番地12 債務者 新見 健司
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3052号	大阪市西成区潮路1丁目10番4号 朝日プラザ岸里第2 603号室 債務者 峰 勇次郎
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第151号	長崎県長崎市田上3丁目19番46号 ニシムラハイツ202号室、旧住所長崎県長崎市泉1丁目13番21号 債務者 後田 昌信
1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第79号	長崎県北松浦郡佐々町松瀬免255番地4、前住所長崎県雲仙市愛野町甲3994番地1 フアミール・オランジュ102号 債務者 舟竹 佳乃
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後2時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第169号	奈良県橿原市西池尻町29番地の90、前住所奈良県北葛城郡上牧町大字上牧540番地12 債務者 新見 健司
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第165号	和歌山市和歌浦南3丁目5番33号 ディアス片男波205号 債務者 村上麻梨恵
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第160号	和歌山市毛見1036番地2 モナリエさわ203号室 債務者 井上 卓也
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第161号	和歌山県岩出市大町156番地の1 (203号) 債務者 福岡 葉月
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第162号	和歌山市船所81番地166 すみれハイツ2F 債務者 竹中 宏一
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第163号	和歌山県岩出市金池442番地の31 債務者 堀 昌哉
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第169号	和歌山市楠見中306番地1 楠見中ハイツ307号室 債務者 米田 由惟
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第178号	和歌山市畑屋敷新道丁9番地 セレブ畑屋敷906 債務者 榎 侑也
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第179号	和歌山市伊太祈曾138番地1 グレイシャスパレス千代 203 債務者 長井 久典
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第183号	和歌山市布引865番地6 アベニュー名草206号 債務者 阪根 貴志
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第184号 和歌山県紀の川市久留壁44番地10 打田アパート 北1号 債務者 奥野 展子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	令和7年(フ)第226号 岡山市南区宗津933番地2 住宅型有料老人ホーム ライフケア灘崎、旧住所岡山県倉敷市松島838番地3 1-G号室 債務者 太田 康裕 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第153号 徳島県徳島市北沖洲2丁目3番18号、旧住所 東京都八王子市美山町1829番地1 債務者 山口三佐男 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 徳島地方裁判所民事部	令和7年(フ)第14号 高知県高岡郡四万十町川ノ内309番地 (前住所 高知県須崎市多ノ郷甲1139番地140 多ノ郷市営住宅2-407号室) 債務者 大杉 悟史 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前11時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 高知地方裁判所須崎支部
令和7年(フ)第185号 和歌山市松原147番地 債務者 吉田 敏弘 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	令和7年(フ)第307号 岡山市中区関390番地6 債務者 坂口 亮也 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第22号 徳島県三好市三野町太刀野山1番地6 三野花園団地105号室 債務者 坂本 果奈 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 徳島地方裁判所民事部	令和7年(フ)第196号 佐賀県鳥栖市牛原町1361番地2 債務者 執行久美子 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 佐賀地方裁判所須崎支部
令和7年(フ)第39号 島根県出雲市大津町2531番地5 小畠建設アパート2 債務者 原 愛子 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 松江地方裁判所出雲支部	令和7年(フ)第108号 広島県福山市大門町大門493番地1 B105、 旧住所広島県東広島市高屋町稻木540番地3 クレアトールA棟202号 債務者 中田 一夫 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	令和7年(フ)第30号 徳島県三好郡東みよし町加茂3264番地3 債務者 藤村 文香 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 徳島地方裁判所美馬支部	令和7年(フ)第211号 佐賀市高木瀬西3丁目3番311号 債務者 谷口 政敏 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第42号 島根県大田市大田町大田ハ129番地 月森アパート1 債務者 仁科 純二 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 松江地方裁判所出雲支部	令和7年(フ)第89号 山口県下関市綾羅木新町2丁目4番R8-303号 市営松風荘住宅 債務者 石井 玲子(旧姓西村) 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 山口地方裁判所下関支部破産係	令和7年(フ)第12号 高知県須崎市大間本町19番5号 債務者 合田 信義 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前11時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 高知地方裁判所須崎支部	令和7年(フ)第211号 佐賀市神野東3丁目9番5号 江頭アパート101号、前住所佐賀市田代2丁目10番24号 平成荘203 債務者 今泉 英信 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第47号	熊本県玉名郡玉東町大字原倉1658番地1 債務者 永田ゆかり 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 熊本地方裁判所玉名支部
令和7年(フ)第263号	宮崎市大字小松2687番地14 債務者 植西 美佳 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第289号	宮崎市村角町宮崎牟田20番地11 債務者 森 明美 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第110号	宮崎県延岡市塩浜町2丁目1814番地1 市営住宅 1-12 債務者 藤本 京子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 宮崎地方裁判所延岡支部
令和7年(フ)第42号	鹿児島県奄美市名瀬小浜町2番21-704号 債務者 叶田 千春

1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 佐賀地方裁判所延岡支部	令和7年(フ)第44号 福岡県直方市大字頓野2554番地6 県住22-502号 債務者 高畠 哲也 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係	令和7年(フ)第174号 福島県郡山市大槻町字小山田前12番地 市営住宅1-4-3-6 債務者 野地 菜月 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第116号 東京都東久留米市下里4丁目1番12-405 債務者 川本 正博 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 宮崎地方裁判所破産係	令和7年(フ)第117号 東京都福生市大字熊川1438番地1 レオパレスM I Y U K I -102号室 債務者 高橋麻里子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 青森地方裁判所弘前支部	令和7年(フ)第533号 神戸市北区有野町有野1079番地の20、従前の住所神戸市北区有野台5丁目4番地 B41棟402号 債務者 西浦 明美 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 青森地方裁判所弘前支部
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第569号 神戸市長田区五番町8丁目2番地の16 N C スクエア長田203号 債務者 村上 純梨 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 神戸地方裁判所第3民事部
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第339号 神奈川県平塚市南原1丁目18番25-102号 アルカーヴ篠尾 債務者 勝田めぐみ 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第591号	広島市安佐北区可部3丁目7番6-504号 債務者 清水 香苗 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第632号	広島県東広島市八本松東3丁目28番29号 シャレーほんどう 武番館1号棟 債務者 西原 崇広 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第510号	広島市東区牛田本町4丁目2番1-201号 債務者 新家 英治 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第536号	広島県廿日市市河津原297番地5 債務者 野村 謙 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第556号	広島市西区庚午南2丁目37番20-704号 債務者 丸小 道子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第49号	大阪府岸和田市尾生町2186番地 破産者 原化成工業株式会社 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第139号	大阪府泉南市りんくう南浜3番201 破産者 朝日興産株式会社 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第188号	大阪府岸和田市五軒屋町2番3号 破産者 株式会社D o T e m p o. 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第269号	奈良県大和高田市大字野口125番地の4 破産者 有限会社藤本商事 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和4年(フ)第4482号	大阪市阿倍野区阪南町1丁目18番27号 破産者 有限会社ドットウェル 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第1320号	大阪市西区土佐堀3丁目4番6号 破産者 株式会社八尾力堀岡商店 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第565号	札幌市北区北27条西16丁目6番16号 破産者 株式会社マックスヒロセ 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第287号	東京都府中市若松町4丁目38番地の14 破産者 秋山 浩平

- 令和6年(フ)第5786号**  
大阪府寝屋川市宝町18番32号  
破産者 株式会社ロップパイマー  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
　　大阪地方裁判所第6民事部
- 令和6年(フ)第355号**  
奈良県香芝市磯壁3丁目98番地 メゾンフルールトモB101号、前住所大阪府柏原市法善寺4丁目2番1号 シャーメゾン法善寺302号  
破産者 中尾 巧  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
　　大阪地方裁判所堺支部破産係
- 令和6年(フ)第450号**  
大阪府松原市小川5丁目23番10号  
破産者 株式会社プラザーテック  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
　　大阪地方裁判所堺支部破産係
- 令和6年(フ)第1031号**  
大阪府羽曳野市南恵我之荘3丁目6番2号  
破産者 上村工務店株式会社  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
　　大阪地方裁判所堺支部破産係
- 令和6年(フ)第554号**  
神戸市中央区港島9丁目11-1  
破産者 神戸合同運輸有限会社  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
　　神戸地方裁判所第3民事部
- 令和6年(フ)第114号**  
北海道釧路郡釧路町緑4丁目13番地、前住所北海道釧路郡釧路町中央2丁目36番地4  
破産者 亡桂田富男相続財産

- 1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
　　釧路地方裁判所民事部
- 令和6年(フ)第274号**  
青森市大字横内字猿沢76番地2  
破産者 合同会社サン・ネット  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
　　青森地方裁判所民事部破産係
- 令和7年(フ)第26号**  
青森市大字横内字亀井238番地1  
破産者 株式会社キャスティールート  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
　　青森地方裁判所民事部破産係
- 令和6年(フ)第108号**  
岐阜市西改田七石2-2  
破産者 株式会社季寿  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
　　千葉地方裁判所一宮支部破産係
- 令和6年(フ)第109号**  
千葉県いすみ市岬町江場土3665-3、住民票上の住所岐阜県岐阜市六条片田2丁目16番21号  
破産者 市原多津子(旧姓平田)  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
　　千葉地方裁判所一宮支部破産係
- 令和6年(フ)第110号**  
千葉県いすみ市岬町江場土3665-3、住民票上の住所岐阜市寺島町2丁目13番地1  
破産者 平田 琴寿  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
　　千葉地方裁判所一宮支部破産係
- 令和6年(フ)第1319号**  
東京都府中市政2丁目12番地の77  
破産者 滝島 香菜  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
　　東京地方裁判所立川支部民事第4部
- 令和6年(フ)第2243号**  
東京都西東京市柳沢5丁目3番20号ノーブル205号  
破産者 伊藤 尚幸  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
　　東京地方裁判所立川支部民事第4部
- 令和7年(フ)第69号**  
東京都青梅市梅郷5丁目1130番地の1スマッシュエール203号  
破産者 福島 和人  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
　　東京地方裁判所立川支部民事第4部
- 令和7年(フ)第70号**  
東京都青梅市梅郷5丁目1130番地の1スマッシュエール203号  
破産者 福島 美雪  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
　　東京地方裁判所立川支部民事第4部
- 令和7年(フ)第674号**  
東京都東村山市恩多町3丁目18番地8ティーフレイム303  
破産者 亀井 稔直  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
　　東京地方裁判所立川支部民事第4部
- 令和7年(フ)第683号**  
東京都町田市相原町3311番地1  
破産者 八幡 恵子  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部
- 令和7年(フ)第712号**  
東京都町田市木曽東2丁目11番43-504号  
破産者 加藤章太郎  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
　　東京地方裁判所立川支部民事第4部
- 令和7年(フ)第765号**  
東京都東村山市栄町3丁目11番地11久米川プラネット301  
破産者 清水 真吾  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
　　東京地方裁判所立川支部民事第4部
- 令和7年(フ)第282号**  
神奈川県藤沢市鶴沼橋1丁目1番15号  
破産者 株式会社w a b i s a b i  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
　　横浜地方裁判所第3民事部
- 令和6年(フ)第716号**  
岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割20番地  
破産者 合同会社九戸鈴木農園  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部
- 令和6年(フ)第717号**  
和歌山県日高郡みなべ町東本庄472番地1  
破産者 株式会社大地のめぐみ  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第58号 青森県三戸郡五戸町大字倉石又重字上川原 110-1 破産者 合同会社湘南ファーム青森 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所一関支部	令和7年(フ)第549号 埼玉県川口市戸塚3丁目25番4-602号 ダ イアパレス東川口けやき通り 破産者 藤井 雅史 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第186号 神奈川県小田原市栄町2丁目12番3号サング レイス小田原313号 破産者 オフィスおね合同会社 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 山口地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所一関支部	令和6年(フ)第513号 岐阜市高森町4丁目2番地1 (D-r o o m サシエ 302号室) 破産者 阪井 亮太 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所
令和6年(フ)第15号 長野県上伊那郡中川村大草3729番地10 破産者 有限会社上村電設 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 長野地方裁判所伊那支部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和4年(フ)第347号 大阪市阿倍野区播磨町3丁目7番2-909号、 破産手続開始決定時の住所大阪府岸和田市神 須屋町489番地の16 破産者 田口 牧人 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第36号 静岡県浜松市中央区早出町410番地 破産者 有限会社青果のズキ 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 佐賀地方裁判所武雄支部	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和6年(フ)第537号 大阪府貝塚市澤171番地3 パレス二色浜B 棟203号(住民票上の住所) 大阪府貝塚市澤 171番地3 レオパレス二色浜B棟203号、前 住所大阪府泉大津市田中町6番1-406号 破産者 粟津 肇巳 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第848号 京都市下京区上珠数屋町通東洞院西入上珠数 屋町331番地 破産者 創幹ホーム株式会社 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所一関支部	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和6年(フ)第481号 さいたま市大宮区三橋2丁目853番地1 ティエラソレイユ106 破産者 加藤 弘子 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第271号 京都市上京区七本松通一条上る滝ヶ鼻町1006 番地38 破産者 有限会社山諭工務店	岩手県一関市山目字才天215番地5 破産者 大場 和利	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	67

令和7年(フ)第46号 大阪府岸和田市作才町193番地の1 ソルシ エール107号 破産者 南出さゆり 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係 令和7年(フ)第55号 大阪府泉佐野市鶴原1946番地 鶴原中央住宅 8-306 破産者 ティワリ晴美(旧姓東口) 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係 令和7年(フ)第59号 大阪府と泉市坪井町205番地 破産者 貴志 亮介 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係 令和7年(フ)第99号 大阪府と泉市寺田町2丁目4番10号 破産者 高橋 昌也 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係 令和7年(フ)第162号 大阪府泉佐野市市場東2丁目8番25号 破産者 小間物谷正臣	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係 令和7年(フ)第189号 大阪府岸和田市尾生町5209番地の7 上松上 住宅2-20 破産者 中川 和司 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係 令和7年(フ)第205号 大阪府岸和田市門前町1丁目4番10-107号 破産者 森貞 巧 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係 令和7年(フ)第97号 奈良県生駒市東生駒3丁目398番地217 破産者 石過 陽紀 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係 令和6年(フ)第354号 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田1147番地1 破産者 寺崎 昭博 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係 令和6年(フ)第1654号 札幌市豊平区月寒西4条5丁目1番10-4019 号 破産者 村井慎太郎 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第493号 札幌市東区北15条東4丁目2番14-202号 破産者 鈴木 悠太 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第11号 青森県五所川原市みどり町5丁目3番地 県 営住宅7-2-2、旧住所青森県五所川原市 大字稻実字米崎65番地31 破産者 工藤 佳祐 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 令和6年(フ)第2024号 札幌市北区新琴似4条7丁目3番18号 Y・ Eヴィラ105号 破産者 増子 基輝 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第218号 札幌市西区琴似2条5丁目3番1-404号 破産者 大倉 尚久 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第271号 北海道江別市朝日町17番地の2 あけぼの團 地K6-32 破産者 佐々木雅子 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所民事第2部
---	---

令和5年(フ)第78号 群馬県伊勢崎市境伊与久1347番地 破産者 吉澤 真一 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年(フ)第104号 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1117番地2 破産者 芝塚 靖 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和6年(フ)第672号 相模原市南区相南2丁目4番8号 カーサ相南102 破産者 磯辺 未佑 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第56号 群馬県前橋市西片貝町5丁目24番地13 ダイ ヤフレア西片貝 610号 破産者 石田 昭典 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年(フ)第51号 川崎市川崎区観音2丁目18番10号 八千代荘 201 破産者 石垣美和子 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和6年(フ)第489号 新潟県五泉市船越973番地48 サービス付き 高齢者向け住宅ワールドステイ船越、開始決 定時の住所新潟県五泉市木越312番地3 破産者 伊藤 智也 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和7年(フ)第182号 愛知県長久手市段の上704番地 エトワール ハイツ103号 破産者 翁長 翔子 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第117号 群馬県太田市西長岡町251番地8 破産者 金井 礼子 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所太田支部	令和7年(フ)第166号 川崎市高津区溝口5丁目23番26号 コアクレ スト高津 305 破産者 大槻 拓馬 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和6年(フ)第367号 岐阜市南蝉2丁目62番地 (フロックスM B 102号室) 破産者 堀江 瑞穂 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部	令和7年(フ)第527号 愛知県知多市にしの台1丁目1114番地 ラ・ シャイン303 破産者 中村 利和 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和4年(フ)第206号 群馬県高崎市下豊岡町138-5、破産手続開 始決定時の住所群馬県高崎市下豊岡町1417番 地7 破産者 中田亜由美 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部	令和7年(フ)第266号 川崎市川崎区追分町15番11号 ソフィア21 202 破産者 大久保貴志 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和6年(フ)第30号 岐阜県大垣市和合本町2丁目41番地3 破産者 伊藤 直樹 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所	令和7年(フ)第528号 愛知県日進市赤池町箕ノ手2番地587 S C タウン赤池A棟 破産者 松園電機こと 矢田 清一 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第411号 埼玉県深谷市本郷230番地82 破産者 長谷川祐子 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部	令和6年(フ)第657号 神奈川県厚木市愛名1325番地 ラ・カーサ・ セレーノ101 破産者 山口 英次 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第253号 静岡市葵区新伝馬3丁目11番11号 つぐみ新 伝馬 破産者 植原 昌雄 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所大垣支部破産係	令和7年(フ)第587号 名古屋市北区上飯田南町4丁目1番地の3 市営上飯田南荘3棟706号 破産者 黒川 健一 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年7月30日 69	さいたま地方裁判所熊谷支部	横浜地方裁判所小田原支部民事部	

**令和7年(フ)第633号**  
愛知県春日井市如意申町6丁目18番地15  
パークサイドK202号  
破産者 小島 朗  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和6年(フ)第386号**  
青森県平川市柏木町東田10番地50、申立時の住所(居所) 愛知県岡崎市小針町字北畠8-1 岡崎1寮 A411  
破産者 B A R W A S A B I こと 相馬 浩樹  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第8号**  
愛知県安城市篠町4丁目2番地15 ブルーパレス505  
破産者 本多 太郎  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第118号**  
愛知県知立市東栄1丁目37番地 ハピネスハイツB102号  
破産者 池田 知佳  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第122号**  
愛知県西尾市矢曾根町赤地57番地 グローリーⅡ103号室  
破産者 石川 貴紀

1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第145号**  
愛知県知立市西町妻向14番地4  
破産者 ほのかな大地こと 吉崎 真呂  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和6年(フ)第3818号**  
大阪府大東市南新田1丁目14番304号  
破産者 赤瀬 輝清  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第5787号**  
大阪府寝屋川市宝町12-18 メゾンアミュゼ101、住民票上の住所大阪府寝屋川市宝町18番32号  
破産者 大端絵里香  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第291号**  
大阪府東大阪市加納3丁目9番14-103号  
破産者 吉田 史王  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1105号**  
神戸市兵庫区大開通8丁目1番25-703号  
破産者 L i p こと 田端 稔也  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第726号**  
岡山市南区洲崎1丁目1番16号 201、旧住所岡山市北区大学町2番15号 602  
破産者 高山 勝治

**令和7年(フ)第1466号**  
大阪府寝屋川市日之出町2番20号  
破産者 竹井 智美  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第29号**  
堺市南区茶山台2丁3番20-108号、前住所大阪府高槻市氷室町2丁目3番11号 タカラマンションⅠ101号  
破産者 おそうじ本舗高槻芥川店こと 溝渕和弘  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和6年(フ)第889号**  
神戸市東灘区向洋町中5丁目6番地の1  
333号  
破産者 兵頭 仁士  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第168号**  
宮崎県日向市東郷町山陰甲236番地314、前住所宮崎県日向市大字富高2411番地6  
破産者 岩本 準大  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
宮崎地方裁判所民事第4部

**令和6年(フ)第1247号**  
広島市佐伯区隅の浜1丁目2番16-101号  
破産者 仁科 礼子(旧姓安田)  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所民事第4部

**令和6年(フ)第151号**  
北海道亀田郡七飯町字上藤城137番地21 グループホーム竹倫  
破産者 大平 恒義  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
函館地方裁判所

令和6年(フ)第152号 北海道亀田郡七飯町字上藤城137番地21 グループホーム竹倫 破産者 大平 景子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第128号 神奈川県平塚市西八幡2丁目12番16-102号 ニューフラット 破産者 小松 悠紀(旧姓福井) 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和6年(フ)第353号 北海道北斗市追分2丁目71番14号 破産者 野口 明希 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第160号 神奈川県厚木市王子3丁目2番4-109号 破産者 辻村 繁喜 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和6年(フ)第442号 函館市高松町534番地10 ストーカヒルズ303 破産者 川嶋 学 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第5号 新潟県村上市松山15番地11 破産者 小池 晴弥 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所新発田支部
令和7年(フ)第68号 北海道北斗市追分2丁目31番9号 破産者 長井 直子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第7号 新潟県阿賀野市保田375番地7 破産者 桑原 正明 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所新発田支部
令和7年(フ)第31号 宮城県石巻市千石町8番35-301号、前住所宮城県石巻市須江字糠塚110番地 破産者 佐藤 美佳 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所石巻支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神奈川県藤沢市辻堂西海岸2丁目3番1-201号 破産者 塩月 勇太	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第32号 新潟県村上市大須戸879番地1 破産者 大滝 雄 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所新発田支部
令和7年(フ)第84号 函館市花園町13番41号 破産者 小原 幸道 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。			

**令和7年(フ)第34号**  
新潟県村上市早稲田438番地  
破産者 富樫 道広  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
新潟地方裁判所新発田支部

**令和7年(フ)第14号**  
長野県伊那市中央4838番地 南角ハイツ第一203  
破産者 富永 真実  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
長野地方裁判所伊那支部

**令和7年(フ)第30号**  
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富2620番地1  
レオパレスアドニスミヤキ101号  
破産者 加藤 美桜  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
長野地方裁判所伊那支部

**令和7年(フ)第148号**  
静岡県島田市御詔1029番地 アルデーアピー  
ノ205、住民票上の住所静岡県島田市元島田  
47番地の11  
破産者 曽根 美月  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第173号**  
静岡県焼津市五ヶ堀之内1291番地の1  
スティーリングアップ206号  
破産者 渡辺 典子(旧姓川原)  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所民事第2部

**令和6年(フ)第169号**  
静岡県焼津市五ヶ堀之内148番地の1 ハウス  
T M K A101、申立時の住民票上の住所  
愛知県岡崎市大和町字塗御堂55番地1 シャイン五番館 401  
破産者 松山 佳正  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
新潟地方裁判所新発田支部

**令和7年(フ)第295号**  
京都市山科区川田御輿塚町12番地 ミルトソ  
レイユ203  
破産者 上田 剛獎  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和6年(フ)第490号**  
静岡県浜松市浜名区神宮寺町24番10号  
破産者 甲田 淑恵  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第160号**  
静岡県浜松市浜名区小松388番地 メゾンT  
AKEUCHI III 106  
破産者 ワイズクラフトこと 渡邊 雄司  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第269号**  
京都市左京区田中北春菜町34番地 万寿荘1  
破産者 西山 信行  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第272号**  
京都市上京区七本松通一条上る滝ヶ鼻町1006  
番地38  
破産者 山田 諭

1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。

**令和7年(フ)第90号**  
長崎県長崎市江里町16番12号  
破産者 藤下 一也  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第91号**  
山口県防府市大字上右田647番地、開始決定  
上の住所山口県防府市鈴屋1378番地の1  
破産者 山根 和也  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第60号**  
香川県高松市西春日町1495番地3 ラフィ  
ネ・ヴィラ高松参番館西  
破産者 河野英一郎  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
山口地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第23号**  
佐賀県鹿島市大字納富分4番地1  
破産者 貞松 慶亮  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 主文 破産者について免責を許可する。  
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和6年(フ)第1550号**  
東京都西東京市柳沢5丁目13番10-101号  
破産者 旭産業株式会社  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**令和6年(フ)第1550号**  
東京都西東京市柳沢5丁目13番10-101号  
破産者 旭産業株式会社  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**破産手続終結**

**令和5年(フ)第77号**  
群馬県伊勢崎市北千木町1432番地3  
破産者 有限会社V.S. Transport  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和6年(フ)第133号**  
埼玉県深谷市境916番地  
破産者 有限会社マルカン  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和6年(フ)第24号**  
千葉県銚子市西芝町1番地の2  
破産者 株式会社よしみや  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第142号 東京都国分寺市北町4丁目8番地13 破産者 青井 政徳 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和5年(フ)第432号 大阪府東大阪市長田東2丁目3番22号 破産者 有限会社ディ・ディ・エー 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第243号 東京都八王子市下柚木2丁目11番地8ルミ エール102号 破産者 佐藤 代章 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第170号 奈良県橿原市山之坊町62番地の5、破産手続開始決定時の住所奈良県橿原市山之坊町401番地の3 メゾン フルール 201 破産者 藤木宗一郎 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和6年(フ)第766号 川崎市高津区千年552-1 破産者 エネルヒア川崎株式会社 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第441号 岡山市北区野田3丁目1番38号 破産者 有限会社安田製本所 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 岡山地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第726号 静岡市駿河区東新田4丁目10番21号 破産者 有限会社にんぎょっ子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 静岡地方裁判所民事第2部	令和4年(フ)第205号 群馬県高崎市下豊岡町138-5、破産手続開始決定時の住所群馬県高崎市下豊岡町1417番地7 破産者 中田 宏拓 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部
令和6年(フ)第228号 長野市高田397番地丸泉ビル 破産者 有限会社栄峰 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第267号 青森市大字八ツ役字上林6番地9 破産者 日勵輸送株式会社 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 青森地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第104号 千葉県袖ヶ浦市藏波2030番地2 一般社団法人友人会、前住所千葉県いすみ市岬町押日663番地15 破産者 井口 貴行 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所一宮支部破産係	令和6年(フ)第898号 川崎市川崎区追分町15番15号 星野ハイツ 201 破産者 浦崎 由美 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和5年(フ)第41号 岐阜県大垣市南高橋町3丁目102番地 破産者 株式会社山中工務店 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第104号 千葉県袖ヶ浦市藏波2030番地2 一般社団法人友人会、前住所千葉県いすみ市岬町押日663番地15 破産者 井口 貴行 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所一宮支部破産係	令和6年(フ)第861号 東京都西多摩郡日の出町大字平井3602番地10 破産者 小林 肇 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第229号 長野市大字高田183番地7 破産者 中沢 利昭 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第590号 愛知県西尾市西幡豆町柿田28番地1 破産者 有限会社三宝工業 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第362号 大阪府和泉市光明台3丁目7番29-303号、 前住所大阪府和泉市池田下町1115番地の12 破産者 野田 一聰 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係		

令和6年(フ)第101号	大阪府箕面市外院2丁目15番1-405号、開始決定時大阪府吹田市片山町3丁目25番27号 (21) 破産者 桑原 照雄 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第3465号	大阪府東大阪市新池島町3丁目8番14号、開始決定時大阪府東大阪市新池島町3丁目6番7号 エルヴィラ 102号 破産者 TMトレーディングジャパンこと 高橋 正幸 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第251号	神戸市西区玉津町高津橋38番地の3 A棟、前住所神戸市垂水区塙屋町6丁目27番2号 ピセッロ塙屋B001 破産者 水田慎太郎 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係
令和6年(フ)第2696号	横浜市港南区上永谷3丁目23番19号 リディア港南201 破産者 原田賢太郎 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第531号	神奈川県海老名市東柏ケ谷1丁目22番14号 破産者 明吉 伸悦 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第204号	神奈川県厚木市飯山4766番地5 破産者 阿部 仁 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和6年(フ)第62号	静岡県島田市金谷東1丁目1028番地の11、開始決定時の住所静岡県島田市島662番地の2 破産者 鈴木 敏正 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和5年(フ)第347号	大津市打出浜13番41-303号 破産者 安武俊一郎 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
令和6年(フ)第28号	滋賀県甲賀市信楽町長野208番地3 破産者 小島 公明

令和7年(フ)第139号	相模原市中央区上溝4492番地42 破産者 有馬 大介 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第144号	相模原市中央区富士見4丁目4番4号 キャッスルヤマダ201 破産者 佐々木涼子 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第242号	相模原市中央区清新1丁目4番9号 今井ハイム102 破産者 冬部 楓 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第55号	奈良市南京終町20番地の9 プチハイツ奈良302号 破産者 覚道 匡憲 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第59号	奈良市瓦堂町5番地 村川荘12号 破産者 松井 飛成 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第61号	奈良市三条町606番地の91 パークサイドハイツ201号 破産者 廣野有香子 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第77号	奈良市大宮町3丁目2番34-303号 破産者 内藤 和香 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第66号 奈良県大和高田市田井新町11番15号、前住所 高知県高知市葛島3丁目8番17号 破産者 汗 千佳 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和7年(フ)第132号 福岡県久留米市日ノ出町14番地1 トーカン キャステール日ノ出町405号 破産者 山崎 孝雅 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年(フ)第243号 仙台市青葉区錦町1丁目1番22号 サン・ フィオーレ106 破産者 小西 彩加 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第418号 埼玉県戸田市笛目南町3番15号 破産者 横山 千尋(旧姓櫻井) 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第69号 奈良県橿原市石川町439番地の1 レジデン スST202 破産者 住谷 一洋 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和7年(フ)第516号 札幌市東区北42条東14丁目1番15—303号 破産者 渡辺 香織 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第36号 栃木県佐野市石塚町568番地13 県営石塚住 宅522 破産者 菅葉 奈巳(旧姓藤原) 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所足利支部	令和7年(フ)第500号 さいたま市見沼区春岡3丁目21番地8 メゾ ン葵202 破産者 河野 一也 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第82号 奈良県橿原市今井町2丁目11番39号 グロー バルハイツ21 110号 破産者 岡本 秋夫 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和7年(フ)第580号 札幌市白石区菊水9条1丁目3番10—703号 破産者 上田 純矢 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第43号 栃木県佐野市吉水駅前1丁目15番地14 破産者 小瀧千恵子 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所足利支部	令和7年(フ)第543号 埼玉県和光市白子1丁目9番3号 白子ハイ ツB102 破産者 島田 久恒 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第125号 福岡県久留米市東櫛原町1215番地4、前住所 福岡県久留米市高良内町2756番地8 破産者 山本 浩史 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年(フ)第590号 札幌市清田区平岡9条1丁目11番37号 破産者 中谷 駿介 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第92号 群馬県高崎市上佐野町821番地1 破産者 都築 智美 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部	令和7年(フ)第544号 埼玉県加須市伊賀袋11番地23 破産者 本橋 怜志 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第126号 福岡県久留米市東櫛原町1215番地4、前住所 福岡県久留米市高良内町2756番地8 破産者 山本真由美 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年(フ)第672号 札幌市清田区里塚1条4丁目5番12—104号 破産者 池田 政子 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第105号 群馬県高崎市箕郷町和田山221番地4 破産者 吉田 裕矢 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部	令和7年(フ)第557号 埼玉県川口市大字里958番地の1 コン フォール西鳩ヶ谷2—407号 破産者 川田 宏一 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第130号 福岡県小郡市大保1017番地1 セジュール大 保106号 破産者 野口 浩介 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年(フ)第698号 札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6番52号 慈啓会 養護老人ホーム 破産者 青木あつ子 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第107号 群馬県高崎市並木町637番地42 レヴィーナ ミエ302 破産者 大塚 千春 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部	令和7年(フ)第614号 埼玉県南埼玉郡宮代町川端3丁目8番6号 レオハイツ202号 破産者 斎藤麻莉亞 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第130号 福岡県小郡市大保1017番地1 セジュール大 保106号 破産者 野口 浩介 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年(フ)第729号 札幌市東区北41条東2丁目1番23号 破産者 牛島 舞紀 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第380号 さいたま市大宮区三橋2丁目92番地1 シャ ンボール103 破産者 新井 奈々(旧姓市川・渡辺) 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第623号 埼玉県川口市戸塚東2丁目12番6号 メゾン ファミール102号 破産者 山本 淳子 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

- 令和7年(フ)第628号**  
埼玉県朝霞市西弁財1丁目13番37号  
破産者 原嶋 聰美  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和7年(フ)第636号**  
埼玉県川口市芝下2丁目28番18号 第五藤栄ビル101号  
破産者 工藤 大宗  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和7年(フ)第652号**  
埼玉県川口市西川口3丁目12番3号 ツインバステル三貴A301号  
破産者 杉江 裕美(旧姓角田)  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和7年(フ)第693号**  
埼玉県北足立郡伊奈町寿3丁目240番地 エクセレントコート203  
破産者 井上 敏明  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和7年(フ)第694号**  
埼玉県鴻巣市宮前661番地2 シャトル宮前203  
破産者 高濱 英典  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和7年(フ)第708号**  
埼玉県鴻巣市赤見台1丁目14番3-106号  
パークシティ鴻巣駅前プラザ第三3号棟  
破産者 板場 直子(旧姓湯川)  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和7年(フ)第716号**  
さいたま市桜区田島8丁目13番15号  
破産者 結城 千明

- 1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和7年(フ)第743号**  
さいたま市西区大字高木1195番地3 佐藤アパート101号  
破産者 岩井 政志  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和7年(フ)第81号**  
埼玉県熊谷市柿沼780番地51 大幡団地2-103  
破産者 南 舞  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　さいたま地方裁判所熊谷支部
- 令和7年(フ)第105号**  
埼玉県比企郡吉見町大字本沢218番地2  
破産者 島田 隆人  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　さいたま地方裁判所熊谷支部
- 令和7年(フ)第106号**  
埼玉県行田市本丸13番1号 メルヴェーユ行田 205号室  
破産者 田口 昭子  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　さいたま地方裁判所熊谷支部
- 令和7年(フ)第117号**  
埼玉県羽生市大字上新郷5699番地2 ドリームハイツ矢嶋B-202  
破産者 斎藤 リエ  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　さいたま地方裁判所熊谷支部
- 令和7年(フ)第121号**  
埼玉県行田市宮本13番 行田ハイツ1-503号  
破産者 関根 光男  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　さいたま地方裁判所熊谷支部
- 令和7年(フ)第124号**  
埼玉県東松山市五領町5番地2 グランシャリオ203  
破産者 奥山 誠二  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　さいたま地方裁判所熊谷支部
- 令和7年(フ)第126号**  
埼玉県比企郡嵐山町大字川島2283番地 宮田コーポラス103  
破産者 杉崎由美子  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　さいたま地方裁判所熊谷支部
- 令和7年(フ)第128号**  
埼玉県熊谷市広瀬142番地1 ソーシャルリンクルーホーム熊谷広瀬  
破産者 村野 明代(旧姓吉田)  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　さいたま地方裁判所熊谷支部
- 令和7年(フ)第130号**  
埼玉県深谷市上野台3438番地1、旧住所埼玉県さいたま市緑区東浦和1丁目3番地7 パークタウン312  
破産者 中田 愛理  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　さいたま地方裁判所熊谷支部
- 令和7年(フ)第60号**  
千葉県山武市湯坂1172番地6  
破産者 高橋 慧  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
- 令和7年(フ)第75号**  
千葉県山武市白幡1388番地4 サンヴィレッジシラハタ2 306号  
破産者 大木 久則  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
- 令和7年(フ)第5号**  
千葉県香取市佐原16番地1 藤ハイツ103号  
破産者 豊留 洋子(旧姓櫻井)  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　名古屋地方裁判所民事第2部
- 令和7年(フ)第10号**  
千葉県香取市小見818番地2 グランドタウン小見11-B  
破産者 阿部 俊介  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　千葉地方裁判所佐原支部
- 令和7年(フ)第11号**  
千葉県香取市小見818番地2 グランドタウン小見11-B  
破産者 阿部理恵子  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　千葉地方裁判所佐原支部
- 令和7年(フ)第228号**  
相模原市中央区下九沢727番地 下九沢団地11号棟1121号室  
破産者 井上真亜紗  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　横浜地方裁判所相模原支部
- 令和7年(フ)第237号**  
相模原市南区東林間2丁目13番8号 ノア東林間103  
破産者 河合 弘美  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　横浜地方裁判所相模原支部
- 令和7年(フ)第498号**  
愛知県小牧市中央6丁目207番地  
破産者 泊 和彦  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　名古屋地方裁判所民事第2部
- 令和7年(フ)第603号**  
名古屋市中川区万場1丁目704番地 リバースト北畠B棟101号  
破産者 中居 一輝  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第675号 名古屋市守山区大谷町2番40号 破産者 伊藤 正人 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第754号 名古屋市中川区打出町字中切557番地 21世紀ハイツ打出104号 破産者 島津 新 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第848号 愛知県清須市阿原池之表164番地 メゾンブランック201 破産者 ムカイ カリナ ナオミ (MUKAI KARINA NAOMI) 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第900号 愛知県春日井市月見町5590番地1 コーポ小山2号館202号 破産者 西川 拓宏 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第695号 愛知県瀬戸市山口町284番地の1 A r t 錦202 破産者 前嶋 裕貴 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第784号 名古屋市南区豊田4丁目5番40号 コーポ杉江201号 破産者 宮内 正一 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第855号 名古屋市中川区一色新町2丁目506番地 グランディールA202号 破産者 児玉由稀奈 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第915号 名古屋市守山区本地が丘1701番地 本地荘32棟102号 破産者 渡辺 優子 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第706号 名古屋市名東区牧の原2丁目501番地 アルトーレ801号、住民票上の住所名古屋市名東区牧の原2丁目501番地 ホワイトビル801号 破産者 和田 重人 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第806号 名古屋市北区中杉町2丁目31番地の1 カーサ・ルチア志賀本通202号 破産者 垣内 佑介 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第869号 名古屋市西区庄内通4丁目15番地の1 ヴィラカレッジウエスト511号 破産者 柴本 顕史 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第917号 名古屋市西区花の木2丁目20番7号 エーデルハイム花染301号 破産者 福井 三枝 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第727号 名古屋市守山区森孝1丁目107番地 第一香流荘1棟501号 破産者 岡野 高志 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第820号 代替住所A (旧住所奈良県橿原市上品寺町420番地の9) 破産者 福井真利里 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第879号 名古屋市昭和区川名町6丁目8番地の4 ラフィネ川名104号 破産者 中島 勝利 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第920号 愛知県常滑市港町1丁目32番地 市営榎戸住宅A-401 破産者 田中 修 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第732号 名古屋市港区大西1丁目97番地 アロッジオMII 101号 破産者 堀田 千尋 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第837号 名古屋市中村区並木2丁目314番地 八田さかえビル2D号 破産者 村尾 純子 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第887号 愛知県小牧市光ヶ丘5丁目22番地 県営光ヶ丘第二住宅5棟801号、従前の住所愛知県小牧市城山3丁目5番地 サンコートB II 203号 破産者 墓 孝 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第27号 三重県伊勢市村松町1376番地31 B. B H APPINES S 102号、住民票上の住所三重県伊勢市小俣町本町605番地 破産者 川辺 友美 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所伊勢支部破産係
令和7年(フ)第749号 愛知県半田市中町4丁目5番地 破産者 楠原多記子 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第843号 愛知県春日井市八事町1-49、従前の住所名古屋市中川区下之一色町字戌亥島1番地の6 破産者 長縄 徳光 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第895号 名古屋市昭和区阿知通5丁目3番地 シャルム・トーワ205号 破産者 小鹿 幸三 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第227号 堺市中区福田603番地 5-203号 破産者 増川喜久矢 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第753号 愛知県あま市七宝町遠島七反田464番地34 破産者 大西不二子 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部			令和7年(フ)第231号 堺市西区下田町17番27-206号 破産者 渡邊 啓之 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第238号**  
大阪府松原市北新町2丁目2番22号、前住所  
京都府福知山市字前田2331番地 小松が丘団地4棟205号  
破産者 藤原 泰稀  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第265号**  
大阪府高石市西取石8丁目3番21-101号  
破産者 石井 美鈴  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第266号**  
大阪府高石市西取石8丁目3番21-101号  
破産者 露口美登里  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第271号**  
大阪府松原市天美我堂2丁目208番地の12  
破産者 鈴木 典子  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第288号**  
堺市南区新檜尾台2丁1番3-1421号  
破産者 カンカンフラワーショップこと 大岡 和美  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第289号**  
堺市中区新家町249番地3  
破産者 美馬愛寿沙  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第301号**  
堺市南区晴美台3丁14番1-206号  
破産者 辻本 京子  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第309号**  
大阪府富田林市甘山2丁目5番46号  
破産者 鹿野 健二  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第313号**  
大阪府松原市天美東7丁目12番5-704号  
破産者 野村 蘭  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第315号**  
大阪府藤井寺市沢田3丁目6番57号  
破産者 舟山 明宏  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第318号**  
堺市西区浜寺石津町東2丁10番24号 ハートネット堺  
破産者 和田 貞三  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第334号**  
堺市東区丈六197番地8  
破産者 林 昌弘  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第362号**  
大阪府松原市天美東1丁目6番22号  
破産者 阿井 隆大(旧姓西川)  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第82号**  
兵庫県明石市大久保町大窪3432番地 市住3号  
破産者 井川 正子  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所明石支部破産係

**令和7年(フ)第27号**  
兵庫県加古川市野口町水足216番地 ファミール101号、従前の住所兵庫県加古川市野口町水足216番地 ファミール201号  
破産者 奥井 純子  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第150号**  
兵庫県加古郡播磨町北本荘5丁目15番29号  
破産者 和歌 栄彦  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第183号**  
兵庫県姫路市勝原区宮田287番地3 姫路勝原鉄筋2号棟402号、従前の住所兵庫県姫路市広畑区本町1丁目9番地 コンフォートローヤルハイツ301号  
破産者 竹中 博亮  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第198号**  
兵庫県姫路市飾磨区中島935番地1 中安アパート6号室  
破産者 保坂 保弘  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第209号**  
兵庫県姫路市広畑区正門通4丁目10番地14301  
破産者 三苦 誠治  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第217号**  
兵庫県姫路市広畑区東夢前台4丁目66番地  
破産者 スマホなおし太郎こと 貝森 義忠  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第222号**  
兵庫県赤穂市中広1576番地55 市営住宅千鳥団地3-609  
破産者 粟井 純二  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第22号**  
広島県吳市広本町3丁目14番37-603号  
破産者 高取 修  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所吳支部

**令和7年(フ)第19号**  
徳島県三好市山城町大月47番地  
破産者 宮川 朱美  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
徳島地方裁判所美馬支部

**令和7年(フ)第119号**  
福岡県久留米市藤光町1265番地7 フラット高良台102号  
破産者 小河 竜太  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所久留米支部

**令和7年(フ)第59号**  
長崎県佐世保市広田2丁目197番地3 ハーモニーイン広田203  
破産者 篠原 浩二  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**令和7年(フ)第63号**  
長崎県佐世保市日宇町682番地17 古場アパート2号、前住所長崎県大村市松原本町24番地4  
破産者 山川八代美  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**令和7年(フ)第64号**  
長崎県佐世保市相浦町2737番地  
破産者 伊藤公司郎  
1 決定年月日 令和7年7月15日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

## 令和7年(フ)第67号

長崎県佐世保市赤崎町476番地7

破産者 原 新二

1 決定年月日 令和7年7月15日

2 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

## 令和7年(フ)第13号

大分県日田市大字友田1348番地1

破産者 江藤 恵

1 決定年月日 令和7年7月15日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大分地方裁判所日田支部

## 令和7年(フ)第55号

宮崎県延岡市愛宕町3丁目6092番地1

破産者 高須 綾

1 決定年月日 令和7年7月15日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所延岡支部

## 令和7年(フ)第73号

宮崎県延岡市大貫町2丁目3013番地4

破産者 真田 奈月

1 決定年月日 令和7年7月15日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所延岡支部

## 令和7年(フ)第74号

宮崎県日向市大字塩見997番地1 赤木ハイツ2C号

破産者 内田 英梨

1 決定年月日 令和7年7月15日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所延岡支部

## 令和7年(フ)第76号

宮崎県東臼杵郡門川町平城西5番5号 県営平城団地49棟3-5号

破産者 斎藤 闘

1 決定年月日 令和7年7月15日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所延岡支部

## 令和7年(フ)第48号

沖縄県中頭郡北谷町字宮城1番地479 アメリカンマンション201

破産者 広本 侃汰

1 決定年月日 令和7年7月15日

2 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

## 令和7年(フ)第90号

沖縄県中頭郡北谷町字桃原3番地7

破産者 豊里 明美(旧姓国場)

1 決定年月日 令和7年7月15日

2 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

## 令和7年(フ)第13号

北海道虻田郡豊浦町字大岸166番地11 はまなす団地D-103

破産者 早川 一則

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所室蘭支部破産係

## 令和7年(フ)第99号

函館市宝来町26番11号

破産者 山田美紀子

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

函館地方裁判所

## 令和7年(フ)第129号

函館市港町1丁目27番3号 ラ・ルーチエ105

破産者 若狭 洋子(旧姓小谷野)

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

函館地方裁判所

## 令和7年(フ)第149号

函館市駒場町10番1号 アズ・サピー103

破産者 西村 志麻

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

函館地方裁判所

## 令和7年(フ)第163号

函館市昭和2丁目1番8号

破産者 佐藤 貴則

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

函館地方裁判所

## 令和7年(フ)第183号

函館市東山3丁目2番20号

破産者 長田 清

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

函館地方裁判所

## 令和7年(フ)第12号

北海道士別市東8条3丁目5番地 桜丘団地

破産者 矢萩 清司

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

旭川地方裁判所名寄支部

## 令和7年(フ)第13号

北海道士別市東9条5丁目1番地1 桜丘団地B-1

破産者 藤岡めぐみ

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

旭川地方裁判所名寄支部

## 令和7年(フ)第6号

釧路市星が浦大通1丁目8番7号 北星ハイツ201、前住所釧路市星が浦北1丁目3番4号

破産者 三上 裕太

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第61号

北海道上川郡新得町西1条南4丁目40番地13

破産者 石田 智志

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所帶広支部破産係

## 令和7年(フ)第51号

青森市大字大野字若宮100番地40 アップルエステート大野若宮101号

破産者 須藤 亜紀

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所民事部破産係

## 令和7年(フ)第75号

青森県むつ市新町7番4号

破産者 相馬 友美

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所民事部破産係

## 令和7年(フ)第113号

青森県上北郡七戸町字花松林ノ根13番地3花松団地4号

破産者 鳥谷部恵美子

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所民事部破産係

## 令和7年(フ)第62号

青森県弘前市大字糀屋町257番地 石郷岡アパートB号、旧住所青森県南津軽郡大鷲町大字三ツ目内字福清水1番地2

破産者 石田美由紀

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所弘前支部

## 令和7年(フ)第14号

岩手県花巻市東十二丁目第21地割57番地

破産者 高橋 宏太

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所花巻支部

## 令和7年(フ)第37号

岩手県北上市大堤北2丁目8番5号

破産者 小瀬川 恵

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所花巻支部

## 令和7年(フ)第423号

仙台市泉区西中山2丁目24番5号

破産者 斎藤真紀子

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第482号

仙台市宮城野区原町1丁目1番73-205号

破産者 川村 武明

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第21号

石川県金沢市松島2丁目58番地(イーハトープ宇・101号)、前住所宮城県角田市角田字中島下181番地1 カルム・ビータ103号室

破産者 藤田 俊一

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所大河原支部

## 令和7年(フ)第26号

宮城県白石市字北無双作28番地1

破産者 谷津真由美

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所大河原支部

## 令和7年(フ)第29号

宮城県角田市角田字南59番地10

破産者 橋本 良太

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所大河原支部

## 令和7年(フ)第45号

宮城県石巻市広瀬字焼巻386番地1 市営広瀬復興住宅2-22号

破産者 吉田 美賀

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所石巻支部破産係

## 令和7年(フ)第85号

山形市鳥居ヶ丘26番15号 レジデンス鳥居ヶ丘203号、住民票上の住所山形市南館4丁目3番7号

破産者 遠藤 良彦

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

山形地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第89号

山形市飯田2丁目12番41-105号 ブリマヴェーラ

破産者 長澤 茂

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

山形地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第37号

山形県米沢市相生町7番65号 県営相生アパート2号235号室

破産者 遠藤 舞姫

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

山形地方裁判所米沢支部

## 令和6年(フ)第232号

福島県伊達市岡前26番地10

破産者 斎藤 典子

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所

## 令和7年(フ)第112号

群馬県前橋市広瀬町2丁目58番地2 102号、旧住所群馬県前橋市堤町727番地5

破産者 真屋 哲

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所民事部破産再生係

## 令和7年(フ)第120号

群馬県前橋市駒形町593番地59

破産者 角田まつ子

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所民事部破産再生係

## 令和6年(フ)第104号

千葉県袖ヶ浦市藏波2030番地2 一般社団法人友人会、前住所千葉県いすみ市岬町押日663番地15

破産者 井口 貴行

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所一宮支部破産係

## 令和6年(フ)第109号

千葉県いすみ市岬町江場土3665-3、住民票上の住所岐阜県岐阜市六条片田2丁目16番21号

破産者 市原多津子(旧姓平田)

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所一宮支部破産係

## 令和6年(フ)第110号

千葉県いすみ市岬町江場土3665-3、住民票上の住所岐阜市寺島町2丁目13番地1

破産者 平田 琴寿

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所一宮支部破産係

## 令和7年(フ)第83号

千葉県大網白里市駒込1198番地1 ノーブルB101

破産者 鈴木 正也

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

## 令和7年(フ)第497号

東京都羽村市富士見平2丁目9番地羽村団地17-102

破産者 峰岸 和夫

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第591号

東京都東久留米市浅間町3丁目12番19号メゾンクラスタ202

破産者 石井 正

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第607号

東京都小金井市本町4丁目19番2号小金井S Uコート205

破産者 山本 洋介

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第703号

東京都府中市武蔵台2丁目24番地都営1-204

破産者 中野 俊秀

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第726号

東京都八王子市堀之内3丁目1番地23ロイヤルハイツ堀之内114号

破産者 日下 保雄

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第727号

東京都多摩市関戸2丁目33番地の1ラサール聖蹟1号102

破産者 日下 孝夫

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第787号

東京都東大和市桜が丘2丁目215番地の12グラントスティツ玉川上水103号

破産者 野崎 康弘

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第318号

神奈川県海老名市上今泉4丁目23番1号

破産者 角田えりか

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第430号

神奈川県藤沢市大庭5459番地の2 マンハイムA103

破産者 澤野久美子(旧姓居附・奥村)

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第454号

横浜市戸塚区下倉田町1322番地8 シャトル田口1-105号

破産者 池本 佳生

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第459号

横浜市泉区岡津町2631番地1 グリーンガーデン101号

破産者 滝川かおり(旧姓倉金)

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第487号

横浜市緑区長津田2丁目22番8号 ハートランド203

破産者 古川 和憲

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第514号

横浜市港南区野庭町628番地 野庭住宅9棟205号

破産者 三浦由美子

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第582号

横浜市鶴見区栄町通3丁目34番地13 フロンティア鶴見102

破産者 笠間 健司

1 決定年月日 令和7年7月16日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第614号 横浜市南区大岡3丁目37番8号 ユナイト上 大岡プラチーダエ101 破産者 佐藤 佳夫 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第626号 横浜市港南区野庭町629番地 野庭住宅3棟 203号 破産者 沼田 邦彦 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第677号 横浜市神奈川区三ツ沢東町6-16(デイサービスにじいろ三ツ沢東施設)、住民票上の住所横浜市保土ヶ谷区霞台27番13-202号 破産者 横出雄一郎 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第706号 横浜市神奈川区白楽16番地3 アイローラ白 楽204号 破産者 菊地 彩未 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第721号 横浜市都筑区荏田南3丁目4番2号 テラス ハウス江頭101 破産者 関沢 桂子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第729号 横浜市緑区中山5丁目28番24号 シャトー中 山A棟201号 破産者 石丸 敬子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第730号 神奈川県茅ヶ崎市共恵2丁目5番8号 ハイ ツ篠原 202号 破産者 石川 秀美	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第731号 横浜市金沢区柴町18番地9 破産者 守屋 究康 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第759号 横浜市戸塚区川上町318番地 県営川上団地 31棟402号 破産者 森田 啓子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第800号 横浜市青葉区奈良2丁目5番地2 グラン シャリオ壱番館202 破産者 今井 大輔 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第801号 横浜市旭区本村町110番地7 パルハイム二 俣川A103号 破産者 栗脇 智子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第814号 横浜市保土ヶ谷区岩井町76番地 アレッセ保 土ヶ谷209号 破産者 宮平真衣子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第815号 神奈川県藤沢市西俣野392番地の30 破産者 友永 夏美 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第841号 横浜市旭区中希望が丘100番地13 希望が丘 センタービル1009号 破産者 高橋 司	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第910号 横浜市金沢区朝比奈町539番地 エミナス 102 破産者 深澤 大樹 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第914号 横浜市港北区仲手原1丁目9番13-101号 破産者 白石菜那実	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第918号 横浜市中区若葉町2丁目21番地 アイナレア ビラ304号室 破産者 竹清 広海 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1022号 横浜市瀬谷区二ツ橋町149番地1 グリーン ビレッジマルヤスD105号 破産者 岡田 春奈 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1023号 神奈川県藤沢市亀井野701番地 ビレッジハ ウス亀井野4-106 破産者 廣野悠里菜 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1031号 横浜市港北区篠原東1丁目5番16号 エクセ ルヴィラ妙蓮寺204号 破産者 佐久間真理子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1050号 神奈川県海老名市中野2丁目9番47号 破産者 佐竹 美穂 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1061号 横浜市緑区十日市場町1258番地 十日市場ヒ ルタウン17-1号棟407号 破産者 辻村 貴幸 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1067号	横浜市瀬谷区阿久和南4丁目8番地1 県営 阿久和アパート20棟506号 破産者 高瀬 智 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第11129号	横浜市泉区和泉中央北2丁目29番26号 破産者 中野 杏奈 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第11138号	横浜市神奈川区神大寺1丁目17番9号 ピュ アハウス神大寺参番館101号 破産者 時任 航輝 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1199号	相模原市中央区東淵野辺4丁目9番7号 破産者 井沢恵美子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第207号	神奈川県座間市入谷西1丁目4番21号 パー クヒルズ相武台前302号 破産者 鈴木 博政 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第1119号	新潟市秋葉区新町1丁目2番8号 ハイツ松 葉202号 破産者 川瀬千枝子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第158号	新潟市西区新通2835番地 破産者 野島 梢 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第185号	新潟市中央区女池西2丁目3番2号 破産者 竹内 豊 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第59号	富山県高岡市蓮花寺50番地1 オペリスク 202号 破産者 森瀬 正剛 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所高岡支部
令和7年(フ)第92号	金沢市小立野4丁目10番28-4号 ピエール ルボ105号、従前の住所金沢市泉3丁目10番 38号 破産者 P.V. WORKSこと 遠塚谷 篤 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第14号	岐阜県高山市森下町1丁目296番地、前住所 東京都豊島区高田3丁目36番15号 スパジオ 山崎201号 破産者 坂本 菜月 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所高山支部破産係
令和7年(フ)第17号	岐阜県高山市久々野町無数河469番地6 破産者 倉畠 直人 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所高山支部破産係
令和7年(フ)第172号	静岡市葵区新通1丁目9番10号 クイン・コ ア201号 破産者 高橋 将之 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第218号	静岡県藤枝市田沼1丁目5番27-201号 田 代Part10 破産者 飯塚 大作 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第26号	三重県伊勢市東大淀町3834番地 ナーシング 明野 破産者 溝口 喜美 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所伊勢支部破産係
令和7年(フ)第28号	京都府亀岡市大井町かすみヶ丘9番11号 工 スポートワール亀岡205号、前住所京都府亀岡市 南つじヶ丘桜台1丁目7番4号 破産者 俣野 涼 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所園部支部破産係
令和7年(フ)第31号	京都府亀岡市大井町土田3丁目31番21号 破産者 人見 龍義 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所園部支部破産係
令和7年(フ)第738号	大阪市平野区長吉長原東3丁目6番14号 201 破産者 深川 珠英 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1151号	大阪府八尾市小阪合町3丁目8番27-403号 破産者 池田満智子(旧姓東雲) 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1348号	大阪府豊中市中桜塚5丁目17番21-504号 破産者 黒田 裕子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1382号	大阪府東大阪市日下町6丁目2番15号 校南 荘 K 破産者 坂田 直紀 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1431号	大阪府豊中市夕日丘2丁目8番13号 破産者 芝山 翔 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1442号	大阪市大正区泉尾7丁目13番3-611号 破産者 未吉 純子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1471号	大阪府東大阪市島之内2丁目14番11-3C号 破産者 中野 誠史 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1493号	大阪市住吉区千軒2丁目2番35-505号 破産者 長田 美紀 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1495号	大阪市阿倍野区阿倍野筋5丁目9番21-801 号 破産者 安部 望 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1553号	大阪府東大阪市横枕西9番23-603号、前住 所大阪府東大阪市今米1丁目18番6号 破産者 坂井由香利 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1590号 大阪市旭区新森2丁目2番17号 大樹ハイツⅡ 301 破産者 宮道 武 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1742号 大阪府東大阪市長田中1丁目4番12-710号、前住所大阪市城東区諫訪4丁目14番5号 レオパレス諫訪206 破産者 中邑 友美 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1806号 大阪市旭区高殿5丁目12番2-806号、前住所大阪市旭区大宮1丁目1番5-905号 破産者 中居 章子(旧姓中村) 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1900号 大阪市西成区萩之茶屋1丁目13番4号 マンションエスカルゴ 302号、前住所大阪府門真市野里町15番26-403号 破産者 山田 智一 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1597号 大阪府高槻市富田町2丁目16番20号 A棟608号 破産者 佐藤 静子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1749号 大阪市鶴見区鶴見5丁目9番3-814号 破産者 谷岡 茂則 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1847号 大阪市福島区大開4丁目1番1-618号 破産者 西田 ゆみ 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1901号 大阪市東成区東小橋2丁目8番4-302号 破産者 梶原美智子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1613号 大阪市生野区勝山南2丁目5番25号 破産者 Hikaruこと康本光こと 康光 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1767号 大阪市鶴見区諸口4丁目12番6-605号 破産者 斎藤 容子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1856号 大阪府門真市千石西町6番1号 フォーユー門真なみはや、前住所大阪府門真市宮野町7番22号 破産者 小原美恵子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1911号 大阪市西成区萩之茶屋1丁目7番12号 リボーン入船 505 破産者 今村 一己 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1634号 大阪府寝屋川市香里北之町15番5号(301号) 破産者 北村 克明 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1798号 大阪府東大阪市御厨西ノ町1丁目2番20号 破産者 江野村里加 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1875号 大阪府箕面市瀬川4丁目15番41-202号 破産者 松生 佳子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1925号 大阪府東大阪市瓜生堂2丁目34番28号 破産者 田嶋 弘 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1664号 大阪市港区磯路2丁目13番2-505号 破産者 板東 修司 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1802号 大阪府豊中市庄内幸町1丁目14番2号 破産者 築瀬 良巳 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1871号 大阪市平野区長吉長原東2丁目7番13-410号 破産者 橋野 静夫 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1931号 大阪市中央区安堂寺町1丁目5番8-204号 破産者 内海 信也 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1671号 大阪府池田市室町11番38号 クレハマンション306号室 破産者 松原 明子(旧姓平田) 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1804号 大阪府茨木市双葉町15番21号 メゾンルミエール 302号 破産者 佐藤 賢一 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1891号 大阪市平野区長吉長原東2丁目7番13-410号 破産者 橋野 静夫 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1963号 大阪市西成区天下茶屋北2丁目7番5号 破産者 山口 直人 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1671号 大阪府池田市室町11番38号 クレハマンション306号室 破産者 松原 明子(旧姓平田) 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1805号 大阪市福島区鷺洲5丁目12番2-344号 破産者 榎本 正樹 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1892号 大阪市平野区長吉長原東2丁目7番13-410号 破産者 橋野 正子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1968号 大阪市淀川区十三本町1丁目12番16号 メゾンシクロ 201号、前住所大阪市北区大淀中2丁目9番5-804号 破産者 酒井 集 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1973号	大阪府東大阪市吉田下島2番15号 ベルデフロレアール 501、前住所大阪市港区弁天5丁目16番7号 ラヴィーハイツ 304号 破産者 辻井 久実 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2009号	大阪府八尾市刑部4丁目308番地 破産者 桐谷 武子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2096号	大阪市旭区今市1丁目3番12号 プリエール北島 301 破産者 松村 浩美 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第154号	兵庫県加古郡播磨町古宮2丁目3番41号 破産者 長岡 清美 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第157号	兵庫県相生市若狭野町入野1028番地 破産者 松浦由美子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第161号	兵庫県姫路市北八代1丁目16番28号 ガーデンハイツA棟201号、開始決定時の住所兵庫県姫路市伊伝居479番地1 破産者 岡本世津美 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第166号	兵庫県姫路市野里慶雲寺前町2番3-303号 ダンマルシェ、従前の住所兵庫県姫路市家島町真浦1662番地 破産者 中村 円治 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第15号	兵庫県豊岡市日高町奈佐路695番地 破産者 長谷川浩二 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所豊岡支部破産係
令和7年(フ)第20号	和歌山県田辺市下万呂4番地の2 305 破産者 植山 翔平 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所田辺支部
令和7年(フ)第55号	鳥取県米子市河崎1738番地 市住34号 破産者 角森 牧子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年(フ)第166号	岡山県倉敷市児島田の口7丁目3番47号 ゼフィールA105 破産者 山下 幸雄 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第167号	岡山県倉敷市児島田の口7丁目3番47号 ゼフィールA105 破産者 山下 智美 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第175号	岡山市南区洲崎3丁目6番2号 サンハウジングE棟201 破産者 山下 大樹 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第35号	広島県吳市安浦町安登西8丁目10番10号 破産者 三坂 則子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所吳支部
令和7年(フ)第43号	広島県吳市川尻町小仁方1丁目22番43-801号 破産者 石森 由佳 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所吳支部
令和7年(フ)第35号	広島県福山市南手町2丁目23番5号 破産者 河上 一成 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第54号	山口県下関市綾羅木新町4丁目1番7号 レオパレス丸の内 104号、前住所福岡県福岡市南区的場1丁目12番29-104号 ベル・エキップ大橋南 破産者 桑原 正典 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所下関支部破産係
令和7年(フ)第57号	山口県下関市小月本町2丁目4番1号 2号 破産者 松田 博美(旧姓上野) 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所下関支部破産係
令和7年(フ)第45号	山口県宇部市大字際波411番地77 破産者 石田 敏和 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第52号	山口県宇部市大字川上951番地16 破産者 野村沙也香 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第53号	山口県山陽小野田市セメント町6番5号 破産者 谷岡 君江 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第56号	山口県宇部市中村1丁目7番5-1号、前住所山口県宇部市大字東岐波5300番地29 フラット丸尾102号 破産者 相川 英仁 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第62号	山口県宇部市大字小野7218番地 破産者 秋吉 和実 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第74号	徳島県阿波市阿波町谷島北186番地2 破産者 葛西 香苗 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第82号	徳島県小松島市小松島町字北浜37番地(アネックス北浜302号室) 破産者 吉田 裕且 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第137号	香川県高松市木太町3024番地1 破産者 佐藤 幸江 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第105号	愛媛県伊予市尾崎621番地2 破産者 澤田 美穂 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第112号**  
愛媛県東温市見奈良1243番地2、住民票上の住所香川県善通寺市大麻町156番地1  
破産者 澤村 恵範  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
松山地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第114号**  
愛媛県松山市西長戸町15番地5  
破産者 桐木 育枝  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
松山地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第121号**  
愛媛県伊予郡松前町大字筒井250番地15  
破産者 藤川将太朗  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
松山地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第6号**  
高知県須崎市栄町4番26号 101号  
破産者 岡田 太一  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
高知地方裁判所須崎支部

**令和7年(フ)第18号**  
福岡県直方市大字下境3993番地  
破産者 野本慶一郎  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所直方支部

**令和7年(フ)第27号**  
福岡県直方市大字感田2765番地6  
破産者 冷水 優太  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所直方支部

**令和7年(フ)第104号**  
佐賀県鳥栖市儀徳町2759番地 アパルトメントフォーゲル105  
破産者 濱田 里好  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第112号**  
佐賀市鍋島町大字蛎久1492番地8  
破産者 梶原 幸一  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第114号**  
佐賀市田代1丁目4番43号 福壽荘107号  
破産者 三丸 政三  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第123号**  
佐賀市開成2丁目11番5号 杉町ハイツ201号  
破産者 境 幸浩  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第127号**  
佐賀市嘉瀬町大字十五1444番地1 グループホームかがやき  
破産者 石丸小百合  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第130号**  
佐賀市諸富町大字山領810番地3 エスティアム諸富201、前住所佐賀市諸富町大字徳富2044番地17  
破産者 坂田 裕子  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第26号**  
熊本県荒尾市大島1156番地1 新建荘 107号  
破産者 町 恵  
1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所玉名支部

**令和7年(フ)第9号**  
熊本県天草郡苓北町坂瀬川1762番地、住民票上の住所熊本県天草郡苓北町上津深江4430番地3  
破産者 長野 聰斗

1 決定年月日 令和7年7月16日  
2 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所玉名支部

**小規模個人再生による再生手続開始**

**令和7年(再イ)第29号**  
神奈川県座間市栗原中央1丁目3番26-2号  
再生債務者 吉川 亮也  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午前11時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年8月25日まで

横浜地方裁判所相模原支部

**令和7年(再イ)第61号**  
埼玉県桶川市大字加納4番地の40  
再生債務者 渡邊 敬介  
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月19日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第5号**  
山口県大島郡周防大島町大字椋野641番地  
再生債務者 上田 光男  
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年8月26日まで

山口地方裁判所岩国支部

3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年8月26日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

**令和7年(再イ)第103号**

さいたま市緑区大字大門1370番地2 レインボーグローブⅡ303(旧住所 東京都江東区亀戸 6丁目57番23-1003号)  
再生債務者 中田 涼介

1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年8月26日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

**令和7年(再イ)第109号**

千葉県市原市光風台1丁目364番地  
再生債務者 鶴岡将太郎

1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年9月2日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(再イ)第54号**

愛知県瀬戸市西松山町1丁目117番地  
再生債務者 中島 龍三  
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月19日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第5号**

山口県大島郡周防大島町大字椋野641番地  
再生債務者 上田 光男  
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年8月26日まで

山口地方裁判所岩国支部

## 令和7年(再イ)第7号

山口県柳井市柳井2164番地1 ドルチェビータ  
104号

再生債務者 一柳美菜子

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年8月26日まで

山口地方裁判所岩国支部

## 令和7年(再イ)第136号

札幌市豊平区豊平7条10丁目4番20-402号

再生債務者 未永 奈穂

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年8月27日まで

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(再イ)第18号

青森県下北郡大間町大字奥戸字奥戸村173番地

再生債務者 菊池 繁光

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月27日まで

青森地方裁判所民事部再生係

## 令和7年(再イ)第23号

福島県郡山市大槻町字下西田77番地の23

再生債務者 関沢 昌也

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年8月26日まで

福島地方裁判所郡山支部再生係

## 令和7年(再イ)第24号

奈良県生駒市あすか野南2丁目12番38号  
再生債務者 杉原 吉彦

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年9月1日まで

奈良地方裁判所

## 令和7年(再イ)第5号

岩手県一関市千厩町千厩字北方80番地2  
再生債務者 鈴木あす香

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月9日まで

盛岡地方裁判所一関支部

## 令和7年(再イ)第19号

茨城県稲敷郡阿見町南平台3丁目35番地3  
再生債務者 佐藤 勝慶

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月16日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

## 令和7年(再イ)第22号

栃木県佐野市大橋町3204番地1

再生債務者 山口 正樹

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月3日まで

宇都宮地方裁判所足利支部

## 令和7年(再イ)第30号

静岡県浜松市中央区西山町2293番地 ファ  
ミールヒルズ西浜松303号

再生債務者 杉田 和彦

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月22日から令和7年8月29日まで

静岡地方裁判所浜松支部再生係

## 令和7年(再イ)第58号

京都市山科区上花山桜谷1番地2 パデシオ  
ン山科夢ヶ丘410

再生債務者 角村 充俊

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年8月29日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

## 令和7年(再イ)第62号

大阪府八尾市山本町南1丁目2番29-1002号  
再生債務者 高石 浩一

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年9月2日まで

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(再イ)第240号

大阪府守口市南寺方東通3丁目11番14号  
再生債務者 E C C ジュニア南寺方東通3丁目  
教室こと 東條 浩子

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年9月2日まで

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(再イ)第252号

大阪府吹田市吹東町1番26号

再生債務者 山根 清治

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年9月2日まで

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(再イ)第253号

大阪市阿倍野区阪南町3丁目23番5号 グレ  
イス南栄302号

再生債務者 井上 淳

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年8月28日まで

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(再イ)第40号

大阪府高石市千代田6丁目12番80-501号(營  
業所) 大阪府高石市綾園3丁目8番13号

再生債務者 上羽電工こと 上林 秀行

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年9月2日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

## 令和7年(再イ)第35号

大阪府泉大津市清水町13番26-1号  
再生債務者 大久保技研こと 大久保 篤

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年9月1日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

## 令和7年(再イ)第2号

和歌山県日高郡美浜町大字三尾82番地の8  
再生債務者 吉本 恵子

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年9月1日まで

和歌山地方裁判所御坊支部

令和7年（再イ）第52号 岡山市東区西大寺中1丁目4番15号 菱和パレス505号 再生債務者 楽前 勝正 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年8月29日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年7月16日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月10日まで 青森地方裁判所弘前支部	3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月1日まで 静岡地方裁判所浜松支部再生係 令和7年（再イ）第7号 三重県松阪市郷津町26番地1 エスピワールM101号 再生債務者 鎌田 弘忠 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月3日まで 津地方裁判所松阪支部	3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月17日まで 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年（再イ）第65号 兵庫県姫路市花影町4丁目20番地 クリーンピア花影701号 再生債務者 鈴木 克忠 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月17日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年（再イ）第66号 広島県安芸郡熊野町萩原10丁目20番12号 再生債務者 中村 保 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年9月2日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月10日まで 青森地方裁判所十和田支部	1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月3日まで 津地方裁判所松阪支部	令和7年（再イ）第2号 宮崎県延岡市夏田町229番地5 再生債務者 池田 聖 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月10日まで 宮崎地方裁判所延岡支部
令和7年（再イ）第73号 広島市安芸区瀬野西3丁目27番13号 再生債務者 平岡優一郎 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年9月2日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月17日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月3日まで 津地方裁判所伊賀支部	令和7年（再イ）第3号 宮崎県延岡市夏田町229番地5 再生債務者 池田砂也香 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月10日まで 宮崎地方裁判所延岡支部
令和7年（再イ）第10号 北海道亀田郡七飯町緑町1丁目2番3号 再生債務者 安彦圭一朗 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月16日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月20日から令和7年9月3日まで 津地方裁判所伊勢支部再生係	令和7年（再イ）第179号 大阪府摂津市鳥飼西4丁目23番4号 再生債務者 田村 卓夫 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月22日から令和7年9月2日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第13号 青森県弘前市大字浜の町北1丁目21番地6 再生債務者 佐藤 智美	1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	

**小規模個人再生による書面決議に付する決定**

**令和6年(再イ)第296号**

横浜市泉区中田東2丁目18番2-1号  
再生債務者 藤田 和雄

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月28日  
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月28日まで  
令和7年7月14日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第46号**

神奈川県藤沢市鶴沼が岡1丁目5番7号  
再生債務者 山村健太朗

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日  
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月29日まで  
令和7年7月15日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第18号**

横浜市泉区中田西2丁目12番23号 グレイス  
ガーデンさくら102号

- 再生債務者 松崎 隆光
- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月14日  
付け再生計画案
  - 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月30日まで  
令和7年7月16日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第52号**

横浜市港北区新横浜3-22-8 601号室(住民票上の住所) 横浜市港北区大倉山5丁目10番12-601号  
再生債務者 松尾 章吾

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月10日  
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月30日まで  
令和7年7月16日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第12号**

岐阜県各務原市鵜沼各務原町2丁目199番地  
1(ナビシティ鵜沼Ⅱ405号)

- 再生債務者 中村 潤
- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月2日  
付け再生計画案
  - 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月4日まで

令和7年7月14日 岐阜地方裁判所

**令和7年(再イ)第9号**

茨城県つくば市上郷6541番地1  
再生債務者 沼川 真也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日  
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月5日まで  
令和7年7月15日

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和7年(再イ)第13号**

岐阜市早田東町2丁目23番地

再生債務者 関谷ひと美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日  
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月5日まで  
令和7年7月15日

岐阜地方裁判所

**令和6年(再イ)第355号**

愛知県春日井市前並町1丁目8番地9 グローリアス春日井前並町101号

再生債務者 松浦 桐子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日  
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月5日まで  
令和7年7月15日

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第106号**

愛知県春日井市花長町2丁目27番地11

再生債務者 水野 仁史

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月2日  
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月5日まで  
令和7年7月15日

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第6号**

盛岡市東安庭2丁目2番36号 好保ひーⅢ号

再生債務者 梶平 良輔

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月24日  
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月6日まで  
令和7年7月16日

盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年(再イ)第21号**

盛岡市本宮2丁目7番15-202号  
再生債務者 附田 航

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月10日  
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月6日まで  
令和7年7月16日

盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年(再イ)第4号**

群馬県前橋市元総社町947番地56

再生債務者 小池 勇司

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日  
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月6日まで  
令和7年7月16日

前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(再イ)第4号**

群馬県桐生市広沢町間ノ島117番地の7

再生債務者 的場 幸恵

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日  
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月6日まで  
令和7年7月16日

前橋地方裁判所桐生支部

**令和7年(再イ)第18号**

東京都町田市木曾東3丁目16番33-314号

再生債務者 平山 大

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日  
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月6日まで  
令和7年7月16日

前橋地方裁判所立川支所

**令和7年(再イ)第29号**

静岡県藤枝市善左衛門1丁目19番地の26

再生債務者 村松 直樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日  
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月6日まで  
令和7年7月16日

静岡地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第17号**

静岡県駿東郡清水町徳倉1604番地の11 サニーパレスB202

再生債務者 八尋 恵太

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月10日  
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月6日まで  
令和7年7月16日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和7年(再イ)第12号**

静岡県浜松市中央区初生町463番地の16

再生債務者 藤原 丈

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日  
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月6日まで  
令和7年7月16日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

**令和7年(再イ)第16号**

静岡県浜松市中央区助信町46番3号 モンメゾンサトウ 303

再生債務者 金子 元是

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日  
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月6日まで  
令和7年7月16日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

**令和7年(再イ)第5号**

三重県鈴鹿市南旭が丘3丁目22番2号(住民票上の住所) 三重県鈴鹿市中旭が丘2丁目1番2号 ニューハイツ光洋301

再生債務者 沖山 大輝

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月26日  
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月6日まで  
令和7年7月16日

津地方裁判所再生係

**令和7年(再イ)第22号**

愛知県一宮市長島町1丁目18番地3

再生債務者 千田 清

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月9日  
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月12日まで  
令和7年7月15日

名古屋地方裁判所一宮支部

令和6年（再イ）第609号 大阪市港区築港4丁目3番18-305号 再生債務者 菅井 雄一 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで 令和7年7月15日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年（再イ）第56号 和歌山県岩出市紀泉台360番地の2 再生債務者 アドシャインこと 高橋 輝彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで 令和7年7月15日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	小規模個人再生による再生計 画認可	令和6年（再イ）第39号 福岡県久留米市長門石2丁目2番12-403号 再生債務者 権藤三千代（旧姓久間） 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月24日までに書面に による決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月11日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係
令和7年（再イ）第114号 大阪市住之江区南加賀屋2丁目9番6号 河 波マンション 501 再生債務者 寺北 武司 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで 令和7年7月15日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第7号 北海道旭川市旭神1条5丁目5番7号 厚生 病院旭神公宅102号室 再生債務者 後藤 裕太 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 13日まで 令和7年7月16日 旭川地方裁判所民事部	令和6年（再イ）第44号 奈良県天理市長柄町406番地1 再生債務者 引田 一吉 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月4日までに書面に による決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月15日 奈良地方裁判所	令和7年（再イ）第37号 横浜市鶴見区馬場1丁目10番37-B 204号 再生債務者 平山 茂美（旧姓仲間） 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月27日までに書面に による決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月14日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第151号 大阪府枚方市香里ヶ丘7丁目4番地の2 (620) 再生債務者 柳井 淳 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで 令和7年7月15日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第13号 北海道上川郡新得町西2条南4丁目46番地 再生債務者 三輪 昌宏 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 13日まで 令和7年7月16日 鍋屋地方裁判所帯広支部再生係	令和6年（再イ）第78号 埼玉県草加市新里町804番地16 再生債務者 塚本 信行 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月10日までに書面に による決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月15日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係	令和6年（再イ）第258号 横浜市青葉区荏田西2丁目15番地7 グレイ ス池尻302 再生債務者 渡邊健太郎 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月1日までに書面に による決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月14日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第2号 大阪府柏原市大県3丁目8番2号 再生債務者 進藤 均 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで 令和7年7月15日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和7年（再イ）第2号 香川県坂出市谷町1-5-35ホワイトウイン グ103（住民票上の住所）兵庫県姫路市広畑 区西蒲田205番地1 再生債務者 北浦 完祐 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 13日まで 令和7年7月16日 高松地方裁判所丸亀支部	令和6年（再イ）第45号 奈良県香芝市下田東1丁目322番地1 再生債務者 家田 昌紀 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月20日までに書面に による決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月9日 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和6年（再イ）第278号 横浜市港南区港南4丁目10番14号 再生債務者 本多 己信 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月1日までに書面に による決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月14日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第32号 大阪府泉南郡熊取町大宮3丁目794番地の15 再生債務者 山家 りか（旧姓石田） 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで 令和7年7月15日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和7年（再イ）第22号 京都市西京区大原野上里南ノ町555番地27 再生債務者 エヌ建こと 西村 浩成 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 18日まで 令和7年7月16日 京都地方裁判所第5民事部再生係	令和7年（再イ）第3号 奈良県橿原市十市町666番地 マ・メゾン201 再生債務者 室 大地 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月20日までに書面に による決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月9日 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和6年（再イ）第278号 横浜市港南区港南4丁目10番14号 再生債務者 本多 己信 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月1日までに書面に による決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年7月14日 横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第24号	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月1日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月16日 横浜地方裁判所第3民事部再生係 横浜市鶴見区梶山1丁目5番7-611号 再生債務者 二階堂広美
令和6年（再イ）第291号	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月2日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月15日 横浜地方裁判所第3民事部再生係 横浜市鶴見区市場大和町10番43-505号 再生債務者 片山 智敬
令和6年（再イ）第266号	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月3日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月15日 横浜地方裁判所第3民事部再生係 横浜市緑区霧が丘3丁目24番地 霧が丘グリーンタウン24-5棟504号 再生債務者 中村 広樹
令和6年（再イ）第267号	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月3日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月16日 横浜地方裁判所第3民事部再生係 横浜市中区末吉町3丁目61番地 1110号室 再生債務者 宮下 智美
令和7年（再イ）第2号	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月3日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月16日 横浜地方裁判所第3民事部再生係 和歌山市野崎154番地5 メゾン南方202号室 再生債務者 岡 勇太

1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月3日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月15日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 和歌山県紀の川市下井阪234番地7 再生債務者 木志 仁
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月3日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月15日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 奈良県橿原市五条野町215番地の1 再生債務者 辻本 剛
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月4日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月10日 奈良地方裁判所葛城支部破産係 和歌山県（再イ）第7号 釧路市白樺台1丁目16番13号 ハイツフレンド101 再生債務者 田中 直樹
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月16日 釧路地方裁判所民事部 和歌山県（再イ）第85号 埼玉県吉川市大字保799番地2 再生債務者 降旗 菜月
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月15日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和7年（再イ）第29号 神奈川県藤沢市高倉2156番地の5 ヴィラパル201 再生債務者 杉田 曜俊
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月16日 横浜地方裁判所第3民事部再生係 令和7年（再イ）第12号 相模原市南区相模台2丁目12番14号 メゾンクレール102 再生債務者 木内 秀実
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月15日 横浜地方裁判所相模原支部 令和7年（再イ）第12号 岡山県倉敷市玉島上成499番地11 再生債務者 内村 幸司
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月15日 岡山地方裁判所倉敷支部 令和6年（再イ）第286号 神奈川県藤沢市高倉889番地の20 再生債務者 宮崎 彩香
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月16日 横浜地方裁判所第3民事部再生係 令和7年（再イ）第10号 福岡県久留米市南薰西町2000番地1 南薰ハイツ703号 再生債務者 中西 栄葵

1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月14日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係 令和6年（再イ）第34号 青森市大字駒込字桐ノ沢3番地77 再生債務者 河信 尚樹
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月16日 青森地方裁判所民事部再生係 令和6年（再イ）第48号 山梨県甲州市塩山上塩後731番地7 再生債務者 加々美健一
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月14日 甲府地方裁判所民事部破産係 令和7年（再イ）第2号 山梨県韮崎市龍岡町下條南割1183番地2 再生債務者 本多 利昭
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月14日 甲府地方裁判所民事部破産係 令和7年（再イ）第9号 静岡県富士宮市万野原新田3462番地の24 再生債務者 小山かつよ
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月15日 静岡地方裁判所富士支部破産係

令和7年(再イ)第21号 仙台市泉区松森字明神41番地の33 再生債務者 大町 優作 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月15日 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年(再イ)第2号 青森県弘前市大字中野3丁目5番地1 再生債務者 木村 鴻介 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月16日 青森地方裁判所弘前支部	令和6年(再イ)第150号 東京都多摩市和田369番地の18 再生債務者 大原 真 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月16日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(再イ)第29号 京都市伏見区向島庚申町10番地 インペリアルパレスリバーサイド209号 再生債務者 谷本みさき 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月16日 京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年(再イ)第18号 堺市東区日置莊田中町189番地25 再生債務者 田島 英孝 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月15日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和7年(再イ)第4号 山形県酒田市幸町1-1-58 JR酒田寮404号室 再生債務者 藤木 拓朗 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和6年(再イ)第8号 石川県加賀市小塩町工38番地 再生債務者 南 雅志 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和7年(再イ)第140号 大阪市住之江区安立1丁目4番20号 FP山下4-C 再生債務者 押野真由美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年(再イ)第9号 大阪府泉佐野市湊4丁目1番47-505号 再生債務者 下村 浩 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月15日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和6年(再イ)第216号 千葉県浦安市堀江6丁目15番18-306号 ルオント 再生債務者 池本 孝之 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和7年(再イ)第50号 名古屋市緑区大高町字砦前58番地の3 再生債務者 伴 和将 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和7年(再イ)第6号 広島県廿日市市大野1246番地3 再生債務者 木村 純一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年(再イ)第1号 徳島県三好市池田町津藤ノ井433番地6 再生債務者 藤川 重樹 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月15日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和7年(再イ)第1号 千葉県市川市菅野2丁目21番1号 (カーサ102号) 再生債務者 青木 聖 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和7年(再イ)第27号 千葉市千種区新池町1丁目20番地の2 新池第一ビル4C号 再生債務者 稲垣 裕右 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和6年(再イ)第80号 愛知県豊田市高上2丁目29番地15 再生債務者 森岡 大輔 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年(再イ)第4号 北海道苫小牧市新中野町2丁目7番6号 再生債務者 島倉 幸二 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月16日 札幌地方裁判所苫小牧支部	令和7年(再イ)第15号 千葉県千葉市中央区中央二丁目1番1号 再生債務者 佐々木 伸也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和7年(再イ)第64号 名古屋市千種区新池町1丁目20番地の2 新池第一ビル4C号 再生債務者 稲垣 裕右 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和6年(再イ)第4号 名古屋地方裁判所岡崎支部 名古屋市中区大須2丁目1番1号 再生債務者 佐々木 伸也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

## 令和6年度文部科学省共済組合の決算に関する公告

令和7年7月30日

東京都千代田区霞が関三丁目2番2号  
文部科学省共済組合

## 1 短期経理

貸借対照表の要旨  
(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	37,495	流動負債	1,350
固定資産		固定負債	11,646
合 計	37,495	剩 余 金	24,499

## 損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日) (至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損失	金額	利益	金額
経常費用	153,848	経常収益	141,380
特別損失	16	特別利益	90
		当期損失金	12,394

## 2 業務経理

貸借対照表の要旨  
(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	776	流動負債	201
固定資産	119	剩 余 金	694
合 計	895	合 計	895

## 損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日) (至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損失	金額	利益	金額
経常費用	282	経常収益	335
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	53		

## 3 保健経理

貸借対照表の要旨  
(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	6,572	流動負債	1,007
固定資産	0	固定負債	54
		剩 余 金	5,511

## 損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日) (至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損失	金額	利益	金額
経常費用	3,077	経常収益	3,046
特別損失	0	特別利益	1
		当期損失金	30

## 4 医療経理

貸借対照表の要旨  
(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	21	流動負債	0
固定資産	0	固定負債	0
		剩 余 金	21

## 損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日) (至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損失	金額	利益	金額
経常費用	4	経常収益	4
当期利益金	0		
合 計	4	合 計	4

## 5 宿泊経理

貸借対照表の要旨  
(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	899	流動負債	4
固定資産	479	固定負債	243
		剩 余 金	1,131

## 損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日) (至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損失	金額	利益	金額
経常費用	488	経常収益	118
特別損失	1	特別利益	0
		当期損失金	371

## 6 貯金経理

貸借対照表の要旨  
(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	34,584	流動負債	389,042
固定資産	375,389	固定負債	13
		剩 余 金	20,918

## 7 貸付経理

貸借対照表の要旨  
(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

損失	金額	利益	金額
経常費用	2,215	経常収益	2,518
当期利益金	303	特別利益	0
合 計	2,518	合 計	2,518

## 企業年金基金解散公告

当企業年金基金は規約型企業年金へ移行することにより、令和7年7月1日をもって解散の認可があつたものとみなされましたので、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づいて、次のとおり公告します。

- 企業年金基金の名称 ゼロ企業年金基金
- 事務所の所在地 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館6階
- 実施事業所の名称及び所在地 株式会社ゼロ

神奈川県川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館6階

- 解散の理由 確定給付企業年金法第81条第3項の規定に基づき解散の認可があつたものとみなされたことによる

- 解散の認可があつたものとみなされた年月日  
令和7年7月1日  
令和7年7月30日

神奈川県川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館6階

ゼロ企業年金基金

理事長 和山 正則

## 企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は規約型企業年金へ移行するため、確定給付企業年金法第81条第3項により解散の認可があつたものとみなされましたので、確定給付企業年金法施行令第59条の規定に基づいて、次のとおり公告します。

- 清算人氏名 酒井 孝明
- 住所 東京都杉並区和泉4丁目44番2号119

令和7年7月30日

神奈川県川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館6階

ゼロ企業年金基金

理事長 和山 正則







## 解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月三十日

大阪府摂津市正雀本町一丁目二〇番二三号

清算人 辻 静夫

## 解散公告

当社は、令和七年七月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月三十日

大阪市北区豊崎三丁目九番七号

代表清算人 泉 邦治

## 解散公告

当社は、令和七年七月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月三十日

株式会社レッドロツク

代表清算人 泉 邦治

## 解散公告

当社は、令和七年七月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月三十日

株式会社ゲイアイエフ

代表清算人 泉 邦治

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月三十日

大阪府枚方市津田駅前一丁目二六番五号

株式会社 Mono Enterprise

代表清算人 堀 貴充

## 解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月三十日

島根県益田市高津六丁目一九一四

代表清算人 生田さゆり

## 令和七年七月三十日

大阪市北区梅田二丁目二番二号梅田ヒルトングラザウエストオフィスタワー十八階

株式会社今橋マネジメント

代表清算人 戸田由紀子

## 解散公告

当法人は、令和七年七月十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

有限会社丹久

清算人 辻 静夫

## 解散公告

当法人は、令和七年七月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

神戸市灘区篠原中町六丁目五番四一〇四号

一般社団法人 ゴールアチーブメント協会

代表清算人 中務 正幸

## 解散公告

当法人は、令和七年六月七日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

令和七年七月三十日

奈良県奈良市学園大和町五丁目一九五番地

特定非営利活動法人 奈良国際協力サポーター

代表清算人 井上 弘

## 解散公告

当法人は、令和六年四月十八日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

奈良県奈良市都祁南之庄町一〇二九番地

特定非営利活動法人 NPO 都祁

代表清算人 今西智恵子

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月三十日

島根県益田市高津六丁目一九一四

代表清算人 生田さゆり

## 解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

有限会社吉岡水道工業

清算人 吉岡 秀雄

## 解散公告

当法人は、令和七年六月七日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

令和七年七月三十日

神戸市灘区篠原中町六丁目五番四一〇四号

一般社団法人 ゴールアチーブメント協会

代表清算人 中務 正幸

## 解散公告

当法人は、令和七年六月七日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

令和七年七月三十日

岡村機械工業有限会社

清算人 濱月智恵子

## 解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

岡村機械工業有限会社

清算人 濱月智恵子

## 解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

岡村機械工業有限会社

清算人 濱月智恵子

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月三十日

代表清算人 生田さゆり

## 解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

高知県高知市堺町五番一四号

特定非営利活動法人 よさこい祭り広報センター

代表清算人 浜川 典利

## 解散公告

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

福岡県久留米市諫訪野町二二二二六番地一五

株式会社 A &amp; I

代表清算人 田中 芳明

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

福岡県久留米市諫訪野町二二二二六番地一五

株式会社 A &amp; I

代表清算人 田中 芳明

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

岡村機械工業有限会社

清算人 大島 春美

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

岡村機械工業有限会社

清算人 大島 春美

## 解散公告

当社は、令和七年一月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

岡村機械工業有限会社

清算人 大島 春美

## 解散公告

第3期決算公告		7年7月30日	7年7月17番1号
東京都港区虎ノ門一丁目二六番五号	株式会社富士通ローンチパッド	令和7年17番1号	令和7年17番1号
代表取締役	モーガン・ローリー・ブライアント	7年7月30日	7年7月30日
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)			
科 目	金 額(千円)		
資の 産 部	流動 資 産	116,800	
	固 定 資 産	21,417	
	資 産 合 計	138,218	
負純 資 産 及 び 部	流動 資 本	85,485	
	資 本	52,732	
	資 本	25,000	
	資 本	25,000	
	資 本	25,000	
	資 本	2,732	
	資 本	235	
	資 本	2,497	
	資 本	(2,471)	
	資 本	138,218	

## 解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月三十日

福岡市中央区天神二丁目一四番三八号安藤

ビル二階

代表清算人 宮本 竜二

株式会社竜二

## 解散公告

当社は、令和七年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月三十日

福岡市久留米市日吉町九番地四三ザ・ソフ

トビル一階A号室 C Y C A 株式会社

代表清算人 有馬 クリストイナ カバン

## 解散公告

当社は、令和七年七月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月三十日

長崎県諫早市天満町五八番一〇号

有限会社筑前工業  
清算人 末次 多鶴

## 解散公告

当社は、令和七年六月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月三十日

沖縄県浦添市伊祖二丁目二四番五号四階

株式会社琉球Kafuu  
代表清算人 島津 佳那

## 解散公告

当社は、令和七年六月二十七日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月三十日

沖縄県中頭郡西原町字吳屋四八番地二F

有限会社西日本総合商事

清算人 吳屋 正

株式会社竜二

## 解散公告(第一回)

当法人は、令和七年三月十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

福岡県宇都宮市一番町二番二号

医療法人社団大衛会

清算人 相田 朝美

## 解散公告(第一回)

当法人は、社員総会の決議並びに大阪市保健所長の認可により、令和七年六月二十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

大阪市住吉区墨江三丁目一七番三四号

医療法人高田歯科医院

清算人 高田 和茂

## 解散公告(第一回)

当法人は、社員総会の決議並びに大阪市保健所長の認可により、令和七年六月二十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

長崎県諫早市天満町五八番一〇号

有限会社筑前工業  
清算人 末次 多鶴

## 解散公告(第一回)

当法人は、令和七年七月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

沖縄県沖縄市美里五丁目二四番五号

医療法人トキオ会

代表清算人 吉里 時雄

## 解散公告(第二回)

当企業年金基金は、令和七年六月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公司第一回掲載(令和七年七月二十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

福岡市中央区平野町二丁目五番四号

KTビル三階 船井電機企業年金基金

清算人 小原慎二

## 解散公告(第二回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司第一回掲載(令和七年七月二十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

福岡県宇都宮市一番町二番二号

医療法人社団大衛会

清算人 相田 朝美

## 解散公告(第一回)

当法人は、社員総会の決議並びに大阪市保健所長の認可により、令和七年六月二十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

大阪市住吉区墨江三丁目一七番三四号

医療法人高田歯科医院

清算人 高田 和茂

## 解散公告(第一回)

当法人は、社員総会の決議並びに大阪市保健所長の認可により、令和七年六月二十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

長崎県諫早市天満町五八番一〇号

有限会社筑前工業  
清算人 末次 多鶴

## 解散公告(第一回)

当法人は、令和七年七月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

沖縄県沖縄市美里五丁目二四番五号

医療法人トキオ会

代表清算人 吉里 時雄

## 解散公告(第三回)

当法人は、令和七年六月十九日、高松地方裁判所観音寺支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公司第一回掲載(令和七年七月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月三十日

香川県観音寺市坂本町一丁目三番一七号

グランシャトーバン

有明法律事務所

宗教法人石槌教香川教会

清算人 弁護士 安藤 修二

## 解散公告(第三回)

当土地改良区は、令和七年七月四日兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公司第一回掲載(令和七年七月二十二日)をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公司第一回掲載(令和七年七月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

鹿児島県霧島市牧園町宿窪田九四一番地

医療法人大成会

清算人 寺脇 康文

## 解散公告(第三回)

当土地改良区は、令和七年七月四日兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公司第一回掲載(令和七年七月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

兵庫県姫路市林田町山田山田五六五番地

医療法人大成会

清算人 寺脇 康文

## 解散公告(第三回)

当土地改良区は、令和七年七月四日兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公司第一回掲載(令和七年七月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

兵庫県姫路市林田町山田山田五六五番地

医療法人大成会

清算人 寺脇 康文

## 解散公告(第三回)

当法人は、令和七年三月三十一日広島県知事の認可を受けて令和七年五月二十六日開催の理事会及び評議員会の議決により令和七年五月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公司第一回掲載(令和七年七月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

広島県東広島市入野中山台三丁目九番七号

学校法人以徳学園

清算人 武野 公昭

## 解散公告(第三回)

当組合は、令和七年六月三十日をもって解散したので、当組合に債権を有する方は、本公司第一回掲載(令和七年七月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月三十日

福田生産森林組合

清算人 岡田 安則

所観音寺市坂本町一丁目三番一七号

高松地方裁判所

清算人 弁護士 安藤 修二

## 解散公告(第三回)

当法人は、令和七年六月十九日、高松地方裁判所観音寺支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公司第一回掲載(令和七年七月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

香川県観音寺市坂本町一丁目二二番一号

医療法人由布整形外科医院

清算人 由布 潤一

## 解散公告(第三回)

当法人は、令和七年六月十九日、高松地方裁判所観音寺支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公司第一回掲載(令和七年七月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

香川県観音寺市坂本町一丁目二二番一号

医療法人由布整形外科医院

清算人 由布 潤一

## 解散公告(第三回)

当法人は、令和七年六月十九日、高松地方裁判所観音寺支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公司第一回掲載(令和七年七月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

香川県観音寺市坂本町一丁目二二番一号

医療法人由布整形外科医院

清算人 由布 潤一

## 解散公告(第三回)

当法人は、令和七年三月三十一日広島県知事の認可を受けて令和七年五月二十六日開催の理事会及び評議員会の議決により令和七年五月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公司第一回掲載(令和七年七月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

広島県東広島市入野中山台三丁目九番七号

学校法人以徳学園

清算人 武野 公昭

## 解散公告(第三回)

当組合は、令和七年六月三十日をもって解散したので、当組合に債権を有する方は、本公司第一回掲載(令和七年七月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月三十日

福田生産森林組合

清算人 岡田 安則

所観音寺市坂本町一丁目三番一七号

高松地方裁判所

清算人 弁護士 安藤 修二



## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県佐渡市中興乙一五〇一番地、最後の住所新潟県佐渡市八幡一八八一一番地一真野の里二号館

被相続人 亡 鈴木 敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年七月三十日

新潟県佐渡市柳沢三〇番地、事務所新潟県佐渡市真野新町七八六番地二

被相続人 亡 竜澤 広文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年七月三十日

山梨県甲府市丸の内一丁目二一一番二七号鶴

田法律事務所

被相続人 亡 武田たつ代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月三日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年七月三十日

大阪市北区西天満一丁目七番二〇号J1  
N・O・R・I・Xビルディング九階 濑橋綜合法律事務所

被相続人 亡 中澤 充

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年七月三十日

兵庫県姫路市安田三丁目一〇三番地の二  
弁護士法人 藤田・川崎法律事務所

被相続人 亡 上野加壽夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年七月三十日

本籍兵庫県尼崎市田能三丁目一二三一一番地、最後の住所兵庫県尼崎市田能三丁目二〇番二八号

被相続人 亡 花熊 利秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年七月三十日

兵庫県西宮市甲風園一丁目八番一號ゆとり

相続財産清算人

弁護士 大瀧 友輔

被相続人 亡 平塚 義一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年七月三十日

静岡県静岡市清水区辻一丁目二番一號えじ

り法律事務所

被相続人 亡 平塚 義一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年七月三十日

本籍兵庫県尼崎市昭和通二丁目六番六八号  
尼崎市中小企業センター 六階

被相続人 亡 川西 純理

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府藤井寺市道明寺二丁目五六〇番地、最後の住所大阪府河内長野市喜多町四八九番地セルカ・リーオA二〇一号

被相続人 亡 山田 拓

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年七月三十日

本籍兵庫県姫路市夢前町古知之庄六三九番地、最後の住所兵庫県姫路市夢前町古知之庄六三九番地

被相続人 亡 田中 和裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年七月三十日

本籍兵庫県尼崎市昭和通二丁目六番六八号  
尼崎市中小企業センター 六階

被相続人 亡 川西 純理

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。



宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告  
宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告  
します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載  
の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した  
申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業  
保証金は同人に返還されます。

令和7年7月30日

記

## 〔掲載順序〕

①商号又は名称 ②免許証番号 ③(代表者の)氏名 ④事務所の所在地 ⑤営業保証金の額 ⑥申  
出書提出先 ⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①S R E ホールディングス株式会社 ②国土交通大臣(29297) ③代表取締役社長兼CEO 西山和良  
④東京都港区赤坂一丁目8番1号 廃止した從たる事務所 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目15番  
9号 岩崎吉祥寺ビル7階 ⑤500万円 ⑥国土交通大臣 ⑦東京都地方整備局長 ⑧東京都港区赤坂一丁目8番1号 代  
表取締役社長兼CEO 西山和良

①みずほ信託銀行株式会社 (旧:みずほアセット信託銀行株式会社) ②届出2号 ③取締役社長  
笹田賢一 ④東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 廃止した從たる事務所 東京都江東区亀戸1丁  
目39番10号 ⑤500万円 ⑥国土交通大臣 ⑦東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 みずほ信託銀  
行株式会社 取締役社長 笹田賢一

①みずほ信託銀行株式会社 (旧:みずほアセット信託銀行株式会社) ②届出2号 ③取締役社長  
笹田賢一 ④東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 廃止した從たる事務所 東京都千代田区大手町  
1丁目5番5号 ⑤500万円 ⑥国土交通大臣 ⑦東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 みずほ信  
託銀行株式会社 取締役社長 笹田賢一

①みずほ信託銀行株式会社 (旧:みずほアセット信託銀行株式会社) ②届出2号 ③取締役社長  
笹田賢一 ④東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 廃止した從たる事務所 東京都港区新橋2丁目  
1番3号 ⑤500万円 ⑥国土交通大臣 ⑦東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 みずほ信託銀  
行株式会社 取締役社長 笹田賢一

①リサ企業再生債権回収株式会社 ②東京都知事(4)89214 ③代表取締役 田口昌宏 ④東京都港区  
港南二丁目15番3号 ⑤1000万円 ⑥東京都知事 ⑦東京都港区港南二丁目15番3号 リサ企業再生  
債権回収株式会社 代表取締役 岩井光雄

第13期決算公告 令和7年7月30日	
山形市長町二丁目3番17号	
株式会社金内勝彦設計工房 代表取締役 金内 勝彦	
貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)	
科 目	金額(円)
資の 産部	
資 産	51,645,033
資 産	13,423,225
資 産	1,916,935
資 産	11,506,290
資 産 合計	65,068,258
負 貧 資 産	
負 貧 資 産	8,650,059
負 貧 資 産	38,539,724
負 貧 資 産	17,878,475
負 貧 資 産	1,000,000
負 貧 資 産	16,878,475
負 貧 資 産	16,878,475
負 貧 資 産	(3,748,825)
負債・純資産合計	65,068,258

第27期決算公告 令和7年6月30日	
山形市城南町一丁目1番1号	
山形熱供給株式会社 代表取締役 小松 真吾	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
資 産	224,014
資 産	157,451
資 産 合計	381,465
負 貧 資 産	
負 貧 資 産	36,937
負 貧 資 産	0
負 貧 資 産	344,528
負 貧 資 産	250,000
負 貧 資 産	94,528
負 貧 資 産	94,528
負 貧 資 産	(7,180)
負 貧 資 産	0
負 貧 資 産	0
負 貧 資 産	0
負 貧 資 産	381,465

第59期決算公告 令和7年6月27日	
宮城県登米市中田町石森字蓬田158-1	
JFE商事コーメック株式会社 取締役社長 池田 誠	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	(単位:百万円)
資の 産部	金額
資 産	672
資 産	239
資 産 合計	912
負 貧 資 産	399
負 貧 資 産	33
負 貧 資 産	479
負 貧 資 産	50
負 貧 資 産	429
負 貧 資 産	12
負 貧 資 産	417
負 貧 資 産	(15)
負 貧 資 産	912

第36期決算公告 令和7年7月30日	
栃木県小山市駅東通り2丁目4番1号	
ニップンスポーツ株式会社 代表取締役社長 新妻延一郎	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(円)
資の 産部	
資 産	92,762
資 産	140,511
資 産 合計	233,274
負 貧 資 産	
負 貧 資 産	35,820
負 貧 資 産	13,456
負 貧 資 産	183,996
負 貧 資 産	50,000
負 貧 資 産	133,996
負 貧 資 産	650
負 貧 資 産	133,346
負 貧 資 産	(11,258)
負 貧 資 産	233,274

第51期決算公告 令和7年6月27日	
福島県郡山市田村町金屋字川久保23番地	
株式会社美土里耕産 代表取締役社長 安達 正則	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
資 産	1,441,892
資 産	2,614,033
資 産 合計	4,055,925
負 貧 資 産	
負 貧 資 産	3,186,963
負 貧 資 産	28,448
負 貧 資 産	840,513
負 貧 資 産	20,300
負 貧 資 産	820,213
負 貧 資 産	5,000
負 貧 資 産	815,213
負 貧 資 産	(64,785)
負 貧 資 産	4,055,925

第7期決算公告 令和7年7月30日	
山形市長町二丁目3番17号	
株式会社N S 東北 代表取締役 金内 勝彦	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(円)
資の 産部	
資 産	19,184,042
資 産	8,076,100
資 産	5,751,004
資 産	727,868
資 産	1,597,228
資 産 合計	27,260,142
負 貧 資 産	
負 貧 資 産	9,026,625
負 貧 資 産	14,389,972
負 貧 資 産	3,843,545
負 貧 資 産	1,000,000
負 貧 資 産	2,843,545
負 貧 資 産	2,843,545
負 貧 資 産	(2,723,052)
負 貧 資 産	27,260,142

## 第17期決算公告

令和7年7月30日

東京都八王子市初沢町1308-1

株式会社エキシス

代表取締役 佐伯 正勝

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	11,452
	固定資産	11,452
負純 資 産 及 の び部	流動負債 株主資本 資本利益 その他利益 金	1,023 17,700 △7,271 1,000 △8,271 △8,271 (うち当期純損失) (3,658)
	資本利益 準備金	△7,271 319,082 1,500 317,582 (32,771)
	合計	11,452

## 第38期決算公告

令和7年7月30日

埼玉県蓮田市大字黒浜3535番地

武蔵積栄サービス株式会社

代表取締役 河野 恭介

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	511,962
	固定資産	426
	資産合計	512,388
負純 資 産 及 の び部	流動負債 株主資本 資本利益 利益準備金 その他利益 金	136,064 47,241 329,082 10,000 319,082 1,500 317,582 (32,771)
	資本利益 準備金	△7,271 319,082 1,500 317,582 (32,771)
	負債・純資産合計	512,388

## 第7期決算公告 令和7年7月30日

栃木県矢板市矢板114番地1

株式会社やいた未来

代表取締役 森島 武芳

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	222,020
	固定資産	8,016
	資産合計	230,037
負純 資 産 及 の び部	流動負債 退職給付引当金 株主資本 資本利益 利益準備金 その他利益 金	103,791 4,463 4,463 121,782 40,000 81,782 4,000 77,782 (20,406)
	負債・純資産合計	230,037

## 第16期決算公告 令和7年7月30日

東京都港区高輪一丁目3番13号  
ヨーロッパ・アシスタンス・ジャパン  
株式会社

代表取締役 森 紀俊

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	834,133
	固定資産	10,790
	資産合計	62,909
負純 資 産 及 の び部	流動負債 株主資本 資本利益 利益準備金 その他利益 金	513,456 18,000 376,376 100,000 276,376 8,800 267,576 (うち当期純利益)
	負債・純資産合計	907,832

## 第58期決算公告 令和7年7月30日

東京都港区西麻布四丁目19番6号  
株式会社くらしきまるせん  
代表取締役社長 三津原 博

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	16,770
	固定資産	6,325
	資産合計	23,095
負純 資 産 及 の び部	流動負債 株主資本 資本利益 利益準備金 その他利益 金	345 22,750 10,000 12,750 310 12,440 (949)
	合計	23,095

## 第3期決算公告 令和7年7月30日

東京都中央区日本橋三丁目9番1号  
日本橋三丁目スクエア11階

Hudl Japan株式会社

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	655,273,001
	固定資産	5,590,336
	資産合計	976,729
負純 資 産 及 の び部	流動負債 株主資本 資本利益 利益準備金 その他利益 金	618,544,665 17,549,801 5,000,000 5,000,000 5,000,000 7,549,801 7,549,801 (9,239,613)
	負債・純資産合計	661,840,066

## 第66期決算公告

令和7年6月30日

東京都港区西新橋三丁目19番14号  
東京特殊硝子株式会社  
代表取締役社長 品田 信幸

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	6,746
	固定資産	5,206
	資産合計	11,953
負純 資 産 及 の び部	流動負債 株主資本 資本利益 利益準備金 その他利益 金	4,047 4,984 2,920 334 2,586 53 2,533 (314)
	負債・純資産合計	11,953

## 第18期決算公告 令和7年6月27日

東京都渋谷区東三丁目11番10号  
ニュースアセットマネジメント株式会社  
代表取締役 原 啓高

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	32,711
	固定資産	5,000
	資産合計	37,711
負純 資 産 及 の び部	流動負債 株主資本 資本利益 利益準備金 その他利益 金	30,533 — 7,179 10,000 △2,821 △2,821 (1,424)
	負債・純資産合計	37,711

## 第2期決算公告 令和7年5月30日

東京都渋谷区東三丁目11番10号  
アセングループ株式会社

代表取締役 西川 敏明

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	848,978
	固定資産	1,448,477
	資産合計	2,297,455
負純 資 産 及 の び部	流動負債 株主資本 資本利益 利益準備金 その他資本剩余金 利益剩余金 その他利益剩余金 (うち当期純利益)	35,185 — 2,262,270 100,000 2,108,496 1,981,000 127,496 53,773 53,773 (54,759)
	負債・純資産合計	2,297,455

## 第11期決算公告

令和7年7月30日

東京都港区芝五丁目33番11号  
株式会社よつ葉

代表取締役社長 矢澤 克佳

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	201,874
	固定資産	20,669
	資産合計	222,544
負純 資 産 及 の び部	流動負債 賞与引当金 株主資本 資本利益 利益準備金 その他利益 金	46,709 1,930 175,835 3,000 172,835 172,835 (2,190)
	合計	222,544

## 第37期決算公告 令和7年7月30日

東京都港区芝五丁目33番11号  
株式会社ライフア

代表取締役社長 矢野根和隆

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,008,048
	固定資産	144,153
	資産合計	1,152,201
負純 資 産 及 の び部	流動負債 賞与引当金 固定負債 退職給付引当金 株主資本 資本利益 利益準備金 その他利益 金	268,515 6,627 8,235 8,235 875,451 13,000 862,451 660 861,791 (65,332)
	合計	1,152,201

## 第18期決算公告 令和7年7月30日

東京都港区芝五丁目33番11号  
株式会社ウッドビレッジ

代表取締役社長 本間 秀一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	803,959
	固定資産	41,385
	資産合計	845,344
負純 資 産 及 の び部	流動負債 賞与引当金 固定負債 退職給付引当金 株主資本 資本利益 利益準備金 その他利益 金	146,553 2,267 3,837 3,837 694,953 3,000 691,953 691,953 (99,968)
	合計	845,344

## 第3期決算公告

令和7年5月16日  
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

株式会社ピーサイドキック

代表取締役 三谷 弘次

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 225,297
資の 産部 合計	225,297
負純 資産 及の び部	流動負債 221,337
	株主資本 3,960
	資本利益 10,000
	利益剰余金 △6,039
	その他利益剰余金 (うち当期純利益) △6,039 (△2,984)
負純 資産 及の び部 合計	225,297

## 第9期決算公告

令和7年5月16日  
東京都千代田区外神田六丁目11番11号

株式会社DELA

代表取締役 荒木 甲和

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 163,882
資の 産部 合計	2,695
資の 産部 合計	166,578
負純 資産 及の び部	流動負債 45,042
	株主資本 6,620
	資本利益 114,914
	利益剰余金 90,000
	その他利益剰余金 (うち当期純利益) 24,914 24,914 (23,939)
負純 資産 及の び部 合計	166,578

## 第30期決算公告 令和7年5月16日

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

アドバンスデザイン株式会社

代表取締役 瀧 伸一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 602,765
資の 産部 合計	12,573
資の 産部 合計	615,339
負純 資産 及の び部	流動負債 87,785
	固定負債 580
	退職給付引当金 580
	株主資本 526,974
	資本利益 364,600
	利益剰余金 162,374
	利益準備金 70,248
	その他利益剰余金 (うち当期純利益) 92,125 (92,125)
負純 資産 及の び部 合計	615,339

## 第19期決算公告

令和7年6月30日  
東京都江東区永代二丁目37番28号

株式会社吊橋設計

代表取締役 山口 健悟

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 61,178
資の 産部 合計	61,178
負純 資産 及の び部	流動負債 4,927
	株主資本 56,251
	資本利益 10,000
	利益剰余金 46,251
	利益準備金 3,000
	その他利益剰余金 (うち当期純利益) 43,251 (9,943)
負純 資産 及の び部 合計	61,178

## 第7期決算公告 令和7年5月16日

東京都港区東新橋一丁目5番2号

株式会社トゥーメディエイト

代表取締役 梶浦 好紀

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 1,557,020
資の 産部 合計	38,935
資の 産部 合計	1,595,955
負純 資産 及の び部	流動負債 979,053
	固定負債 93,196
	役員退職慰労引当金 93,196
	株主資本 523,706
	資本利益 110,000
	利益剰余金 413,706
	利益準備金 27,500
	その他利益剰余金 (うち当期純利益) 386,206 (386,206)
負純 資産 及の び部 合計	1,595,955

## 第7期決算公告 令和7年5月16日

東京都港区東新橋一丁目5番2号

株式会社トゥーコネクト

代表取締役 梶浦 好紀

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 7,943,596
資の 産部 合計	817,165
資の 産部 合計	8,760,761
負純 資産 及の び部	流動負債 4,432,058
	固定負債 480,069
	役員退職慰労引当金 478,401
	株主資本 3,848,634
	資本利益 110,000
	利益剰余金 3,738,634
	利益準備金 27,500
	その他利益剰余金 (うち当期純利益) 3,711,134 (3,711,134)
負純 資産 及の び部 合計	8,760,761

## 第36期決算公告

令和7年7月30日  
東京都中央区八丁堀2-8-2

株式会社ジェー・シー・エー

代表取締役 依田 直純

貸借対照表の要旨

(令和7年5月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 448,673
資の 産部 合計	28,050
資の 産部 合計	476,724
負純 資産 及の び部	流動負債 265,148
	固定負債 181,731
	資本利益 29,844
	利益剰余金 40,000
	△10,155
	950
	△11,105
	(△23,770)
負純 資産 及の び部 合計	476,724

## 第12期決算公告 令和7年7月30日

東京都目黒区中目黒三丁目1番5号

マイクリープ株式会社

代表取締役 岡田 泰

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 104,243
資の 産部 合計	5,977
資の 産部 合計	110,220
負純 資産 及の び部	流動負債 1,365,218
	固定負債 26,235
	退職給付引当金 26,235
	株主資本 △ 1,281,232
	資本剰余金 73,000
	0
	0
	△ 1,354,233
	△ 1,354,233
	(32,217)
負純 資産 及の び部 合計	110,220

## 第47期決算公告 2025年6月24日

東京都港区西新橋一丁目7番14号

京阪神虎ノ門ビル7F

株式会社総合設計

代表取締役社長 天内 心

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 1,234,954
資の 産部 合計	400,612
資の 産部 合計	1,635,566
負純 資産 及の び部	流動負債 643,722
	固定負債 10,014
	株主資本 981,830
	資本利益 10,000
	利益剰余金 971,830
	2,500
	その他利益剰余金 969,330
	(283,164)
負純 資産 及の び部 合計	1,635,566

## 第2期決算公告

2025年7月30日

東京都港区赤坂五丁目3番1号

ENN PARTNERS株式会社

代表取締役 岩渕 匡敦

貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 30,288
資の 産部 合計	7,390
資の 産部 合計	37,679
負純 資産 及の び部	流動負債 64,556
	(△8,448)
	330,614
	△357,492
	100,000
	△457,492
	△457,492
	(456,616)
負純 資産 及の び部 合計	37,679

## 第61期決算公告

令和7年7月30日

東京都渋谷区代々木一丁目30番7号

株式会社ヤマノセイビング

代表取締役 山野 義友

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 731,785
資の 産部 合計	71,472
資の 産部 合計	803,257
負純 資産 及の び部	流動負債 183,255
	株主資本 620,001
	資本剰余金 100,000
	500,000
	500,000
	20,001
	20,001
	(1,533)
負純 資産 及の び部 合計	803,257

## 第1期決算公告

令和7年7月30日

東京都千代田区内幸町一丁目3番3号

パレットホールディングス株式会社

代表取締役 酒井 香紀

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 500
資の 産部 合計	7,390
資の 産部 合計	7,890
負純 資産 及の び部	流動負債 14,757
	固定資本△6,867
	250
	250
	250
	△7,367
	△7,367
	(7,367)
負純 資産 及の び部 合計	7,890

第8期決算公告	令和7年7月30日
東京都港区六本木一丁目4番5号	
アーキヒルズサウスタワー	
<b>ポスト・リンテル株式会社</b>	
代表取締役 坂東多美緒	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	1,454,173,001
固定資産	1,019,355,697
総計	563,808
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,474,092,506</b>
負純 資 産 及 の び 部	
流動負債	789,673,987
固定負債	882,563,031
株主資本	801,855,488
資本利益	100,000,000
利益剰余金	701,855,488
その他利益剰余金	701,855,488
(繰り越利益剰余金)	(701,855,488)
(うち当期純利益)	(336,443,711)
<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,474,092,506</b>

第16期決算公告	令和7年7月30日
東京都台東区浅草五丁目1番13号	
<b>株式会社伊藤園フードサービス</b>	
代表取締役社長 唐澤 進治	
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)	
科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	1,119
固定資産	400
<b>合 計</b>	<b>1,519</b>
負純 資 産 及 の び 部	
流動負債	500
株主資本	1,018
資本利益	30
利益剰余金	1,435
その他資本剰余金	1,435
利益剰余金	△446
利益準備金	6
その他利益剰余金	△452
(うち当期純損失)	(449)
<b>合 計</b>	<b>1,519</b>

第50期決算公告	令和7年7月30日
東京都三鷹市野崎三丁目23番10号	
<b>株式会社ジャックス</b>	
代表取締役 片岡 秀晃	
貸借対照表の要旨	
(令和7年3月31日現在)	(単位:千円)
科 目	金額
資の 産部	
流動資産	34,710
固定資産	449
<b>合 計</b>	<b>35,159</b>
負純 資 産 及 の び 部	
流動負債	2,162
株主資本	6,150
資本利益	26,847
利益剰余金	30,000
利益準備金	△3,152
その他利益剰余金	△3,152
(うち当期純利益)	(△2,424)
<b>合 計</b>	<b>35,159</b>

第8期決算公告	令和7年7月30日
名古屋市港区港町1番11号	
<b>名古屋四日市国際港湾株式会社</b>	
代表取締役社長 吉田 裕	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	3,319,127
固定資産	5,261,302
総計	7,579
<b>合 計</b>	<b>8,588,008</b>
負純 資 産 及 の び 部	
流動負債	435,454
固定負債	10,626
株主資本	7,731,713
資本利益	4,375
利益剰余金	420,841
その他利益剰余金	32,000
(うち当期純利益)	388,841
合 計	388,841
<b>合 計</b>	<b>8,588,008</b>

第14期決算公告	令和7年7月30日
神奈川県川崎市中原区下小田中二丁目12番5号	
<b>1 F I N I T Y エンジニアリング株式会社</b>	
代表取締役 清水 雅彦	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	2,198,259
固定資産	222,988
<b>合 計</b>	<b>2,421,247</b>
負純 資 産 及 の び 部	
流動負債	1,624,948
固定負債	2,045
株主資本	794,254
資本利益	100,000
利益剰余金	694,254
利益準備金	25,000
その他利益剰余金	669,254
(うち当期純利益)	(442,979)
<b>合 計</b>	<b>2,421,247</b>

第8期決算公告	令和7年7月30日
東京都千代田区大手町二丁目2番1号	
<b>一般社団法人日本ディープラーニング協会</b>	
代表理事 松尾 豊	
貸借対照表の要旨	
(令和7年4月30日現在)	(単位:千円)
科 目	金額
資の 産部	
流動資産	611,136
固定資産	8,548
<b>合 計</b>	<b>619,684</b>
負純 資 産 及 の び 部	
流動負債	121,674
負債合計	121,674
利益剰余金	498,010
純資産合計	498,010
<b>合 計</b>	<b>619,684</b>

第36期決算公告	令和7年7月30日
京都府京丹後市大宮町河辺2399番地	
<b>株式会社スカイ企画</b>	
代表取締役 嶋田健一郎	
貸借対照表の要旨	
(令和7年2月20日現在)	(単位:千円)
科 目	金額
資の 産部	
流動資産	55,361
固定資産	431,082
<b>合 計</b>	<b>486,443</b>
負純 資 産 及 の び 部	
流動負債	47,278
固定負債	263,246
株主資本	175,919
資本利益	10,200
利益剰余金	165,719
その他利益剰余金	165,719
(うち当期純損失)	(23,195)
<b>合 計</b>	<b>486,443</b>

第48期決算公告	令和7年7月30日
京都府京丹後市大宮町河辺2399番地	
<b>株式会社シマダ</b>	
代表取締役 嶋田健一郎	
貸借対照表の要旨(令和7年4月20日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	184,005
固定資産	940,360
<b>合 計</b>	<b>1,124,365</b>
負純 資 産 及 の び 部	
流動負債	143,018
固定負債	527,377
株主資本	453,970
資本利益	20,000
利益剰余金	199,248
利益準備金	234,722
その他利益剰余金	500
(うち当期純利益)	(23,423)
<b>合 計</b>	<b>1,124,365</b>

第64期決算公告	令和7年6月25日
名古屋市東区東桜一丁目14番27号	
<b>東海テレビ事業株式会社</b>	
代表取締役 倉知 哲也	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	836,205
固定資産	468,752
<b>合 計</b>	<b>1,304,958</b>
負純 資 産 及 の び 部	
流動負債	410,146
固定負資本	28,743
株主資本	888,962
資本利益	20,000
利益剰余金	868,962
利益準備金	5,000
その他利益剰余金	863,962
(うち当期純損失)	(24,374)
評価・換算差額等	△22,894
<b>合 計</b>	<b>1,304,958</b>

第10期決算公告	2025年6月27日
大阪市此花区北港一丁目3番23号	
<b>西日本ジェイアールバスサービス株式会社</b>	
代表取締役社長 森下 智文	
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	294,288
固定資産	116,804
<b>合 計</b>	<b>411,092</b>
負純 資 産 及 の び 部	
流動負債	89,890
固定負債	12,769
株主資本	308,432
資本利益	32,000
資本剰余金	227,703
資本準備金	31,461
利益剰余金	196,242
その他資本剰余金	48,729
利益準備金	48,729
その他利益剰余金	(37,767)
<b>合 計</b>	<b>411,092</b>

第31期決算公告	令和7年6月27日
大阪市中央区博労町4丁目2番15号	
<b>株式会社情報技術</b>	
代表取締役社長 渡邊 尚夫	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,440,091
固定資産	289,441
<b>合 計</b>	<b>1,729,532</b>
負純 資 産 及 の び 部	
流動負債	365,794
固定負債	332,189
株主資本	1,031,549
資本利益	20,000
利益剰余金	1,027,899
利益準備金	5,000
その他利益剰余金	1,022,899
(うち当期純利益)	(89,600)
自己株式	△ 16,350
<b>合 計</b>	<b>1,729,532</b>

第37期決算公告	令和7年7月30日
京都市右京区山ノ内荒木町7番地58	
<b>株式会社エルハウジング</b>	
代表取締役 堀越 大輔	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	15,459,936
固定資産	754,449
<b>合 計</b>	<b>16,214,386</b>
負純 資 産 及 の び 部	
流動負債	8,856,218
固定負資本	1,386,699
株主資本	5,971,467
資本利益	60,000
利益剰余金	1,879,897
利益準備金	1,879,897
その他資本剰余金	4,031,569
利益剰余金	15,000
利益準備金	4,016,569
その他利益剰余金	(480,283)
<b>負債・純資産合計</b>	<b>16,214,386</b>

## 第58期決算公告

令和7年7月30日  
広島県三原市皆実二丁目9番19号  
広島ガス三原販売株式会社  
代表取締役 松山 充利

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	185,966
	固定資産	340,756
	合計	526,722
負純 資 産 及 の び部	流動負債	26,263
	固定負債	27,303
	資本	473,155
	利益	10,000
	利益	463,155
	利益	2,500
	その他の利益	460,655
	(うち当期純利益)	(7,892)
	合計	526,722

## 第3期決算公告

令和7年7月30日  
広島市西区観音新町四丁目10番134号  
HTトレーディング株式会社  
代表取締役 藤井 一裕

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	660
	固定資産	176
	有形固定資産	119
	投資その他の資産	56
	合計	836
負純 資 産 及 の び部	流動負債	258
	賞与引当金	21
	株主資本	578
	利益	10
	利益	568
	その他の利益	568
	(うち当期純利益)	(10)
	合計	836

## 第48期決算公告

令和7年7月30日  
大阪府八尾市高美町六丁目5番4号  
竜田鋼業株式会社

代表取締役 佐藤 修一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	915,141
	固定資産	18,793
	合計	933,935
負純 資 産 及 の び部	流動負債	610,886
	(うち賞与引当金)	(2,565)
	固定負債	37,000
	株主資本	286,049
	利益	10,000
	利益	276,049
	その他の利益	2,500
	(うち当期純利益)	(16,561)
	合計	933,935

## 第77期決算公告

令和7年6月3日  
山口県山口市朝田1091番地1  
サンヨー宇部株式会社  
代表取締役 大西 利勝

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	1,014,020
	固定資産	1,982,337
	資産合計	2,996,357
負純 資 産 及 の び部	流動負債	589,043
	固定負債	656,986
	株主資本	1,750,328
	利益	50,000
	利益	1,700,328
	利益	12,500
	その他利益	1,687,828
	(うち当期純利益)	(110,067)
	負債・純資産合計	2,996,357

## 第33期決算公告

令和7年7月4日  
広島県福山市钢管町1番地  
JFEアップル西日本株式会社  
代表取締役社長 浅見 忠世

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	210,897
	固定資産	80,151
	合計	291,048
負純 資 産 及 の び部	流動負債	92,975
	(賞与引当金)	(44,365)
	固定負債	75,889
	(退職給付引当金)	(75,889)
	株主資本	122,184
	利益	10,000
	利益	112,184
	利益	2,500
	その他利益	109,684
	(うち当期純利益)	(8,059)
	合計	291,048

## 第47期決算公告

令和7年7月30日  
広島市南区仁保二丁目1番26号  
株式会社マツダE&T

代表取締役社長 京免 章

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	5,629
	固定資産	2,610
	資産合計	8,239
負純 資 産 及 の び部	流動負債	2,988
	製品保証等引当金	25
	固定負債	239
	(役員退職慰労引当金)	8
	株主資本	5,011
	利益	480
	利益	4,531
	利益	120
	その他利益	4,411
	(うち当期純利益)	(658)
	負債・純資産合計	8,239

第37期決算公告 令和7年6月26日  
沖縄県那覇市久茂地2丁目15番9号  
サフィール那覇ビルディング  
株式会社メイナン  
代表取締役社長 壱井 圭次

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	113,474
	固定資産	117,880
	合計	231,354
負純 資 産 及 の び部	流動負債	19,377
	固定負債	107,278
	株主資本	104,699
	利益	10,000
	利益	150
	その他利益	94,549
	(うち当期純利益)	(7,774)
	合計	231,354

## 第56期決算公告

令和7年7月30日  
熊本県熊本市東区戸島町974番地11号  
株式会社肥後設備

代表取締役 中上 博貴

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,324,319
	固定資産	240,850
	合計	1,565,169
負純 資 産 及 の び部	流動負債	266,514
	固定負債	62,362
	(退職給付引当金)	(51,099)
	(役員退職給付引当金)	(4,000)
	株主資本	1,236,292
	利益	20,000
	利益	1,216,292
	(利益準備金)	(5,000)
	(うち当期純利益)	(102,979)
	合計	1,565,169

## 第21期決算公告

2025年7月30日  
熊本県八代市新港町二丁目2番地4  
八代ニチハ株式会社

代表取締役社長 泉 好晃

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	152,371
	固定資産	288,259
	合計	440,631
負純 資 産 及 の び部	流動負債	566,246
	固定負債	24,816
	(資本)	△150,431
	利益	90,000
	利益	△240,431
	その他利益	△240,431
	(うち当期純損失)	(171,801)
	合計	440,631

第12期決算公告 令和7年6月4日  
福島県南相馬市原町区大町3丁目30番地  
株式会社南相馬サステナジー  
代表取締役 石田 桂

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	582
	固定資産	1,441
	合計	34
	資産合計	2,058
負純 資 産 及 の び部	流動負債	49
	固定負債	1,830
	株主資本	178
	利益	100
	利益	78
	その他利益	78
	(うち当期純損失)	(1)
	負債・純資産合計	2,058

## 第49期決算公告

令和7年6月20日  
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目18-9  
日本連続端子株式会社

代表取締役 倉田 敦也

貸借対照表の要旨(令和7年3月20日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	7,024
	固定資産	2,159
	合計	9,183
負純 資 産 及 の び部	流動負債	1,019
	固定負債	822
	株主資本	7,342
	利益	268
	利益	228
	その他利益	6,846
	(利益準備金)	16
	(うち当期純利益)	6,830
	合計	(37)
	合計	9,183

## 第45期決算公告

令和7年7月30日  
北海道旭川市パルブ町505番地の1  
日本製紙旭川サポート株式会社

代表取締役社長 山口 専三

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	242,126
	固定資産	69,492
	合計	311,618
負純 資 産 及 の び部	流動負債	119,679
	固定負債	92,901
	(資本)	99,038
	利益	10,000
	利益	89,038
	その他利益	2,500
	(利益準備金)	86,538
	(うち当期純利益)	(4,173)
	合計	311,618

**第20期決算公告** 令和7年6月20日  
茨城県日立市幸町三丁目2番2号  
**ふそう風力発電株式会社**  
代表取締役 石田 桂

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	1,662 436
	資産合計	2,098
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 利益 及 の び部	747 992 358 10 348 2 346 (うち当期純利益) 負債・純資産合計
		2,098

**第13期決算公告** 令和7年6月13日  
茨城県日立市幸町三丁目2番2号  
**津軽風力発電株式会社**  
代表取締役 竹澤 英紀

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産 繰延資産	2,143 11,170 56
	資産合計	13,371
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 利益 及 の び部	203 13,537 △369 100 △469 0 △469 (うち当期純損失) 負債・純資産合計
		13,371

**第13期決算公告** 令和7年6月12日  
茨城県日立市幸町三丁目2番2号  
**米代川風力発電株式会社**  
代表取締役 竹澤 英紀

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	378 271
	資産合計	650
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 利益 及 の び部	96 182 371 10 361 361 (2) 負債・純資産合計
		650

**第11期決算公告** 令和7年6月17日  
茨城県日立市幸町三丁目2番2号  
**よこはま風力発電株式会社**  
代表取締役 竹澤 英紀

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産 繰延資産	1,789 969 1
	資産合計	2,760
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 利益 及 の び部	850 1,370 539 10 529 529 (うち当期純損失) 負債・純資産合計
		2,760

**第20期決算公告** 令和7年6月9日  
茨城県日立市幸町三丁目2番2号  
**酒見風力発電株式会社**  
代表取締役 石田 桂

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	57 1
	資産合計	59
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 利益 及 の び部	11 49 △2 3 △5 △5 (5) 負債・純資産合計
		59

**第12期決算公告** 令和7年6月9日  
茨城県日立市幸町三丁目2番2号  
**株式会社能登の風**  
代表取締役 石田 桂

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	332 1,310
	資産合計	1,642
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 利益 及 の び部	59 1,660 △76 10 △87 2 △89 (211) 負債・純資産合計
		1,642

**第22期決算公告** 令和7年6月26日  
茨城県日立市幸町三丁目2番2号  
**庄内風力発電株式会社**  
代表取締役 深浦 圭吾

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	1,856 41 1
	資産合計	1,899
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 利益 及 の び部	171 483 1,244 4 1,239 1 1,238 (66) 負債・純資産合計
		1,899

**第13期決算公告** 令和7年6月20日  
茨城県日立市幸町三丁目2番2号  
**羽後風力発電株式会社**  
代表取締役 竹澤 英紀

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	850 135 4
	資産合計	991
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 利益 及 の び部	242 227 521 10 511 511 (23) 負債・純資産合計
		991

**第20期決算公告** 令和7年6月20日  
茨城県日立市幸町三丁目2番2号  
**くろしお風力発電株式会社**  
代表取締役 石田 桂

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	2,623 10,973 273
	資産合計	13,870
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 利益 及 の び部	8,189 5,200 480 15 465 3 461 (106) 負債・純資産合計
		13,870

**第26期決算公告** 令和7年6月27日  
東京都千代田区有楽町1丁目7番1号  
株式会社  
**ジェイ・ウィル・アセットマネジメント**  
代表取締役 矢野 孝明

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	2,122 89
	合計	2,212
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 退職給付引当金 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益 利益 及 の び部	1,014 48 48 1,149 90 111 46 947 (338) 合計
		2,212

**第2期決算公告** 令和7年7月30日  
埼玉県川越市大字山田1970番地  
FORESTHILL S102  
株式会社ハイスト・リース・トラスト  
代表取締役 藤原 修司

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	338,049 517
	資産合計	338,567
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益 利益 及 の び部	226,618 111,948 50,000 50,000 50,000 11,948 11,948 (11,948) 負債・純資産合計
		338,567

**第14期決算公告** 令和7年7月30日  
群馬県沼田市久屋原町335番地10  
シンエネルギー開発株式会社  
代表取締役 高橋 伸也

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	2,644 1,524 0
	資産合計	4,169
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益 利益 及 の び部	1,634 1,446 1,088 80 1,008 1,008 (23) 合計
		4,169

第55期決算公告 令和7年7月30日  
東京都千代田区神田神保町一丁目6番地1  
株式会社ダイヤモンド・リティルメティア  
代表取締役 平井 俊之  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	741,169
固 定 資 産	53,175
資 産 合 計	794,344
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債	148,881
賞 与 引 当 金	28,200
固 定 負 債	260,852
退職給付引当金	260,852
株 主 資 本	384,611
資 本 金	20,000
利 益 剰 余 金	364,611
利 益 準 備 金	5,000
その他の利益剰余金(うち当期純利益)	359,611
負債・純資産合計	(23,159)
負債・純資産合計	794,344

第96期決算公告 令和7年6月26日  
東京都新宿区西新宿3丁目20番2号  
株式会社ワンドーテーブル  
代表取締役 河野 博明  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	4,811,148
固 定 資 産	2,031,773
資 産 合 計	6,842,922
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債	2,196,588
固 定 負 債	959,920
資 本 金	3,686,414
資 本 準 備 金	50,000
その他の資本剰余金	1,826,419
利 益 剰 余 金	1,169,534
利 益 準 備 金	656,885
その他の利益剰余金(うち当期純利益)	1,809,994
利 益 剰 余 金	1,809,994
その他の利益剰余金(うち当期純利益)	(1,129,549)
合 計	6,842,922

第20期決算公告 令和7年6月26日  
東京都新宿区西新宿3丁目20番2号  
株式会社ヒューマックスオペレーションズ  
代表取締役 戸田 史朗  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	47,971
固 定 資 産	12,098
資 産 合 計	60,070
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債	12,454
固 定 負 債	3,450
資 本 金	44,165
資 本 剰 余 金	10,000
その他の資本剰余金	11,018
利 益 剰 余 金	11,018
利 益 準 備 金	23,147
その他の利益剰余金(うち当期純損失)	23,147
合 計	(2,480)
負債・純資産合計	60,070

第1期決算公告 令和7年6月26日  
東京都中央区日本橋小網町6-1  
山万ビル8階  
アサバヌエニシスエンジニアリング  
株式会社  
代表取締役社長 柴田 宏

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	35,325
資 産 合 計	35,325
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債	9,409
負 債 合 計	9,409
株 主 資 本	25,916
資 本 金	25,000
利 益 剰 余 金	916
その他の利益剰余金(うち当期純利益)	916
純 資 産 合 計	(916)
純 資 産 合 計	25,916
負債・純資産合計	35,325

第23期決算公告 令和7年7月30日  
東京都港区六本木六丁目10番1号  
株式会社六本木901  
代表取締役 橋本 繁樹  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	12,767
固 定 資 産	5
資 産 合 計	12,772
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債	1,437
負 債 合 計	1,437
株 主 資 本	11,335
資 本 金	10,002
利 益 剰 余 金	1,332
その他の利益剰余金(うち当期純利益)	1,332
純 資 産 合 計	(21)
純 資 産 合 計	11,335
負債・純資産合計	12,772

第23期決算公告 令和7年7月30日  
東京都港区六本木六丁目10番1号  
株式会社六本木801  
代表取締役 橋本 繁樹  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	12,210
固 定 資 産	4
資 産 合 計	12,214
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債	845
負 債 合 計	845
株 主 資 本	11,369
資 本 金	10,001
利 益 剰 余 金	1,367
その他の利益剰余金(うち当期純利益)	1,367
純 資 産 合 計	(17)
純 資 産 合 計	11,369
負債・純資産合計	12,214

第25期決算公告 令和7年7月30日  
東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
アイ・シグマ・キャピタル株式会社  
代表取締役 高山 晋  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	1,829,128
固 定 資 産	618,542
資 産 合 計	2,447,671
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債	911,008
賞 与 引 当 金	326,645
固 定 負 債	8,223
株 主 資 本	1,528,439
資 本 金	300,000
利 益 剰 余 金	1,228,439
利 益 準 備 金	75,000
その他の利益剰余金(うち当期純利益)	1,153,439
合 計	(848,465)
合 計	2,447,671

第3期決算公告 令和7年6月26日  
東京都千代田区丸の内二丁目3番1号  
Beyond Materials株式会社  
代表取締役 阿部 哲士  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流 動 資 産	198,088,404
固 定 資 産	2,692,300
資 産 合 計	200,780,704
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債	145,098,171
負 債 合 計	145,098,171
株 主 資 本	55,682,533
資 本 金	8,125,000
利 益 剰 余 金	8,125,000
利 益 準 備 金	39,432,533
その他の利益剰余金(うち当期純利益)	39,432,533
純 資 産 合 計	(17,052,892)
負債・純資産合計	55,682,533
負債・純資産合計	200,780,704

第10期決算公告 令和7年7月30日  
東京都港区西新橋一丁目1番1号  
WeWork日比谷FOR TOWER  
株式会社IGLOOO  
代表取締役 小林 令  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	390,808
固 定 資 産	1,557
資 産 合 計	392,366
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債	283,980
固 定 負 債	62,015
資 本 金	46,370
利 益 剰 余 金	20,000
利 益 準 備 金	15,000
その他の利益剰余金(うち当期純利益)	11,370
純 資 産 合 計	11,370
負債・純資産合計	(17,271)
負債・純資産合計	392,366

第3期決算公告 令和7年7月30日  
東京都渋谷区神宮前6丁目27番8号  
株式会社K12ホールディングス  
代表取締役 安井 康真  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	13,192
固 定 資 産	2,483,100
資 産 合 計	2,496,293
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債	1,415,000
固 定 負 債	1,051,400
資 本 金	29,893
利 益 剰 余 金	10,000
資 本 準 備 金	10,000
利 益 剰 余 金	9,893
その他の利益剰余金(うち当期純損失)	(2,204)
負債・純資産合計	2,496,293

第1期決算公告 令和7年7月30日  
東京都港区六本木一丁目6番1号  
泉ガーデンタワー  
アシノ株式会社  
代表取締役 中村 武  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流 動 資 産	3,768,908
固 定 資 産	9,378,000
資 産 合 計	13,146,908
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債	57,948
固 定 負 債	9,378,000
資 本 金	3,710,960
利 益 剰 余 金	2,500,000
利 益 準 備 金	2,500,000
利 益 剰 余 金	△1,289,040
その他の利益剰余金(うち当期純損失)	△1,289,040
負債・純資産合計	13,146,908

第23期決算公告 令和7年3月31日  
東京都千代田区麹町三丁目7番地  
サンゴバン・グラス・ジャパン株式会社  
代表取締役 李 熊雨  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	1,110,014
流 動 資 産	3
固 定 資 産	1,110,017
資 産 合 計	1,110,017
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債	507,954
固 定 負 債	4,460
資 本 金	597,602
利 益 剰 余 金	128,000
利 益 準 備 金	469,602
利 益 剰 余 金	32,000
その他の利益剰余金(うち当期純損失)	437,602
負債・純資産合計	(151,806)
負債・純資産合計	1,110,017

※令和7年7月1日吸収合併により消滅

第14期決算公告		令和7年6月27日
日本エアポートデリカ株式会社		東京都大田区羽田空港1-8-2
代表取締役社長		日比野重太
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	674,839
	固定資産	313,883
	資産合計	988,722
負純 資 産 及 の び部	流動負債 賞与引当金 その他 固定負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 (うち当期純利益)	513,258 27,671 485,587 86,252 389,212 100,000 100,000 100,000 189,212 (38,784)
	合計	988,722

第40期決算公告		令和7年7月30日
株式会社エムビーアール		東京都中央区八重洲1丁目5番7号
代表取締役 辻 幸秀		
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,641,231
	固定資産	201,726
	資産合計	1,842,957
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 評価・換算差額等 その他有価証券評価 差額金	100,863 40,948 1,605,787 20,000 1,585,787 1,585,787 (67,850) 95,359 95,359
	合計	1,842,957

第6期決算公告		令和7年7月30日
株式会社アルダグラム		東京都港区芝浦一丁目1番1号
代表取締役 長濱 光		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)		
科	目	金額
資の 産部	流動資産	976,561
	固定資産	37,616
	資産合計	1,014,178
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 利益剰余金 その他資本剰余金 (うち当期純利益) 評価・換算差額等 その他有価証券評価 差額金	276,783 671,349 66,045 100,000 2,138,698 2,138,698 △2,172,653 △2,172,653 (820,798)
	合計	1,014,178

第4期決算公告		令和7年7月30日
株式会社レジャヨブテクノロジーズ		東京都渋谷区神宮前6-27-8 京セラ原宿ビル2階
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	200,177
	固定資産	23,299
	資産合計	223,476
負純 資 産 及 の び部	流動負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 (うち当期純利益) 評価・換算差額等 繰延ヘッジ損益	88,446 135,068 25,000 25,000 25,000 85,068 85,068 (19,828) △38 △38
	合計	223,476

第6期決算公告		2025年6月30日
株式会社R O B O N		東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
代表取締役 中東 源		
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	84,399
	固定資産	4,036
	資産合計	88,435
負純 資 産 及 の び部	流動負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 (うち当期純利益) 評価・換算差額等 その他利益剰余金 (うち当期純損失)	1,191,988 △1,103,553 80,000 70,000 70,000 △1,253,553 △1,253,553 (447,367)
	合計	88,435

第88期決算公告		令和7年7月30日
栄自動車株式会社		東京都足立区梅田3丁目3番3号
代表取締役 安田 茂美		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	205
	固定資産	1,073
	資産合計	1,278
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	378 120 779 30 749 8 741 (115)
	合計	1,278

第5期決算公告		2025年7月30日
extra mile株式会社		東京都港区六本木五丁目2番1号
代表取締役 玉手 栄		
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:千円)		
科	目	金額
資の 産部	流動資産	739,197
	固定資産	392,549
	資産合計	1,131,746
負純 資 産 及 の び部	流動負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 (うち当期純利益)	974,043 60,781 9,900 50,881 50,881 (13,153)
	合計	1,131,746

第30期決算公告		令和7年7月30日
タイメック株式会社		東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
代表取締役社長 前川 俊司		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	14,796
	固定資産	238
	資産合計	15,034
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 (役員退職慰労引当金) 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 (うち当期純利益)	10,555 6 (6) 4,473 100 4,373 4,373 (389)
	合計	15,034

第5期決算公告		令和7年7月30日
株式会社プロゴス		東京都渋谷区神宮前6丁目27番8号
代表取締役 坪内 俊一		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	265,911
	固定資産	63,306
	資産合計	329,218
負純 資 産 及 の び部	流動負債 (うち賞与引当金) 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	105,980 (36,988) 223,237 50,000 50,000 123,237 123,237 (3,137)
	合計	329,218

決算公告		令和7年3月25日
Cato Networks株式会社		東京都千代田区大手町一丁目6番1号 大手町ビルSPACES大手町内
代表取締役 トマーヴ・ヴァルド		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	5,449
	固定資産	504
	資産合計	5,953
負純 資 産 及 の び部	流動負債 有給休暇引当金 固定負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 (うち当期純利益)	3,541 76 27 1,875 537 0 537 537 (380)
	合計	5,953

第33期決算公告		令和7年7月30日
日本検査キューエイ株式会社		東京都中央区入船二丁目1番1号 住友入船ビル12階
代表取締役 呂島 明彦		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	1,774
	固定資産	922
	資産合計	2,697
負純 資 産 及 の び部	流動負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	579 2,117 60 2,057 15 2,042 (114)
	合計	2,697

第17期決算公告		令和7年7月30日
PRI-JICQAコーポレーション		東京都中央区入船二丁目1番1号 住友入船ビル12階
代表取締役 菅野 良一		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	179,553
	資産合計	179,553
負純 資 産 及 の び部	流動負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	178,528 1,024 1,000 24 0 24 (43)
	合計	179,553

## 第3期決算公告

2025年7月30日  
東京都港区北青山二丁目5番1号  
伊藤忠サイバー&インテリジェンス  
株式会社

代表取締役 浦上善一郎  
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	314 8
	合計	322
負純 資 産 及 の び部	流动負債 (賞与引当金) 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	159 (11) 163 60 103 8 94 (94)
	合計	322

## 第1期決算公告

令和7年6月23日  
東京都渋谷区東三丁目16番3号  
株式会社M i m i B e a u t y  
代表取締役 黒川 涼子

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	566,214,073 13,417,331
	合計	579,631,404
負純 資 産 及 の び部	流动負債 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	351,804,709 227,826,695 50,000,000 177,826,695 (うち当期純利益) (177,826,695)
	合計	579,631,404

## 第74期決算公告

令和7年7月30日  
東京都板橋区蓮根3丁目11番25号  
富双ゴム工業株式会社  
代表取締役 二瓶 修和

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	472,443 263,926
	合計	736,369
負純 資 産 及 の び部	流动負債 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	132,609 246,013 357,747 30,000 327,747 7,500 320,247 (うち当期純損失) (16,010)
	合計	736,369

## 第1期決算公告

2025年7月30日  
東京都港区北青山二丁目5番1号  
I S フロンティアパートナーズ株式会社  
代表取締役社長 高部 公彦

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	159 7,926
	合計	8,085
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	48 7,700 337 200 200 200 △62 △62 (62)
	合計	8,085

## 第11期決算公告

2025年7月30日  
東京都港区北青山二丁目5番1号  
伊藤忠・フジ・パートナーズ株式会社  
代表取締役社長 堀内 真人

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	1,589 47,790
	合計	49,380
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	33 49,346 100 47,854 25 47,829 1,392 1,392 (1,389)
	合計	49,380

## 第3期決算公告 令和7年7月30日

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号  
パレスビル5階

株式会社B C J -73  
代表取締役 末包 昌司  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	8 12,795
	合計	12,803
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	121 8,618 4,064 0 4,716 4,716 △651 △651 (59)
	合計	12,803

## 第31期決算公告

令和7年7月30日  
相模原市中央区鹿沼台一丁目9番15号  
相模トライアム株式会社  
代表取締役 逸見 直泰

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	555,664 157,186
	合計	712,850
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	120,229 6,817 585,804 52,500 533,304 13,807 519,497 (4,931)
	合計	712,850

## 第40期決算公告

令和7年7月30日  
横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号  
株式会社はまぎんビジネスチャレンジ  
代表取締役社長 堀内真理子

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	109,625 33
	合計	109,658
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	21,731 13,142 74,785 30,000 44,785 7,500 37,285 (2,665)
	合計	109,658

## 第7期決算公告

令和7年7月30日  
東京都渋谷区神宮前3丁目1番30号  
グリッドシェアジャパン株式会社  
代表取締役社長 西尾 仁志

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	904 30
	合計	934
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	901 32 90 90 △147 △147 (22)
	合計	934

第76期決算公告 2025年6月20日  
静岡県牧之原市地頭方594番地1

株式会社エム・ワイ・ケー

代表取締役社長 猿渡 考

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	741,736 157,122
	合計	898,858
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	425,444 70,430 402,984 10,000 392,984 392,984 (46,572)
	合計	898,858

## 第8期決算公告

令和7年7月30日  
神奈川県厚木市寿町三丁目1番1号  
ハイストス土地建物株式会社  
代表取締役 藤原 修司

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	2,287,777 3,422,560
	合計	5,710,338
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	898,800 2,809,883 2,001,653 100,000 1,901,653 1,901,653 (534,787)
	合計	5,710,338

## 第76期決算公告 令和7年6月26日

相模原市中央区南橋本3丁目2番11号

東邦興産株式会社

代表取締役 佐々木 敬

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 固定資産	7,748 3,448
	合計	11,196
負純 資 産 及 の び部	流动负债 株主資本 資本利益 利益 及 の び部	1,056 513 9,530 282 247 9,001 43 8,958 (418) 97
	合計	11,196

## 第93期決算公告

令和7年6月27日 茨城県土浦市真鍋一丁目16番11号

中川ヒューム管工業株式会社

取締役社長 中川喜久治

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	9,755,119	流動負債	2,598,582
固定資産	6,304,090	固定負債	1,649,918
有形固定資産	4,827,637	負債合計	4,248,500
無形固定資産	21,224	株主資本	11,810,709
投資その他の資産	1,455,228	資本剰余金	300,000
		資本準備金	627,474
		利益剰余金	627,474
		利益準備金	11,227,806
		その他利益剰余金	122,247
		(うち当期純利益)	11,105,558
		自己株式	(720,675)
		純資産合計	△344,571
資産合計	16,059,210	負債・純資産合計	16,059,210

## 第32期決算公告

令和7年6月24日 宮城県気仙沼市赤岩港50番地の1

株式会社カナ工

代表取締役社長 佐々木 茂

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	91,517	流動負債	209,572
固定資産	102,352	賞与引当金	4,591
		その他流動負債	204,981
		固定負債	124,337
		退職給付引当金	6,317
		その他固定負債	118,020
		株主資本	△140,040
		資本剰余金	98,000
		利益剰余金	△238,040
		その他利益剰余金	△238,040
		(うち当期純損失)	(135)
資産合計	193,870	負債・純資産合計	193,870

## 第37期決算公告

令和7年5月16日

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

株式会社バイオス

代表取締役 間宵 康明

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	436,999	流動負債	296,386
固定資産	34,657	固定負債	165,037
		退職給付引当金	3,935
		株主資本	10,230
		資本剰余金	65,000
		利益剰余金	△54,769
		利益準備金	16,250
		その他利益剰余金	△71,019
		(うち当期純利益)	(△65,922)
評価・換算差額等	2	繰延ヘッジ損益	2
合計	471,656	合計	471,656

## 第68期決算公告

令和7年7月30日

東京都渋谷区代々木1-37-2酪農会館

全酪フーズ株式会社

代表取締役 千田 稔

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,440,127	流動負債	1,019,899
固定資産	177,409	賞与引当金	5,600
		固定負債	34,702
		退職給付引当金	12,199
		役員退職慰労引当金	2,731
		株主資本	527,517
		資本剰余金	85,000
		利益剰余金	442,517
		利益準備金	10,595
		その他利益剰余金	431,922
		(当期純利益)	(56,372)
評価・換算差額等	35,418	有価証券評価差額金	35,418
繰延ヘッジ損益	2	合計	1,617,537
合計	1,617,537	負債・純資産合計	1,617,537

## 第5期決算公告

令和7年7月30日

東京都港区三田三丁目5番27号

株式会社トレードワルツ

代表取締役 佐藤 高廣

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	354,980	流動負債	260,552
固定資産	1,437,001	(賞与引当金)	(13,976)
		負債合計	260,552
		株主資本	1,530,852
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	2,182,058
		その他資本剰余金	100,000
		利益剰余金	2,082,058
		その他利益剰余金	△751,205
		新株予約権	△751,205
		純資産合計	(751,205)
資産合計	1,791,981	負債・純資産合計	1,531,429

## 第91期決算公告

令和7年6月26日

東京都品川区北品川5丁目1番18号

株式会社ロイネ

代表取締役社長 橋本 徳也

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,107,876	流動負債	8,425,659
固定資産	1,124,515	固定負債	43,555
		株主資本	3,730,476
		資本剰余金	480,000
		資本準備金	469,839
		利益剰余金	469,839
		利益準備金	2,780,636
		その他利益剰余金	185,000
		(うち当期純利益)	2,595,636
評価・換算差額等	32,700	有価証券評価差額金	(1,262,775)
繰延ヘッジ損益	13,980	合計	12,232,391
合計	12,232,391	負債・純資産合計	12,232,391

## 第10期決算公告

令和7年7月30日

神奈川県横浜市神奈川区栄町1番地1

Nature株式会社

代表取締役 塩出 晴海

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,282,054	流動負債	89,875
固定資産	14,150	製品保証引当金	73
		固定負債	13,368
		株主資本	1,192,959
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	2,533,846
		その他資本剰余金	1,233,026
		利益剰余金	1,300,820
		その他利益剰余金	△1,390,886
		(うち当期純損失)	△1,390,886
資産合計	1,296,204	負債・純資産合計	(309,277)

## 第18期決算公告

令和7年7月30日 東京都千代田区内神田二丁目16番8号

古河ファイテルオブティカルコンポーネンツ株式会社

代表取締役 山根 隆志

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,831,091	流動負債	4,701,214
固定資産	1,116,640	固定負債	24,300
		負債合計	4,725,514
		株主資本	5,222,217
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	2,206,630
		その他資本剰余金	100,000
		利益剰余金	2,106,630
		利益準備金	2,915,587
		その他利益剰余金	0
		(うち当期純利益)	2,915,587
		純資産合計	(460,773)
資産合計	9,947,732	負債・純資産合計	5,222,217

## 第79期決算公告

2025年6月24日

新潟市東区下木戸2丁目4番20号  
JFE協和容器株式会社  
代表取締役社長 小島 克己

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,401	流動負債	651
固定資産	335	固定負債	114
		引当金	114
		株主資本	971
		資本金	40
		資本剰余金	20
		資本準備金	20
		利益剰余金	911
		利益準備金	1
		その他利益剰余金	910
		(うち当期純利益)	(90)
資産合計	1,737	負債・純資産合計	1,737

## 第25期決算公告

令和7年6月18日 新潟県小千谷市東栄一丁目1番15号  
株式会社トラスト  
代表取締役 品田誠一郎

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	110,265	流動負債	42,476
固定資産	60,581	(うち賞与引当金)	(5,480)
		固定負債	40,863
		株主資本	87,507
		資本金	21,000
		資本剰余金	9,999
		資本準備金	9,999
		利益剰余金	56,507
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	56,257
		(うち当期純利益)	(14,298)
資産合計	170,847	負債・純資産合計	170,847

## 第57期決算公告

令和7年7月30日

愛知県豊橋市植田町字大膳39-5  
ムサシハーベスト株式会社  
代表取締役 左右田 卓

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	202,369	流動負債	128,629
固定資産	285,992	(うち賞与引当金)	(22,457)
有形固定資産	254,661	(うち福利等引当金)	(171)
無形固定資産	15,201	固定負債	73,604
投資その他の資産	16,129	株主資本	286,128
		資本金	30,000
		利益剰余金	256,128
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	248,628
		(うち当期純利益)	(14,763)
資産合計	488,362	負債・純資産合計	488,362

## 第70期決算公告

令和7年7月30日

岐阜市六条南一丁目9番6号  
岐阜精機工業株式会社

代表取締役 福山 利治

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,437,279	流動負債	744,165
固定資産	1,884,384	役員賞与引当金	5,900
		賞与引当金	108,583
		その他の	629,682
		固定負債	1,508,409
		役員退職給与引当金	8,750
		退職給付引当金	1,499,659
		株主資本	2,069,089
		資本金	400,000
		利益剰余金	1,669,089
		利益準備金	100,000
		その他利益剰余金	1,569,089
		(うち当期純利益)	(132,933)
資産合計	4,321,663	負債・純資産合計	4,321,663

## 第63期決算公告

令和7年7月30日

岡山県津山市林田町宮川東8番地の1  
株式会社セキサン

代表取締役 斎田 裕也

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	588,396	流動負債	297,832
固定資産	412,435	賞与引当金	15,000
		固定負債	122,232
		退職給付引当金	23,421
		役員退職引当金	48,086
		株主資本	580,767
		資本金	12,000
		利益剰余金	568,767
		利益準備金	6,500
		その他利益剰余金	562,267
		(うち当期純利益)	(12,633)
資産合計	1,000,831	負債・純資産合計	1,000,831

## 第30期決算公告

令和7年6月19日 愛知県東海市東海町四丁目70番地の1  
日鉄ソリューションズ中部株式会社

代表取締役社長 岡崎 功

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
科 目	金 額
流動資産	4,542
固定資産	422
流動負債	1,596
(賞与引当金)	(369)
固定負債	122
(退職給付引当金)	(113)
(役員退職慰労引当)	(8)
株主資本	3,246
資本金	60
利益剰余金	3,186
利益準備金	15
その他利益剰余金	3,171
(うち当期純利益)	(806)
資産合計	4,965
負債・純資産合計	4,965

## 第26期決算公告

令和7年7月30日

埼玉県さいたま市大宮区下町二丁目16番地1

株式会社ボーダーリンク

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,376,122	流動負債	546,089
固定資産	324,412	(うち賞与引当金)	(49,873)
有形固定資産	13,344	固定負債	1,183
無形固定資産	23,056	株主資本	1,153,287
投資その他の資産	288,012	資本剰余金	91,000
		資本準備金	409,447
		その他資本剰余金	369,447
		利益剰余金	652,840
		その他利益剰余金	652,840
		(うち当期純利益)	(323,095)
		評価・換算差額等	△25
		繰延ヘッジ損益	△25
資産合計	1,700,535	負債・純資産合計	1,700,535

## 第55期決算公告

令和7年6月26日 広島県三原市南方一丁目2番1号

山陽乳業株式会社

代表取締役社長 砂内 修治

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
科 目	金 額
流動資産	1,637,707
固定資産	1,812,744
有形固定資産	1,713,948
無形固定資産	12,712
投資その他の資産	86,083
流動負債	1,757,713
賞与引当金	21,010
固定負債	627,690
退職給付引当金	93,510
役員退職慰労引当金	61,835
株主資本	1,034,483
資本金	100,000
資本剰余金	61,655
資本準備金	61,655
利益剰余金	872,828
その他利益剰余金	872,828
(うち当期純利益)	(147,523)
評価・換算差額等	30,564
資産合計	3,450,452
負債・純資産合計	3,450,452

## 第86期決算公告

令和7年6月23日 東京都江東区深川一丁目6番29号

結城運輸倉庫株式会社

代表取締役 結城 賢進

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	574	流動負債	1,364
固定資産	3,566	固定負債	1,606
総資産	2	負債合計	2,971
株主資本		資本	1,171
資本剰余金		資本	96
資本準備金		資本	37
利益剰余金		資本	37
利益準備金		資本	1,041
その他利益剰余金		資本	24
(うち当期純利益)		資本	1,017
自己株式		資本	(13)
純資産合計	1,171	資本	△3
資産合計	4,142	負債・純資産合計	4,142

## 第30期決算公告

令和7年6月26日 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号

株式会社ヒューマックスエンタテインメント

代表取締役 秋元巳智雄

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部		
科目	金額		
流動資産	2,848,152	流動負債	747,526
固定資産	974,324	固定負債	1,307,039
株主資本		株主資本	1,767,911
資本剰余金		資本剰余金	75,000
資本準備金		資本準備金	860,338
その他資本剰余金		その他資本剰余金	36,812
利益剰余金		利益剰余金	823,525
利益準備金		利益準備金	832,572
その他利益剰余金		その他利益剰余金	832,572
(うち当期純利益)		(うち当期純利益)	(378,395)
自己株式		自己株式	△3
純資産合計	3,822,477	合計	3,822,477

## 第68期決算公告

令和7年7月30日 東京都江東区辰巳三丁目9番2号

三倉株式会社

代表取締役 添田 敏広

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	297,267	流動負債	135,354
固定資産	81,002	賞与引当金	59,664
		その他の	75,690
		固定負債	40,887
		退職給付引当金	40,887
		株主資本	202,028
		資本	15,000
		資本剰余金	30,000
		その他資本剰余金	30,000
		利益剰余金	157,028
		利益準備金	3,750
		その他利益剰余金	153,278
		(うち当期純利益)	(63,910)
資産合計	378,270	負債・純資産合計	378,270

## 第65期決算公告

2025年7月30日 東京都千代田区神田練塀町3番地

出光エナジーソリューションズ株式会社

代表取締役 足立 和宏

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部		
科目	金額		
流動資産	22,042	流動負債	13,191
固定資産	1,900	固定負債	2,251
有形固定資産	1,403	株主資本	8,476
無形固定資産	24	資本剰余金	100
投資その他の資産	471	資本準備金	692
		その他資本剰余金	192
		利益剰余金	500
		利益準備金	7,684
		その他利益剰余金	25
		(うち当期純利益)	7,659
		評価・換算差額等	(758)
資産合計	23,943	負債・純資産合計	23,943

## 第39期決算公告

令和7年6月30日 東京都大田区羽田旭町10-8

ANA FESTA株式会社

代表取締役社長 中越 忠昭

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,675,491	流動負債	3,013,537
固定資産	1,911,993	(賞与引当金)	(206,699)
		固定負債	1,031,941
		(退職給付引当金)	(433,309)
		(役員退職慰労引当)	(1,841)
		株主資本	△457,993
		資本	50,000
		利益剰余金	△507,993
		利益準備金	21,290
		その他利益剰余金	△529,284
		(うち当期純利益)	(683,767)
資産合計	3,587,484	負債・純資産合計	3,587,484

## 第36期決算公告

令和7年6月27日 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

株式会社日本経済研究所

代表取締役 池田 和重

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,815,811	流動負債	447,473
固定資産	259,757	(賞与引当金)	(191,220)
		固定負債	328,974
		退職給付引当金	328,974
		株主資本	2,299,120
		資本剰余金	479,995
		資本準備金	449,995
		利益剰余金	1,369,130
		利益準備金	1,107
		その他利益剰余金	1,368,023
		(うち当期純利益)	(187,270)
資産合計	3,075,569	負債・純資産合計	3,075,569

## 第4期決算公告

令和7年6月30日 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

丸紅グローバルファーマ株式会社

代表取締役 上出 齋輔

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,001,941	流動負債	286,678
固定資産	15,723,610	固定負債	17,467,160
		負債合計	17,753,837
		株主資本	803,410
		資本	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	603,410
		その他利益剰余金	603,410
		(うち当期純利益)	(367,386)
		評価・換算差額等	△1,831,696
		繰延ヘッジ損益	△1,831,696
		純資産合計	△1,028,286
資産合計	16,725,551	負債・純資産合計	16,725,551

## 第20期決算公告

令和7年7月30日 東京都千代田区麹町三丁目3番8号

株式会社レコモット

代表取締役 東郷 剛

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	652	流動負債	625
固定資産	149	賞与引当金	37
		その他の	587
		株主資本	176
		資本剰余金	100
		資本準備金	159
		その他資本剰余金	120
		利益剰余金	38
		利益準備金	△73
		その他利益剰余金	△73
		(うち当期純利益)	(49)
		自己株式	△9
資産合計	801	負債・純資産合計	801

## 第20期 決算公告

2025年6月23日

静岡県牧之原市坂口3336番地4

富士山静岡空港株式会社

代表取締役社長 棚葉 章良

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,332,259	流动負債	353,949
固定資産	1,457,322	(賞与引当金)	(40,200)
		固定負債	57,995
		株主資本	2,377,636
		資本準備金	496,075
		資本準備金	1,342,270
		その他資本準備金	336,075
		利益剰余金	1,006,195
		利益剰余金	539,290
		その他利益剰余金	539,290
		(うち当期純損失)	(221,886)
資産合計	2,789,581	負債・純資産合計	2,789,581

## 第42期 決算公告

2025年6月20日

神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目6番3号

日本エンジニアリング株式会社

代表取締役社長 中村 信秀

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	2,489	流动負債	940
固定資産	625	固定資本	159
		資本剩余额	2,015
		その他資本剩余额	20
		利益剰余金	40
		利益準備金	40
		その他利益剰余金	1,957
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	1,952
		(うち当期純利益)	(419)
資産合計	3,114	自己株式	△2
		負債・純資産合計	3,114

## 第25期 決算公告

令和7年6月25日

佐賀県唐津市東大島町3番11号

株式会社びーぶる

代表取締役 中村 隆

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	610,244	流动負債	453,041
固定資産	1,120,285	固定負債	281,390
有形固定資産	107,622	負債合計	734,431
無形固定資産	58,027	株主資本	996,098
投資等	954,636	資本準備金	75,000
		利益剰余金	923,348
		利益準備金	7,653
		その他利益剰余金	916,695
		(うち当期純利益)	(71,525)
		自己株式	—
資産合計	1,730,529	純資産合計	996,098
		負債・純資産合計	1,730,529

## 第58期 決算公告

令和7年7月30日

福井市大和田1-501

福井日野自動車株式会社

代表取締役 高田 泰実

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,765,403	流动負債	827,445
固定資産	659,668	固定負債	132,478
有形固定資産	506,001	負債合計	959,924
無形固定資産	558	株主資本	1,430,410
投資等	153,108	資本準備金	15,000
		利益剰余金	1,415,410
		利益準備金	3,750
		その他利益剰余金	1,411,660
		(うち当期純利益)	(98,787)
		評価・換算差額等	34,736
		その他有価証券評価差額金	34,736
資産合計	2,425,071	純資産合計	1,465,147
		負債・純資産合計	2,425,071

## 第12期 決算公告

令和7年7月30日

兵庫県神戸市中央区浜通四丁目1番11号

MCK Gポートホールディング株式会社

代表取締役 前田 和也

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科目	金額(千円)
資の産部	
流动資産	18,990
固定資産	3,873,549
資産合計	3,892,539
負純資産部	
流动負債	1,196
株主資本	3,891,342
資本準備金	100,000
资本剰余金	3,784,682
その他資本剰余金	1,259,682
利益剰余金	2,525,000
その他利益剰余金	6,660
(うち当期純損失)	(2,077)
負債・純資産合計	3,892,539

## 第41期 決算公告

令和7年6月20日

栃木県佐野市栄町3番地2

株式会社セイケイ

代表取締役 宮嶋 良和

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額(百万円)
資産の部	
流动資産	6,244
固定資産	3,116
有形固定資産	2,896
無形固定資産	103
投資等	117
資産合計	9,360
負債及び純資産の部	
流动負債	1,611
固定負債	138
負債合計	1,749
株主資本	7,611
資本準備金	950
資本剰余金	750
資本準備金	750
利益剰余金	5,911
利益準備金	50
その他利益剰余金	5,861
純資産合計	7,611
負債・純資産合計	9,360

損益計算書の要旨  
(自令和6年4月1日)  
(至令和7年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額
売上高	11,231
売上原価	9,661
売上総利益	1,570
販費	962
営業収益	608
営業外収益	80
営業外費用	0
営業経常利益	688
特別損失	4
税引前当期純利益	684
法人税、住民税及び事業税	188
法人税等調整額	24
当期純利益	472

## 第3期 決算公告

令和7年7月30日

兵庫県宝塚市新明和町1番1号

グリーンパーク宝塚株式会社

代表取締役 濱崎 晃志

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額
資の産部	
流动資産	550,283
固定資産	353
資産合計	550,636
負純資産部	
流动負債	54,127
株主資本	496,509
資本準備金	499,000
利益剰余金	△2,491
その他利益剰余金	△2,491
(うち当期純利益)	(5,770)
合計	550,636

## 第24期 決算公告

令和7年6月27日 東京都渋谷区東三丁目11番10号

ニュース証券株式会社

代表取締役 長倉 洋邦

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	4,959	流动負債	3,706
固定資産	91	賞与引当金	10
有形固定資産	9	役員賞与引当金	2
無形固定資産	—	固定負債	1
投資等	82	特別法上の準備金	11
		株主資本	1,332
		資本準備金	1,000
		資本剰余金	108
		資本準備金	108
		利益剰余金	223
		利益準備金	141
		その他利益剰余金	82
資産合計	5,050	負債・純資産合計	5,050

損益計算書の要旨  
(自令和6年4月1日)  
(至令和7年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額
営業収益	383
営業費用	12
営業収益	370
販売費	363
営業外収益	7
営業外費用	12
営業外収益	0
営業外費用	20
営業外費用	—
営業外費用	—
営業外費用	20
税引前当期純利益	7
法人税、住民税及び事業税	7
法人税等調整額	1
当期純利益	12

## 第19期決算公告

令和7年7月30日 東京都港区六本木三丁目1番1号  
ジャパンネクスト証券株式会社  
代表取締役 山田 正勝

貸借対照表の要旨  
(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	14,000	流动負債	834
固定資産	2,442	固定負債	56
有形固定資産	1,146	負債合計	891
無形固定資産	255		
投資その他の資産	1,040		
資産合計	16,443		
		負債・純資産合計	16,443

損益計算書の要旨  
(自 令和6年4月1日)  
(至 令和7年3月31日)  
(単位:百万円)

科目	金額
売上高	5,916
売上原価	163
販売費及び一般管理	3,356
営業利益	2,396
営業外収益	63
営業外費用	0
常利益	2,460
常利損失	3
税引前当期純利益	2,456
法人税・住民税及び事業税	746
法人税等調整額	17
当期純利益	1,692

## 第14期決算公告

令和7年7月30日 広島県東広島市志和町奥屋10284番2  
株式会社三輝テック  
代表取締役 木村 里美

貸借対照表の要旨  
(令和7年4月30日現在) (単位:千円)

科目	金額
資の産部	17,113
流動資産	17,113
固定資産	—
合計	17,113
負純資産及のび部	5,677
流动負債	31,686
固定負債	△ 20,250
株主資本	△ 3,000
利益剰余金	△ 23,250
その他利益剰余金	△ 23,250
(うち当期純損失)	(9,344)
合計	17,113

## 令和6年度決算公告

令和7年7月30日 静岡県浜松市中央区田尻町120番地1  
医療法人弘遠会  
理事長 竹下 力

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	3,494,893	流动負債	3,441,531
固定資産	5,580,213	賞与引当金	431,176
有形固定資産	5,047,064	その他の流动負債	3,010,355
無形固定資産	21,356	固定負債	5,112,776
投資その他の資産	511,793	役員退職慰労引当金	148,797
		その他の固定負債	4,963,979
		負債合計	8,554,307
		基積立金	0
		代替基積立金	520,799
		設立等積立金	53,000
		繰越利益積立金	191,599
		純資産合計	520,799
資産合計	9,075,106	負債・純資産合計	9,075,106

損益計算書の要旨  
(自 令和6年4月1日)  
(至 令和7年3月31日)  
(単位:千円)

科目	金額
事業収益	10,595,563
(うち本来業務)	10,317,235
(うち附帯業務)	278,328
事業費用	10,394,307
(うち本来業務)	10,155,524
(うち附帯業務)	238,783
事業利益	201,256
事業外利益	452
事業外費用	79,445
常利益	122,263
常利損失	4
税引前当期純利益	122,259
法人税・住民税及び事業税	54,085
法人税等調整額	△ 3,893
当期純利益	72,066

## 第3期決算公告

令和7年7月30日 長崎県諫早市久山町1442番地1  
グリーンパーク長崎県央県南株式会社  
代表取締役 松下 康樹

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額
資の産部	7,394
流動資産	7,394
固定資産	0
合計	7,394
負純資産及のび部	71
流动負債	7,323
固定負債	10,000
株主資本	△ 2,677
利益剰余金	△ 2,677
その他利益剰余金	(822)
合計	7,394

## 第91期決算公告

令和7年7月30日 広島市西区観音新町四丁目10番134号  
広島トヨタ自動車株式会社  
代表取締役 藤井 一裕

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	13,979	流动負債	20,449
固定資産	14,476	賞与引当金	290
有形固定資産	1,024	固定負債	2,077
無形固定資産	13	株主資本	4,749
投資その他の資産	13,438	資本剰余金	80
		資本準備金	1
		その他利益剰余金	4,667
		評価・換算差額等	29
		その他有価証券評価	4,638
		差額金	1,178
資産合計	28,455	負債・純資産合計	28,455

損益計算書の要旨  
(自 令和6年4月1日)  
(至 令和7年3月31日)  
(単位:百万円)

科目	金額
売上高	33,371
売上原価	27,647
手数料	1,645
販売費及び一般管理	7,369
営業利益	5,837
営業外損益	1,531
常利益	346
常利損益	1,877
税引前当期純利益	278
法人税・住民税及び事業税	2,155
法人税等調整額	748
当期純利益	△ 12
	1,420

## 第20期決算公告

令和7年7月30日 東京都港区六本木六丁目10番1号  
一般社団法人表参道ヒルズ本館  
代表理事 橋本 繁樹

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額
資の産部	4,278
流動資産	4,278
固定資産	1
合計	4,279
負純資産及のび部	538
流动負債	538
固定負債	538
株主資本	3,000
利益剰余金	740
(うち当期純利益)	(9)
純資産合計	3,740
合計	4,279

## 第69期決算公告

令和7年7月30日 新潟県加茂市五番町5番2号  
株式会社川崎薬品商会

代表取締役 川崎 晃

貸借対照表の要旨 (令和6年9月30日現在)

科目	金額(千円)
資の産部	
流动資産	61,329
固定資産	71,440
合計	132,769
負純資産及のび部	
流动負債	80,396
固定負債	46,367
株主資本	6,006
資本剰余金	25,000
利益剰余金	18,994
その他利益剰余金	1,280
(うち当期純利益)	△ 20,274
負債・純資産合計	(38)
	132,769

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を一千七百万円減少し  
八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司  
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおり  
です。

新潟県加茂市五番町五番二号

代表取締役 川崎 晃  
株式会社川崎薬品商会

## 第4期決算公告

令和7年6月18日 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号  
一般社団法人代々木地区駐車対策協議会

代表理事 永富 宣治

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:円)

科目	金額
資の産部	
流动資産	332,730,221
合計	332,730,221
負債財産及び正味財産の正部	
流动負債	71,961
固定負債	71,961
一般正味財産	332,658,260
正味財産合計	332,658,260
合計	332,730,221



## 第78期決算公告

令和7年7月26日 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号  
株式会社ヒューマックス  
代表取締役 林 祥隆

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	12,510	流動負債	7,939
現金及び預金	12,200	固定負債	26,985
売掛金他	309	株主資本	21,372
固定資産	43,970	資本剰余金	100
有形固定資産	36,330	資本準備金	7,841
無形固定資産	352	その他資本剰余金	120
投資その他の資産	7,286	利益剰余金	7,721
投資有価証券他	7,298	その他利益剰余金	13,430
貸倒引当金	△11	評価・換算差額等	184
		その他の有価証券評価差額金	100
		繰延ヘッジ損益	84
資産合計	56,481	負債・純資産合計	56,481

損益計算書の要旨  
(令和6年4月1日から)  
(令和7年3月31日まで)  
(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	6,000
売上原価	3,794
販売費及び一般管理	1,207
営業利益	999
営業外収益	359
営業外費用	365
営業常利益	993
特別利益	0
特別損失	17
税引前当期純利益	976
法人税、住民税及び事業税	45
法人税等調整額	257
当期純利益	673

## 第14期決算公告

令和7年7月22日 兵庫県芦屋市大原町11番24号  
一般財団法人 久保平兵衛記念財団  
代表理事 久保 國彦

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資の産部	32,387
流動資産	723,498
固定資産	755,885
合計	755,885
負債部	2,295
流動負債	15,533
固定負債	17,828
合計	17,828
基	—
指定正味財産	676,195
一般正味財産	61,862
正味財産合計	738,057
合計	755,885

## 第51期決算公告

令和7年3月31日 東京都千代田区麹町三丁目7番地  
サンゴバン株式会社

代表取締役 李 美雨

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	16,438	流動負債	13,727
固定資産	2,527	貯金引当金	179
		負債	59
		株主資本	5,178
		資本剰余金	957
		資本準備金	27
		利益剰余金	27
		利益準備金	4,193
		その他利益剰余金	240
資産合計	18,965	負債・純資産合計	18,965

損益計算書の要旨  
(自 令和6年1月1日)  
(至 令和6年12月31日)  
(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	17,442
売上原価	12,498
売上総利益	4,943
販売費及び一般管理	2,501
営業利益	2,442
営業外収益	735
営業外費用	420
営業常利益	2,757
特別損失	4
税引前当期純利益	2,753
法人税、住民税及び事業税	870
法人税等調整額	△37
当期純利益	1,920

## 第26期決算公告 令和7年7月30日

神奈川県横須賀市浦郷町五丁目2931番地70  
株式会社エフピット横須賀パワー

代表取締役 山崎 剛

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の産部	1,063
流動資産	96
固定資産	1,160
資産合計	1,160
負債部	679
流動負債	459
固定負債	21
株主資本	100
資本剰余金	537
その他資本剰余金	537
利益剰余金	△615
その他利益剰余金	△615
(うち当期純損失)	(318)
負債・純資産合計	1,160

## 第38期決算公告

令和7年3月31日 東京都千代田区麹町三丁目7番地  
マグ・イゾペール株式会社

代表取締役 李 美雨

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,988	流動負債	15,369
固定資産	12,073	固定負債	1,217
		株主資本	6,273
		資本剰余金	2,217
		資本準備金	217
		利益剰余金	3,838
		利益準備金	336
		その他利益剰余金	3,501
資産合計	23,061	負債・純資産合計	23,061

損益計算書の要旨  
(自 令和6年1月1日)  
(至 令和6年12月31日)  
(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	23,591
売上原価	15,117
売上総利益	8,473
販売費及び一般管理	6,065
営業利益	2,407
営業外収益	14
営業外費用	110
営業常利益	2,311
特別損失	0
税引前当期純利益	3
法人税、住民税及び事業税	2,307
法人税等調整額	514
当期純利益	147
	1,645

## 第14期決算公告 令和7年6月30日

福井県鯖江市舟津町一丁目4番11号  
株式会社CFCデザイン

代表取締役会長 西大路 誠

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の産部	1,703
流動資産	412
固定資産	2,115
資産合計	2,115
負債部	1,211
流動負債	160
固定負債	744
株主資本	100
資本準備金	157
その他資本剰余金	57
利益剰余金	486
その他利益剰余金	486
(うち当期純利益)	(8)
負債・純資産合計	2,115

## 第1期決算公告

令和7年7月30日 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー  
KPMG税理士法人内

サガミ特定目的会社

取締役 中村 武

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
特定資産	12,159	流動負債	64
固定資産	12,159	固定負債	5,749
特定資産合計	12,159	負債合計	5,813
その他の資産	528	社員資本	6,874
流動資産	508	特定資本	0
固定資産	12	優先資本	6,808
繰延資産	7	剰余金	66
その他の資産合計	528	純資産合計	6,874
資産合計	12,688	負債・純資産合計	12,688

損益計算書の要旨  
(自 令和6年5月17日)  
(至 令和7年3月31日)  
(単位:百万円)

科 目	金 額
営業収益	338
営業費用	271
営業利益	66
営業外収益	0
営業外費用	0
営業常利益	67
税引前当期純利益	67
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	66

## 第33期決算公告 令和7年6月26日

福井市花堂東1丁目13番6号  
エナジーサポートセンター株式会社

代表取締役 浦杉 義博

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の産部	98,113
流動資産	48,795
固定資産	146,908
資産合計	146,908
負債部	39,659
流動負債	10,680
固定負債	50,339
株主資本	96,569
資本準備金	30,000
利益剰余金	66,569
その他利益剰余金	66,569
(うち当期純利益)	(4,818)
純資産合計	96,569
負債・純資産合計	146,908

## 第40期決算公告

2025年7月30日

福井県福井市石新保町38字1番地

福井備蓄保安サービス株式会社

代表取締役社長 飯島 誠

貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	172,456
流動資産	11,039
合 計	183,496
負純 資産 及の び部	
流動負債	49,238
固定負債	50,045
株主資本	84,212
資本利益	10,000
資本利益(うち当期純利益)	74,212 (7,974)
合 計	183,496

## 第1期決算公告

令和7年7月30日

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

トウヤ特定目的会社

取締役 中村 武

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
その他の資産	78,000	流動負債	11,600
流動資産	78,000	負債合計	11,600
社員資本		特定資本金	66,400
資本利益		資本利益△33,600	100,000
資本利益(うち当期純利益)		△33,600	
その他の資産合計	78,000	純資産合計	66,400
資産合計	78,000	負債・純資産合計	78,000

損益計算書の要旨  
(自 令和7年1月17日)  
(至 令和7年3月31日)  
(単位:円)

科 目	金 額
営業収益	0
営業費用	22,000
営業損失	22,000
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	22,000
税引前当期純損失	22,000
法人税、住民税及び事業税	11,600
当期純損失	33,600

## 第40期決算公告

2025年7月30日

福井県坂井市三国町米納津50字臨海1番

福井備蓄マリン株式会社

代表取締役社長 飯島 誠

貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	123,746
流動資産	5,894
合 計	129,640
負純 資産 及の び部	
流動負債	33,501
固定負債	40,672
株主資本	55,466
資本利益	10,000
資本利益(うち当期純利益)	45,466 (1,638)
合 計	129,640

## 第4期決算公告

令和7年7月30日

東京都港区虎ノ門三丁目2番2号

株式会社ゼウレカ

代表取締役 務董 明子

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	668	流動負債	319
固定資産	893	貰与引当金	14
合 計	1,561	固定負債	423
負債合計	741		
株主資本		819	
資本剩余额		515	
資本準備金		515	
利益剩余额		515	
その他利益剩余额		△211	
純資産合計	819	△211	
資産合計	1,561	負債・純資産合計	1,561

損益計算書の要旨  
(自 令和6年4月1日)  
(至 令和7年3月31日)  
(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	341
売上原価	351
売上総損失	10
販売費及び一般管理	388
営業損収費用	398
営業外損益	219
営業常別損失	199
経常特別損失	20
税引前当期純損失	13
法人税、住民税及び事業税	180
法人税等調整額	366
当期純損失	△71
売上高	△57
販売費及び一般管理	238

## 第35期決算公告

令和7年6月24日

長野県伊那市西箕輪2676番地1

株式会社JVCケンウッド長野

代表取締役 枝築 兼史

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の 産部	1,383
流動資産	357
合 計	1,740
負純 資産 及の び部	
流動負債	745
固定負債	426
株主資本	569
資本利益	50
資本利益(うち当期純利益)	519
資本準備金	13
その他利益剩余额	506
合 計	1,740

## 第29期決算公告

令和7年6月26日

東京都千代田区大手町一丁目3番1号J Aビル

GAM証券投資顧問株式会社

代表取締役 岩本 貴聖

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	367,141	流動負債	199,426
固定資産	82,669	固定負債	50,000
合 計	449,811	負債合計	249,426
株主資本		200,385	
資本剩余额		751,500	
資本準備金		651,500	
利益剩余额		651,500	
その他利益剩余额		△1,202,614	
純資産合計	200,385	△1,202,614	
資産合計	449,811	負債・純資産合計	449,811

損益計算書の要旨  
(自 令和6年4月1日)  
(至 令和7年3月31日)  
(単位:千円)

科 目	金 額
営業収益	152,244
営業費用	684
営業損失	151,559
販売費及び一般管理	407,034
営業外損益	255,474
営業常別損失	9,068
経常特別損失	246,405
税引前当期純損失	5,198
法人税、住民税及び事業税	251,604
当期純損失	950
営業収益	252,554

第13期決算公告 令和7年7月30日

京都市南区東九条室町23番地

株式会社新中袖発電所

代表取締役 山崎 剛

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の 産部	3,458
流動資産	2,554
合 計	6,013
負純 資産 及の び部	
流動負債	1,433
固定負債	2,964
株主資本	1,615
資本剩余额	100
資本準備金	1,287
その他資本剩余额	1,187
利益剩余额	228
その他利益剩余额	228
合 計	(200)
負債・純資産合計	6,013

## 第9期決算公告

令和7年6月27日

東京都千代田区内幸町2丁目2番2号

三菱ケミカル旭化成エチレン株式会社

代表取締役 今村 啓二

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	26,851	流動負債	28,404
固定資産	8,012	貰与引当金	193
合 計	34,863	その他の負債	28,211
株主資本		固定負債	4,287
資本剩余额		資本	2,174
資本準備金		資本	2,000
その他資本剩余额		利益	174
利益準備金		利益	54
その他利益剩余额		利益	121
評価・換算差額等		評価・換算差額等	△2
繰延ヘッジ損益		繰延ヘッジ損益	△2
合 計	34,863	負債・純資産合計	34,863

損益計算書の要旨  
(自 令和6年4月1日)  
(至 令和7年3月31日)  
(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	238,056
売上原価	237,519
売上総利益	538
販売費及び一般管理	300
営業外費用	238
営業常別利益	2
経常特別利益	68
税引前当期純利益	172
法人税、住民税及び事業税	172
法人税等調整額	57
当期純利益	△5
売上高	120

## 第21期決算公告

令和7年7月30日

東京都港区芝五丁目33番11号  
日本ジェネリック株式会社

代表取締役社長 井上 祐弘

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	30,472	流动負債	23,805
固定資産	32,085	貢与引当金	336
		固定負債	28,908
		退職給付引当金	243
		役員退職慰労引当金	25
		株主資本	9,843
		資本剰余金	1,255
		資本準備金	1,245
		利益剰余金	1,245
		その他の利益剰余金	7,343
資産合計	62,557	負債・純資産合計	62,557

損益計算書の要旨  
(自令和6年4月1日)  
(至令和7年3月31日)  
(単位:百万円)

科目	金額
売上高	37,712
売上原価	32,932
売上総利益	4,780
販売費及び一般管理	3,902
業外収益	877
業外費用	3
常勤経営特別損失	223
常勤経営特別利益	657
常勤経営特別損失	44
税引前当期純利益	0
法人税、住民税及び事業税	701
法人税等調整額	△170
当期純利益	29
	843

## 第34期決算公告

2025年7月30日

京都市下京区梅小路高畠町19番地

東海商事株式会社

代表取締役 篠田 節美

貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額
資の産部	2,036
流動資産	1,340
固定資産	
合計	3,376
負純資産及のび部	
流動負債	3,778
固定負債	10,406
株主資本	△10,807
資本剰余金	10,000
利益剰余金	△20,807
その他利益剰余金	△20,807
(うち当期純利益)	(51)
合計	3,376

## 第6期決算公告

2025年6月30日 東京都千代田区大手町一丁目4番2号  
Global Hospital Management株式会社

代表取締役 上出 衛輔

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	10,561,931	流动負債	478,383
固定資産	1,548,446	固定負債	854,547
		株主資本	10,776,651
		資本剰余金	755,000
		資本準備金	1,139,255
		その他資本剰余金	745,000
		利益剰余金	394,255
		その他利益剰余金	8,882,396
		評価・換算差額等	8,882,396
		その他有価証券評価差額金	796
資産合計	12,110,378	負債・純資産合計	12,110,378

損益計算書の要旨  
(自2024年4月1日)  
(至2025年3月31日)  
(単位:千円)

科目	金額
売上高	11,697,805
販売費及び一般管理	36,338
業外収益	11,661,466
業外費用	321,453
常勤経営常勤損失	59,023
税引前当期純利益	11,923,896
法人税、住民税及び事業税	11,923,896
法人税等調整額	△23,339
当期純利益	9,377,142

## 第1期決算公告

令和7年7月30日 徳島市東新町2丁目12番地  
徳島サステナブルエナジー株式会社

代表取締役 福島 慎一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額
資の産部	30,070
流動資産	
固定資産	
合計	30,070
負純資産及のび部	
流動負債	1,973
固定負債	28,097
株主資本	30,000
資本剰余金	△1,902
利益剰余金	△1,902
その他利益剰余金	(1,902)
合計	30,070

## 第7期決算公告

2025年7月30日 東京都港区北青山二丁目5番1号  
B Sインベストメント株式会社

代表取締役 辻 貴由

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流动資産	558
固定資産	247,779
	流动負債
	188,500
	固定負債
	235,108
	株主資本
	13,228
	資本剰余金
	100
	資本準備金
	25
	その他資本剰余金
	12,698
	利益剰余金
	404
	その他利益剰余金
	404
	純資産合計
	13,228
資産合計	248,337
	負債・純資産合計
	248,337

損益計算書の要旨  
(自2024年4月1日)  
(至2025年3月31日)  
(単位:百万円)

科目	金額
収益	1,612
販売費及び一般管理	1,612
業外収益	806
業外費用	805
常勤経営常勤損失	2
税引前当期純損失	823
法人税、住民税及び事業税	15
法人税等調整額	15
当期純利益	△392
	△6
	383

第6期決算公告 令和7年7月30日  
高知県長岡郡本山町木能津大境3105番10  
エフピットファームこうち株式会社

代表取締役 福島 慎一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科目	金額(百万円)
資の産部	199
流動資産	2,036
固定資産	
合計	2,235
負純資産及のび部	
流動負債	360
固定負債	1,789
株主資本	85
資本剰余金	30
資本準備金	378
その他資本剰余金	170
利益剰余金	208
その他利益剰余金	△322
その他利益剰余金	△322
負債・純資産合計	(122)
	2,235

## 第3期決算公告

令和7年6月26日 富山県下新川郡入善町下飯野252番1  
アトランド株式会社

代表取締役 丸山 起司

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,996,377	流动負債	61,773
固定資産	1,322,945	負債合計	61,773
		株主資本	3,257,549
		資本剰余金	1,750,000
		資本準備金	1,750,000
		利益剰余金	△242,450
		その他利益剰余金	△242,450
		純資産合計	3,257,549
資産合計	3,319,322	負債・純資産合計	3,319,322

損益計算書の要旨  
(自令和6年4月1日)  
(至令和7年3月31日)  
(単位:千円)

科目	金額
販売費及び一般管理	162,482
業外損失	162,482
業外収益	1,964
常勤経営常勤損失	2,228
税引前当期純損失	162,746
法人税、住民税及び事業税	162,746
法人税等調整額	1,940
当期純損失	△52,727
	111,958

## 第2期決算公告

令和7年7月30日 高知県土佐郡土佐町田井字コヲベノ本3170

株式会社土佐カーポテック

代表取締役 谷脇 勝久

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科目	金額(百万円)
資の産部	27
流動資産	123
固定資産	
合計	150
負純資産及のび部	
流動負債	179
固定負債	△28
株主資本	10
資本剰余金	△38
利益剰余金	△38
その他利益剰余金	(34)
負債・純資産合計	150

第25期決算公告 令和7年6月27日  
埼玉県越谷市大沢三丁目6番1号  
株式会社パルテきたこし  
代表取締役 遠藤 正

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	110,197
固 定 資 産	401,346
有 形 固 定 資 産	323,290
投 資 そ の 他 の 資 産	78,056
合 計	511,544
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	49,537
固 定 負 債	63,141
資 本 利 益	398,866
資 本 余 金	80,000
利 益 剰 余 金	330,266
そ の 他 利 益 剰 余 金 (うち当期純損失)	330,266 (3,589)
自 己 株 式	△11,400
合 計	511,544

第1期決算公告 令和7年7月30日  
東京都足立区千住一丁目4番1号  
株式会社レガシス  
代表取締役 上宇宿 淳

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	6,828,978
固 定 資 産	2,312,996
緑 延	257,480
合 計	9,399,454
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	1,263,432
合 計	1,263,432
株式会社レガシス	
上宇宿 淳	

第52期決算公告 2025年6月20日  
東京都中央区日本橋本町三丁目6番2号  
株式会社旭小津  
代表取締役 立野 智之

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	40,470
固 定 資 産	127,530
合 計	168,000
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	21,414
固 定 負 債	1,878
合 計	23,292
株 主 資 本	144,708
資 本 利 益	20,000
資 本 余 金	124,708
利 益 剰 余 金	5,000
そ の 他 利 益 剰 余 金 (うち当期純利益)	119,708 (946)
合 計	144,708
負債・純資産合計	168,000

第1期決算公告 令和7年7月30日  
東京都千代田区九段北一丁目11番4号  
井門九段下ビル4階

株式会社ドキドキホールディングス  
代表取締役 湯本 達也

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流 動 資 産	98
固 定 資 産	3,843
合 計	3,941
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	153
固 定 負 債	2,497
合 計	3,941
株式会社ドキドキホールディングス	
湯本 達也	

第5期決算公告 2025年7月30日  
東京都中央区日本橋小網町11番4号  
クレアボ・テクノロジーズ株式会社  
代表取締役 山田 理一

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	162,201
固 定 資 産	74,113
合 計	236,314
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	634,734
固 定 負 債	△398,420
資 本 利 益	100,000
資 本 余 金	100,000
資 本 準 備 金	100,000
利 益 剰 余 金	598,420
そ の 他 利 益 剰 余 金 (うち当期純損失)	598,420 (598,420)
合 計	236,314

第19期決算公告 令和7年7月30日  
東京都渋谷区渋谷一丁目1番6号  
ペステックスコンサルティング株式会社  
代表取締役 小久保 隆

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流 動 資 産	43,901
固 定 資 産	4,006
合 計	47,907
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	2,637
固 定 負 債	45,270
資 本 利 益	34,000
資 本 余 金	10,000
資 本 準 備 金	10,000
利 益 剰 余 金	1,270
そ の 他 利 益 剰 余 金 (うち当期純損失)	1,270 (11,423)
合 計	47,907

第26期決算公告 令和7年7月30日  
愛知県小牧市大字本庄字白池811番地の1  
株式会社ファーストフーズ名古屋  
代表取締役社長 金井 盛能

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流 動 資 産	1,789,132
固 定 資 産	3,290,267
合 計	5,079,399
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	2,213,169
固 定 負 債	963,723
資 本 利 益	1,902,507
資 本 余 金	60,000
資 本 準 備 金	1,842,507
利 益 剰 余 金	5,500
そ の 他 利 益 剰 余 金 (うち当期純利益)	1,837,007 (319,263)
合 計	5,079,399

決算公告 令和7年7月30日  
三重県桑名市大字播磨字内代1904番地の14  
株式会社北勢ゴルフスクール  
代表取締役 村瀬 庄市

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流 動 資 産	63,905
固 定 資 産	14,278
合 計	78,184
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債	5,492
固 定 負 債	72,692
資 本 利 益	41,000
資 本 余 金	31,692
資 本 準 備 金	31,692
利 益 剰 余 金	(12,254)
そ の 他 利 益 剰 余 金 (うち当期純利益)	(12,254)
合 計	78,184

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を六百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し意義のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を六億五千万五千円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金としてすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

資本金及び準備金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を一千四百万円、資本準備金の額を一千万円減少し、それぞれ二千円、〇円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を三千百万円減少し一千円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 第17期決算公告

令和7年7月30日 岡山市北区辰巳29番地113  
株式会社モンスター・ドロップス  
代表取締役 平山 直哉  
貸借対照表の要旨 (令和7年1月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 9,369
合	9,369
負純 資産 及の び部	流動負債 1,728
	固定負債 7,508
	株主資本 133
	資本剰余金 16,000
	△15,866
	△15,866
	(うち当期純利益) (3,532)
合	9,369

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を一千百万円減少し、五百円とするにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年7月30日

岡山市北区辰巳29番地113

株式会社モンスター・ドロップス  
代表取締役 平山 直哉

第44期決算公告 令和7年7月30日  
福岡県宗像市田野1349番地3  
愛見葉品株式会社九州販売  
代表取締役 東秀憲  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 39,192
	固定資産 24,478
合	63,670
負純 資産 及の び部	流動負債 13,480
	固定負債 7,552
	株主資本 21,032
	資本剰余金 42,637
	△10,000
	△32,637
	△310
	△32,327
	(うち当期純損失) (31,255)
合	42,637
負債・純資産合計	63,670

## 第61期決算公告

令和7年7月30日 京都市南区東九条室町23番地  
エフピットコミュニケーションズ株式会社  
代表取締役 吉本 幸男

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産 7,758	流動負債 8,303	上高価値 44,825	上原価益 41,365
固定資産 15,642	固定負債 6,844	上一般管理 3,460	上販賣費 2,358
有形固定資産 9,486	株主資本 8,251	業外収益 1,101	業外費用 120
無形固定資産 177	資本剰余金 2,000	常別損 417	常別益 803
投資その他の資産 5,978	資本準備金 810	特別損失 5	特別利益 358
	資本準備金 810	税引前当期純利益 451	税引前当期純利益 299
	△5,490	法人税 1	法人税 1
	△5,486	事業税 1	事業税 1
	△48	税等調整額 10	税等調整額 10
資産合計 23,400	負債・純資産合計 23,400	△163	△163

## 損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)  
至 令和7年3月31日)  
(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高 44,825	
売上原価 41,365	
売上一般管理 3,460	
販賣費 2,358	
業外収益 1,101	
業外費用 120	
常別損 417	
常別益 803	
特別損失 5	
特別利益 358	
税引前当期純利益 451	
法人税 1	
事業税 1	
税等調整額 10	
△163	

第85期決算公告 令和7年6月20日  
福岡市中央区渡辺通4丁目8-28  
株式会社 OSS

代表取締役 金子 直幹  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 163,930
	固定資産 196,743
合	360,674
負純 資産 及の び部	流動負債 3,617
	固定負債 19,570
	株主資本 337,486
	資本剰余金 50,000
	△305,086
	△12,500
	△292,586
	(△35,049)
合	△17,600
合	360,674

第59期決算公告 令和7年7月30日  
長野県下伊那郡阿智村浪合1192番地  
治部坂観光株式会社  
代表取締役 伊藤 義寛

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 50,256
	固定資産 180,766
合	231,022
負純 資産 及の び部	流動負債 966
	固定負債 77,839
	株主資本 152,216
	資本剰余金 48,000
	△190,000
	△190,000
	△85,784
	△12,000
	△97,784
	(20,394)
合	231,022

資本準備金の額の減少公告  
当社は、資本準備金の額を一億六千万円減少することにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年7月30日

長野県下伊那郡阿智村浪合1192番地  
治部坂観光株式会社  
代表取締役 伊藤 義寛

第19期決算公告 令和7年6月27日  
福岡県太宰府市水城三丁目8番14号  
西日本高速道路サービス九州株式会社  
代表取締役社長 野口 和也  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 713,723
	固定資産 181,164
合	894,887
負純 資産 及の び部	流動負債 639,322
	固定負債 49,323
	株主資本 206,241
	資本剰余金 50,000
	△10,000
	△10,000
	△146,241
	△2,500
	△143,741
	(△29,006)
合	△894,887

第49期決算公告

令和7年7月30日 大阪府大阪市浪速区日本橋四丁目7番17号  
社会医療法人若弘会  
理事長 川合 弘高

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
流動資産 4,010,077	流動負債 2,543,226
固定資産 4,452,333	(うちその他引当金) (198,920)
有形固定資産 4,036,272	固定負債 1,328,854
無形固定資産 63,227	負債合計 3,872,080
その他資産 352,834	積立金 4,573,547
	設立等積立金 237,655
	緑越利益積立金 4,335,892
	評価・換算差額等 16,783
	その他有価証券評価差額金 16,783
	純資産合計 4,590,330
資産合計 8,462,410	負債・純資産合計 8,462,410

損益計算書の要旨  
(自 令和6年4月1日)  
至 令和7年3月31日)  
(単位:千円)

科 目	金 額
事業損益 99,745	
本来業務事業損益 114,824	
附帯業務事業損益 △15,079	
事業外収益 1,643	
常別損 20,337	
常別益 81,051	
特別損失 2,228	
特別利益 2,301	
税引前当期純利益 80,978	
法人税 170	
事業税 80,808	

令和6年度決算公告

令和7年6月27日 球県さいたま市北区東大成町二丁目107番地

一般社団法人大宮医師会

代表理事 松本 雅彦

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 1,362,437
	固定資産 3,099,292
合	4,461,729
負味 債 財 及 び の 正 部	流動負債 764,702
	固定負債 79,587
	株主資本 3,617,440
	資本剰余金 0
	△3,617,440
	(△58,197)
合	4,461,729

## 第3期決算公告

令和7年7月30日

広島市西区観音新町四丁目10番134号

広島トヨタホールディングス株式会社

代表取締役 藤井 一裕

## 貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	633
固定資産	20,569
有形固定資産	17,177
無形固定資産	7
投資その他の資産	3,384
合 計	21,202
負債及び純資産の部	
流動負債	5,366
賞与引当金	34
固定負債	13,260
負債の部合計	18,627
株主資本	2,573
資本剰余金	10
資本準備金	2,432
その他資本剰余金	54
利益剰余金	2,377
その他利益剰余金	310
(うち当期純利益)	310
自己株式	△ 178
評価・換算差額等	1
その他有価証券評価差額金	1
純資産の部合計	2,575
合 計	21,202

## 第141期決算公告

令和7年6月26日

東京都港区三田三丁目2番6号

株式会社タツノ

代表取締役 龍野 翔

## 貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	29,484
固定資産	22,800
有形固定資産	16,657
無形固定資産	1,127
投資その他の資産	5,015
資産合計	52,285
負債及び純資産の部	
流動負債	10,462
賞与引当金	1,180
特別引当金	1,060
その他	8,222
固定負債	1,946
役員退職慰労引当金	500
その他の	1,446
負債合計	12,409
株主資本	39,371
資本剰余金	480
資本準備金	1,509
資本準備金	4
その他資本剰余金	1,505
利益剰余金	37,381
利益準備金	83
その他利益剰余金	37,298
(うち当期純利益)	(2,472)
評価・換算差額等	503
その他有価証券評価差額金	503
純資産合計	39,875
負債・純資産合計	52,285

## 第43期決算公告

令和7年7月30日

東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号  
住友不動産原宿ビル12階

VFジャパン株式会社

代表取締役 アレクサンダー・  
ティモシー・ウィルソン

## 貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	4,572,565
固定資産	631,350
資産合計	5,203,916
負債及び純資産の部	
流動負債	1,674,623
返品調整引当金	36,568
売上債引当金	155,533
賞与引当金	59,784
示印ント引当金	551
事業再編損失引当金	269,190
固定負債	89,518
株主資本	3,439,774
資本剰余金	49,950
資本剰余金	449,550
その他資本剰余金	449,550
利益剰余金	2,940,274
利益準備金	11,694
繰越利益剰余金	2,928,580
(うち当期純利益)	(255,723)
負債・純資産合計	5,203,916

## LED照明器具取替工事に関する入札のお知らせ

次のとおり一般競争入札(制限付き)を行いますので公告します。

記

- 工事名  
社会福祉法人松山隣保館救護施設丸山荘LED証明器具取替工事
- 工事概要  
「社会福祉法人松山隣保館救護施設丸山荘LED照明器具取替工事募集要領」に定める通り
- 工期  
工事請負契約締結日から令和7年12月3日まで
- 配布書類  
募集要領、様式一式(申請様式等)  
※当法人ホームページ(<http://www.rinpokan.or.jp>)または丸山荘にて配布
- 問い合わせ先  
社会福祉法人松山隣保館 救護施設丸山荘  
(LED工事担当窓口)  
〒790-0062  
愛媛県松山市南江戸六丁目1697番地  
電話 089-946-5110  
E-mail  
[maruyamasou@ehime.email.ne.jp](mailto:maruyamasou@ehime.email.ne.jp)

令和7年7月30日

社会福祉法人松山隣保館  
理事長 島津 諭

## 第87期決算公告

令和7年6月27日

福岡市中央区大手門二丁目1番10号

西鉄建設株式会社

代表取締役 宮崎 裕二

## 貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	8,330,725
固定資産	200,928
有形固定資産	13,498
無形固定資産	1,905
投資その他の資産	185,524
合 計	8,531,653
負債及び純資産の部	
流動負債	6,629,404
(うち賞与引当金)	(41,844)
(うち完成工事補償)	(4,351)
固定負債	66,139
(うち退職給付引当)	(62,722)
株主資本	1,787,732
資本剰余金	40,000
利益剰余金	1,747,732
利益準備金	10,000
その他利益剰余金	1,737,732
(うち当期純利益)	(325,363)
評価・換算差額等	48,377
その他有価証券評価差額金	48,377
合 計	8,531,653

## 第78期決算公告

令和7年7月30日

徳島市国府町府中92番地

長生堂製薬株式会社

代表取締役 井上 祐弘

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資産の部	
流動資産	8,956,183
固定資産	8,339,670
資産合計	17,295,853
負債及び純資産の部	
流動負債	10,423,413
賞与引当金	229,938
固定負債	1,073,674
退職給付引当金	486,441
役員退職慰労引当金	10,634
株主資本	5,798,765
資本剰余金	340,200
資本準備金	431,762
その他資本剰余金	252,612
利益剰余金	179,150
利益準備金	5,136,803
その他利益剰余金	60,707
利益準備金	5,076,095
その他利益剰余金	(1,032,023)
自己株式	△110,000
負債・純資産合計	17,295,853

## 第59期決算公告

令和7年7月30日 宮城県仙台市青葉区本町二丁目11番33号  
株式会社トヨタレンタリース宮城 代表取締役 後藤 隆一

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,469,536	流动負債	7,562,760
固定資産	9,806,206	(賞与引当金)	(81,205)
		固定負債	1,539,565
		(退職給付引当金)	(479,765)
		株主資本	3,173,417
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	2,000
		利益準備金	2,000
		利益準備金	3,361,417
		その他利益剰余金	12,500
		(うち当期純利益)	3,348,917
		自己株式	(687,909)
			△240,000
資産合計	12,275,743	負債・純資産合計	12,275,743

## 第77期決算公告

令和7年6月30日 東京都豊島区西池袋5丁目13番13号  
東都自動車株式会社 代表取締役 宮本 繁樹

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(190,170)	(負債の部)	(5,684)
流動資産	2,778	流动負債	329
固定資産	16,392	固定負債	5,355
有形固定資産	7,645	純資産	(13,486)
無形固定資産	201	株主資本	13,242
投資その他の資産	8,546	資本剰余金	92
		資本準備金	860
		利益準備金	12,290
		(うち当期純損失)	(42)
		評価・換算差額等	244
		その他有価証券評価差額金	244
資産の部合計	19,170	負債・純資産の部合計	19,170

## 第12期決算公告

令和7年7月30日

埼玉県川口市東領家3-27-10  
PG製薬株式会社代表取締役 嶋津 偵也  
貸借対照表の要旨 (令和6年8月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の産部	
流動資産	8,715
合 計	8,715
負純資産及び部	
流動負債	313
株主資本	8,402
利益剰余金	12,500
その他利益剰余金	△4,098
(うち当期純損失)	△4,098
合 計	(124)
	8,715

資本金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を二五〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。  
効力発生日は令和7年8月31日です。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。  
この決定は、令和7年7月8日に終了しております。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
効力発生日は令和7年8月31日です。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
(甲) 左記のとおりです。  
(乙) 計算書類の公告義務はありません。  
令和7年7月30日  
埼玉県川口市東領家3-27-1-10  
PG製薬株式会社  
代表取締役 嶋津 偵也

## 第34期決算公告

令和7年7月30日

東京都港区虎ノ門一丁目13番3号  
株式会社旅行総研 代表取締役 石井 光彦

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の産部	
流動資産	1,349,035
固定資産	926,336
合 計	2,275,371
負純資産及び部	
流動負債	886,469
固定資本	833,654
資本剰余金	555,248
利益準備金	100,000
利益準備金	455,248
その他利益剰余金	7,840
(うち当期純利益)	447,408
合 計	(42,673)
	2,275,371

## 決算公告

令和7年7月30日

神奈川県藤沢市片瀬海岸二丁目17番8-505号  
株式会社カナガワイノン

代表取締役 島田 喜彦

貸借対照表の要旨 (令和6年8月31日現在)

科 目	金額(円)
資の産部	
流動資産	26,058,282
固定資産	401,853,605
資産合計	427,911,887
負純資産及び部	
流動負債	31,148,576
株主資本	405,662,765
利益剰余金	△8,899,454
その他利益剰余金	3,000,000
(うち当期純利益)	△11,899,454
負債・純資産合計	427,911,887

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しては解散することにいたしました。

官報は、国の法令や公示事項を掲載し、国民に周知するための国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前8時30分に官報発行サイトにおいて発行され、直近90日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。

<https://www.kango.go.jp>



内閣府

## 第29期決算公告

令和7年7月30日

東京都新宿区大久保一丁目12番1号  
株式会社韓国広場 代表取締役 金 根熙

貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,062,068	流动負債	2,069,948
固定資産	6,342,632	固定負債	3,978,565
資産合計	855	株主資本	2,357,042
負純資産及び部		資本剰余金	50,000
流動負債		その他資本剰余金	30,000
株主資本		利益剰余金	30,000
利益剰余金		利益準備金	2,277,042
その他利益剰余金		その他利益剰余金	20,000
(うち当期純利益)		利益準備金	2,257,042
負債・純資産合計	8,405,556	(うち当期純利益)	(24,516)
資産合計	8,405,556	負債・純資産合計	8,405,556

新設分割公告  
当社は、新設分割により新設する株式会社

ひろば(住所:東京都新宿区大久保一丁目二番一号)に対して当社の営む不動産事業及び化粧品事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公司

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。





## 決算公告

令和7年7月30日  
埼玉県戸田市笛目二丁目20番地1  
Starbrightz株式会社  
代表取締役 大平 元気

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	63,823 742 285
	合計	64,851
負純 資 産 及 の び 部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 その他利益 利益 余 金 (うち当期純損失)	47,651 91,832 △74,633 500 △75,133 △75,133 (18,986)
	合計	64,851

## 決算公告

令和7年7月30日  
さいたま市岩槻区大字上野109番地10  
株式会社エイト  
代表取締役 足立 克己

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	220,639 21,914
	合計	242,553
負純 資 産 及 の び 部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 その他利益 利益 余 金 (うち当期純利益)	79,090 90,037 73,424 5,000 68,424 68,424 (22,975)
	合計	242,553

合併左記会社は合併して存続し乙は解散することにいたしました。この合併の株主総会は令和7年9月1日であります。月一日に終了しておあります。この合併の株主総会の承認決議は令和7年7月1日であります。この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。お、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 決算公告

令和7年7月30日  
東京都台東区寿三丁目9番5号  
株式会社リバースプラス  
代表取締役 森田 武

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)(単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	15,257,394 8,575,293
	資産合計	23,832,687
負純 資 産 及 の び 部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 その他利益 利益 余 金 (うち当期純利益)	16,827,866 163,225 6,841,596 100,000 6,741,596 6,741,596 (0)
	負債・純資産合計	23,832,687

## 決算公告

令和7年7月30日  
東京都台東区寿三丁目9番5号  
株式会社Rebirth  
代表取締役 森田 武

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)(単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	89,409,387 50,415,931
	資産合計	139,825,318
負純 資 産 及 の び 部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 その他利益 利益 余 金 (うち当期純損失)	25,656,823 107,420,810 6,747,685 10,000,000 △3,252,315 △3,252,315 (15,721,900)
	負債・純資産合計	139,825,318

合併左記会社は合併して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 決算公告

令和7年7月30日  
東京都中央区八丁堀二丁目3番9号4階  
株式会社IRODORU  
代表取締役 近藤諒太朗

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	6,634 321
	合計	6,956
負純 資 産 及 の び 部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 その他利益 利益 余 金 (うち当期純損失)	1,446 6,390 △879 1,610 △2,489 △2,489 (613)
	合計	6,956

## 決算公告

令和7年7月30日  
東京都中央区八丁堀二丁目3番9号4階  
株式会社Hub Works  
代表取締役 近藤諒太朗

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	51,573 3,621
	合計	55,194
負純 資 産 及 の び 部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 その他利益 利益 余 金 (うち当期純利益)	27,320 3,457 24,416 3,000 21,416 21,416 (7,631)
	合計	55,194

合併左記会社は合併して存続し乙は解散することにいたしました。この合併の株主総会は令和7年10月1日であります。月一日に終了しておあります。この合併の株主総会の承認決議は令和7年7月1日であります。この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 第23期決算公告

令和7年7月30日  
兵庫県宝塚市社町13番4号  
株式会社ターンオーバー  
代表取締役 南井 直也

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	61,707 56,789
	合計	118,497
負純 資 産 及 の び 部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 その他利益 利益 余 金 (うち当期純損失)	6,022 55,614 56,860 3,000 53,860 53,860 (4,418)
	合計	118,497

## 第16期決算公告

令和7年7月30日  
兵庫県宝塚市社町13番4号  
株式会社キャピタルラック  
代表取締役 南井 園美

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	5,621 66,288
	合計	71,909
負純 資 産 及 の び 部	流动負債 固定負債 株主資本 利益 その他資本 利益 余 金 (うち当期純利益)	35,092 36,817 8,000 38,642 38,642 △9,824 △9,824 (2,381)
	合計	71,909

合併左記会社は合併して存続し乙は解散することにいたしました。この合併の株主総会は令和7年9月1日であります。月一日に終了しておあります。この合併の株主総会の承認決議は令和7年7月15日であります。この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

## 第78期決算公告

令和7年7月30日 福井県福井市西開発3丁目301番地1  
石黒建設株式会社  
代表取締役社長 齋藤 泰輔

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,717,060	流動負債	7,504,750
(うち現金・預金)	(5,707,347)	(うち短期借入金)	(330,032)
固定資産	3,387,249	(うち1年以内償還) 社債等	(500,000)
有形固定資産	2,036,519	(うち賞与引当金)	(157,700)
無形固定資産	25,865	固定負債	2,915,911
投資その他の資産	1,324,865	(うち社債)	(2,000,000)
		(うち長期借入金)	(395,839)
		(うち退職給付引当金)	(227,563)
		(うち役員退職慰労引当金)	(180,457)
		負債合計	10,420,661
		株主資本	5,375,269
		資本金	500,000
		資本剰余金	188,589
		資本準備金	168,719
		その他資本剰余金	19,870
		利益剰余金	5,052,787
		利益準備金	125,000
		その他利益剰余金	4,927,787
		自己株式	△ 366,107
		評価・換算差額等	308,379
		その他有価証券評価差額金	308,379
		純資産合計	5,683,648
資産合計	16,104,310	負債・純資産合計	16,104,310

損益計算書の要旨 (自令和6年4月1日) (至令和7年3月31日) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
売上高	18,731,587	経常利益	1,001,001
売上原価	16,510,861	特別利益	274
売上総利益	2,220,726	特別損失	53,675
販売費及び一般管理費	1,369,149	税引前当期純利益	947,600
営業利益	851,577	法人税、住民税及び事業税	307,359
営業外収益	200,016	法人税等調整額	△ 13,602
営業外費用	50,591	当期純利益	653,843

## 第17期決算公告

2025年7月30日

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番地8

ラピスセミコンダクタ株式会社

代表取締役社長 和久野一雅

## 貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	53,268	流動負債	47,455
固定資産	120,425	固定負債	75,274 (退職給付引当金)
		負債合計	122,729
		株主資本	49,622
		資本金	300
		資本剰余金	21,196
		資本準備金	300
		その他資本剰余金	20,896
		利益剰余金	28,126
		その他利益剰余金	28,126
		評価・換算差額等	1,341
		その他有価証券評価差額金	1,341
		純資産合計	50,964
資産合計	173,693	負債・純資産合計	173,693

## 損益計算書の要旨

(自2024年4月1日) (至2025年3月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	62,965	特別利益	7,280
売上原価	62,368	特別損失	7,664
売上総利益	597	税引前当期純損失	3,928
販売費及び一般管理費	2,878	法人税、住民税及び事業税	30
営業損失	2,281	法人税等調整額	△ 890
営業外収益	364	当期純損失	3,068
経常損失	1,627		
	3,544		

## 第24期決算公告

令和7年7月30日 東京都千代田区永田町二丁目10番3号

エルエヌジージャパン株式会社

代表取締役社長 宮澤 俊樹

## 貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	16,754
固定資産	88,358
	負債合計
	44,806
株主資本	59,973
資本剰余金	22,142
資本準備金	22,132
利益剰余金	15,699
利益準備金	2
その他利益剰余金	15,696
評価・換算差額等	333
その他有価証券評価差額金	31
繰延ヘッジ損益	302
純資産合計	60,307
資産合計	105,113
負債・純資産合計	105,113

## 損益計算書の要旨

(自令和6年4月1日) (至令和7年3月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	881	経常利益	12,725
売上原価	93	特別利益	4,868
売上総利益	787	特別損失	6,996
販売費及び一般管理費	2,878	税引前当期純利益	10,596
営業損失	2,091	法人税、住民税及び事業税	71
営業外収益	16,067	法人税等調整額	1,804
営業外費用	1,250	当期純利益	8,721

## 第38期決算公告

令和7年7月30日

愛知県一宮市奥町字下口西89番地の1

社会医療法人 杏嶺会

理事長 上林 弘和

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	21,583,635
固定資産	30,996,931
有形固定資産	29,255,018
無形固定資産	503,330
(その他の資産)	(1,238,581)
	積立金
	設立等積立金
	繰越利益剰余金
資産合計	52,580,566
	負債・純資産合計
	52,580,566

## 損益計算書の要旨

(自令和6年4月1日) (至令和7年3月31日) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
事業収益	41,322,130	事業外収益	14,308
(うち本来業務)	(40,278,892)	(うち附帯業務)	109,124
(うち収益業務)	(1,043,237)	経常利益	2,822,624
(うち損失業務)	(—)	特別利益	1,328
事業費用	38,404,688	特別損失	3,385
(うち本来業務)	(37,530,224)	(うち附帯業務)	2,820,567
(うち収益業務)	(874,464)	(うち損失業務)	20,931
事業利益	2,917,440	当期純利益	2,799,636

## 第34期決算公告

令和7年6月25日

東京都千代田区外神田四丁目14番1号  
DOWAマネジメントサービス株式会社

代表取締役 若林 英一

## 貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額
資の 産部	
流 動 資 産	663
固 定 資 産	66
資 産 合 計	730
負債 及び 純資産 の部	
流 動 負 債	247
賞 与 引 当 金	149
役 員 賞 与 引 当 金	11
そ の 他	86
固 定 負 債	17
退 職 給 付 引 当 金	3
役 員 退 職 引 当 金	14
負 債 合 計	265
株 主 資 本	465
資 本 剰 余 金	100
資 本 剰 余 金	284
その 他 資 本 剰 余 金	284
利 益 剰 余 金	81
その 他 利 益 剰 余 金	81
(うち 当 期 純 利 益)	(62)
純 資 産 合 計	465
負 債・純 資 産 合 計	730

## 第37期決算公告

令和7年6月25日

東芝インフォメーションシステムズ  
株式会社

代表取締役 渡辺 茂樹

## 貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流 動 資 産	5,959,496
固 定 資 産	5,400,687
資 産 合 計	11,360,183
負債 及び 純資産 の部	
流 動 負 債	5,858,267
賞 与 引 当 金	1,110,368
固 定 負 債	3,734,330
退 職 給 付 引 当 金	3,590,862
選 択 型 福 利 制 度 引 当 金	143,468
負 債 合 計	9,592,597
株 主 資 本	1,767,586
資 本 剰 余 金	418,750
資 本 準 備 金	468,750
そ の 他 資 本 剰 余 金	368,750
利 益 剰 余 金	100,000
利 益 準 備 金	880,086
そ の 他 利 益 剰 余 金	12,500
(うち 当 期 純 損 失)	867,586
純 資 産 合 計	(326,327)
純 資 産 合 計	1,767,586
負 債・純 資 産 合 計	11,360,183

## 第62期決算公告

令和7年7月30日

愛知県豊明市沓掛町小所189番地

寿がきや食品株式会社

代表取締役 菅木 伸一

## 貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流 動 資 産	4,470,464
固 定 資 産	6,672,682
合 計	722
負債 及び 純資産 の部	
流 動 負 債	6,141,363
固 定 負 債	1,890,680
合 計	8,032,043
株 主 資 本	3,111,825
資 本 剰 余 金	93,262
資 本 準 備 金	17,727
利 益 剰 余 金	17,727
利 益 準 備 金	3,040,006
そ の 他 利 益 剰 余 金	23,315
(うち 当 期 純 利 益)	3,016,690
自 己 株 式	(68,316)
合 計	39,170
純 資 産 の 部 合 計	3,111,825
合 計	11,143,869

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲、乙の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和7年7月30日  
愛知県豊明市沓掛町小所一八九番地(甲) 寿がきや食品株式会社  
代表取締役 菅木 伸一(乙) 株式会社つばめ食品  
代表取締役 菅木 伸一

第6期決算公告 令和7年7月30日  
三重県桑名市大字友村261番地  
株式会社つばめ食品  
代表取締役 菅木 伸一  
貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	374,447
固 定 資 産	370,160
合 計	744,607
負債 及び 純資産 の部	
流 動 負 債	148,422
固 定 負 債	539,054
合 計	687,476
株 主 資 本	57,131
資 本 剰 余 金	10,000
利 益 剰 余 金	47,131
利 益 準 備 金	2,500
そ の 他 利 益 剰 余 金	44,631
(うち 当 期 純 利 益)	(56,814)
純 資 産 の 部 合 計	57,131
合 計	744,607

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和7年8月三十一日であり、兩社の株主総会の承認決議は令和7年7月9日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和7年7月30日  
京都府京都市中京区烏丸通四条上ル筍町六九一番地(甲) アンエンタープライズ株式会社  
代表取締役 宮脇 大士(乙) アイティック株式会社  
代表取締役 宮脇 大士

## 第29期決算公告 令和7年7月30日

京都市下京区室町通綾小路上る鶴鉢町480番地オフィス一戸建

アイティック株式会社

代表取締役 宮脇 大士

## 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	98,607
固 定 資 産	17,902
合 計	116,509
負債 及び 純資産 の部	
流 動 負 債	1,544
固 定 負 債	41,900
資 本 剰 余 金	73,065
利 益 剰 余 金	16,000
利 益 準 備 金	57,065
そ の 他 利 益 剰 余 金	50,000
(うち 当 期 純 損 失)	7,065
合 計	(18,792)
純 資 産 の 部 合 計	116,509

## 第26期決算公告 令和7年7月30日

京都市中京区烏丸通四条上ル筍町691番地

アンエンタープライズ株式会社

代表取締役 宮脇 大士

## 貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	248,561
固 定 資 産	1,647,330
合 計	1,895,891
負債 及び 純資産 の部	
流 動 負 債	473
固 定 負 債	420,000
資 本 剰 余 金	1,475,418
利 益 剰 余 金	8,000
利 益 準 備 金	53,890
そ の 他 利 益 剰 余 金	53,890
(うち 当 期 純 利 益)	1,413,528
合 計	1,413,528
純 資 産 の 部 合 計	1,413,528
合 計	1,895,891

